




別記様式(第2条関係)

平成30年4月26日

平成29年度 政務活動費収支報告書

鳥取県議会議長 稲田寿久 様

鳥取県議会議員 市谷知子 

1 交付を受けた政務活動費の額 3,000,000 円

2 政務活動費を充てた支出の額

| 項目 | 金額 | 主な支出の内訳 |
|-------|----------|---|
| 調査研究費 | 38,728 円 | 政府レクチャー鳥取・羽田間航空機代(33480円)、団体予算要望提出依頼書郵送代(2050円:錦織県議と按分)、国民健康保険市町村アンケート送付代(738円:錦織陽子県議と按分)、団体予算要望の結果返送代(2460円:錦織陽子県議と按分) |
| 研修費 | 0 | |
| 会議費 | 0 | |
| 資料作成費 | 0 | |
| 資料購入費 | 0 | |
| 広報費 | 0 | |
| 事務所費 | 0 | |
| 事務費 | 0 | |
| 人件費 | 0 | |
| 合計 | 38,728 | |

3 支出に充てない残額 2,961,272 円

政務活動報告書

| | |
|-----------|---|
| 活動事項 | 政府レクチャー (中部地震被害対策、美保基地CH47、C2輸送機配備について) |
| 活動年月日 | 平成29年8月23日(水) |
| 場所 | 衆議院第一議員会館 第七会議室 |
| 活動の相手方 | 湯沢信行(内閣府政策統括官参事官参事官補佐)、山内将平(観光庁観光産業課課長補佐)、甘利英治(総務省自治行政局市町村課課長補佐)、澤田昌利(農林水産省大臣官房文書課災害総合対策室課長補佐)、佐野(防衛政策局訓練課)ほか。 |
| 目的・内容・結果等 | <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鳥取県中部地震被災支援に対する、政府の姿勢や施策の確認。 ●鳥取県にある自衛隊美保基地に配備されるCH47、C2輸送機、新型空中給油機の機能・役割・配備計画等、美保基地の機能変化、厚木基地から岩国基地への空母艦載機部隊の移転に伴う鳥取県内への影響について確認。 ●日欧EPAに関して、地域の農林水産業への影響、説明会、対策について確認。 <p>※これらは、8月22日の知事要望でも求めたところであるが、国政に関わることであるため、政府の対応を確認する必要があった。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鳥取県中部地震被災支援について <ul style="list-style-type: none"> ★一部損壊支援を対象とし、300万の支援上限額を引き上げるよう被災者生活再建支援法の拡大を求めたところ、「著しい被害」を対象に国と都道府県が基金積立し対応しているものであり、対象拡大は慎重な検討が必要とのこと。ただ対象外の一部損壊支援についても解体前提で支援を認めている。今の制度のままでよいとは思っておらず、支援対象者アンケートや県にヒアリングし、運営面での改定を検討している。8割の都道府県知事が改善を要望しているが知事会が要望すれば改善を検討するのかと尋ねたところ、検討可能とのことであった。 ★被災した旅館への支援は、国の制度にはないので保険で備えてほしい。中小企業庁に貸付制度があるとのことであった。 ★被災自治体への特別交付税の総枠拡大については、以前総枠が6%から4%に下げられたが、2年前に6%にもどした。30年度に向け維持したいとのこと。 ★観光への支援継続については、「とっとりで待っとなりますキャンペーン」を国として支援した結果、当初4万人のキャンセルがあったが、2万人集客し、3割の落ち込みがあったが、それを上回る実績となった。今後、筋肉質な観光地にする事が必要であり、「えんのみち」という取組みをしている。 ★農業施設の災害復旧事業期限後に農地の水漏れがあり、期限延長し支援対象にすることについては、東日本大震災では査定する余裕がなかったので期限延長したが、異常な天災や1件40万円を越えるような大きな被害でないと期限延長できないとのことだった。 ★JAの建物被害への支援については、私有財産なので自己責任が国の建前であり、農協の共済制度を活用してほしい。田畑や共同施設は国民の食糧生産を支えるという公共性があるので支援している。 ●自衛隊美保基地等について。 <ul style="list-style-type: none"> ★CH47について鳥取県は災害対策のために配備を求めたとしているが、中期防衛計画では、「島嶼部への攻撃への対応」や「弾道ミサイル攻撃への対応」と位置づけられているがどうなのか尋ねたところ、基本的には災害対応であるが、国際援助活動などの可能性は有ると回答。全 |

国 70 機あるが、中国地方にはないので、地積が確保できる美保基地に配備する事にしたと。29年度中に2機、最終的に4機の計画であること。CH47JとCH47JAの違いは、それぞれ540*と1040*と航続距離に違いと機体の大きさの違いがあり、CH47JAは機能が大きく、美保基地配備の可能性もあるとのこと。美保基地は航空自衛隊だが、CH47は陸上自衛隊であり、美保基地の中に陸上自衛隊米子駐屯地美保分屯地第三飛行隊を置き、指揮命令系統は中部方面隊ヘリ部隊にぶら下がる。訓練内容・時間・場所・訓練頻度・投下訓練はまだどうするか決まっていない。格納庫整備に42億円で、機体は他の基地からの移動なので新たな経費はかからないとのこと。

★美保基地配備がC1からC2輸送機に転換されるが、老朽化対策だけでなく、中期防衛力整備計画では、「島嶼部に対する攻撃への対応で、迅速な展開・対処能力の向上」のためのとしているがどうかと尋ねたところ、C1とC2は、大きさは3倍となり、PKO国際援助が目的の配備であるとのことであった。配備計画は、現在3機、29年度2機、30年度3機、31年度1機、32年度1機で、人員は28年度830人が29年度800人となり、30年度はこれから。平成32年度にT400教育隊が移転するので全体の人員は減るとのこと。C2輸送機の滑走路逸脱事故があり機体改良はいつされるのかと尋ねたところ、ヒューマンエラーであり、改修はするが予算のことがあるのでいつとは言えないとのことであった。

★新型空中給油機の中期防衛力整備計画における位置づけを尋ねたところ、「島嶼部への対応。既設のKC767もPKO国際援助活動に参加している」と、海外展開するものであるとのことであった。給付ブームの不具合発生で開発が遅れていると聞くがいつ配備されるのか尋ねたところ、一昨年米国への納入遅れ、昨年遅れたが、現在は順調。32年度には配備される予定とのこと。配備経費は、28年度231億円、29年度299億円。32年度1機、いずれ3機となるがすべて美保基地に配備したいと。離発着訓練や洋上空給油訓練を行う。オスプレイの空中給油中の事故は原因解明されたのかと尋ねたが、事故報告書の確認中で、準備が整い次第説明する。安全配慮を求めているとのこと。

★美保基地の機能は、T400教育隊の移転、C1からC2への転換、CH47配備、新型空中給油機配備で、美保基地全体はどうなるのかと尋ねたところ、32年度は移動が多いので、気をつけないといけないと自覚しているとのこと。また美保基地の通信機能については、防衛上、話すことができないと。高尾山のレーダーについては他国監視であるとのこと。

★厚木基地から岩国基地への空母艦載機部隊の移転による鳥取県内への影響について、岩国移転計画は、29年11月FA18、30年1月EA18・C2、31年FA18戦闘機移転配備予定で、美保基地との共同訓練は現時点では考えていない。移転に伴う騒音や低空飛行訓練の増加は、把握は困難であるが情報提供してもらおう。鳥取県が騒音測定器設置を求めていることに対しては、有益な効果があるかどうか、ひどいところ(島根、広島)でまず設置して把握するとのこと。

●日欧EPAについて

★国内や各地域の農林水産業への影響は検討したのか尋ねたところ、影響試算していないとのこと。「大枠合意」の内容や交渉過程を各県や産別に説明会をする事については、鉱工業分野は地域ごと・中国産業界が8月31日に説明会をする。外務省が8月31日に北海道で他省庁と説明会。その他は様子を見て検討。自治体については要請があればやる。秋には対策を出す、そのときまでに影響試算も出すとのことだった。鳥取県自治体代表者会議が、農林水産業分野での対策(乳牛導入経費補助、牛マルキン90%補填、豚マルキン90%補填、CLTの製造・供給体制整備支援、果樹・園芸産地対策)を求めているがどう対応するのか尋ねたところ、TPP関連法ではTPP発行後にマルキン補填率引き上げを行うようにしているが、それまでに畜産クラスター事業で経営強化の対策もやっている。日欧EPAも同様の対応となるとのことだった。

| | |
|----------------|---|
| | <p>【結果（成果）等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●鳥取県中部地震被災支援について <ul style="list-style-type: none"> ★一部損壊支援を被災者生活再建支援法の対象にすることは、正直難しいとの回答であったが、知事会等が要望すれば改善を検討する可能性があるとのことであった。繰り返し会派要望や9月県議会でも知事に一部損壊支援を国に求めるよう提起したところ、知事も要望することとなった。 ●自衛隊美保基地等について。 <ul style="list-style-type: none"> ★CH47配備は災害対応のためとしているが、中期防衛力計画では、「島嶼部への攻撃への対応」や「弾道ミサイル攻撃への対応」と位置づけられていることが改めて確認され、またCH47でも2種類ありCH47JAの航続距離はより長くなり、海外展開を可能とし、美保基地の機能が拡大され、危険性が増すことがわかった。引き続き危険性を明らかにしたい。 ★更にC1からC2輸送機への転換も、単に老朽化対策に留まらず、「PKO国際援助」が目的と、海外展開の当然の任務とし、滑走路逸脱事故への対応で機体改良の見通しが立っておらず、二重の危険性がはらんでいることが分かった。その後、国で機体改良予算が組まれることになった。 ★新型空中給油機は海外展開を前提とし美保基地の機能を変えるものであることが明らかになり、知事も認識を同じくするようになってきている。 ★厚木基地から岩国基地への空母艦載機部隊の移転による鳥取県内への影響について、岩国基地からの低空飛行訓練が継続して行われており、県も国に騒音測定器の設置を継続的に求めている。引き続き取り組むこととしたい。 ●日欧EPAについて <ul style="list-style-type: none"> ★国が29年12月21日にTPP11と日欧EPAの影響試算を示し、30年1月10日農水省の担当者が来て鳥取県での説明会が行われた。 ★30年2月臨時県議会で質疑を行ったところ、国によって牛マルキン90%補てんが法制化されたことがわかった。県として、継続実施と豚マルキン90%補てんを求めるとの意向が表明された。 |
| <p>関連領収書番号</p> | <p>領収書①</p> |

領収書 ①



各種代金お支払い 取扱明細書兼領収書 (お客様控)

発券日 2017年08月18日 時間 19時17分 お支払い金額 33,480円
20003-5 鳥取天神町

ANA(全日本空輸株式会社)

お客様氏名 市谷 知子 様
下記予約を承っております。全1名 全2旅程分の金額です。
出発日 便名 区間 出発時刻 出発日 便名 区間 出発時刻
08/23 ANA292 鳥取 羽田 0705 08/23 ANA299 羽田 -鳥取 1930



お支払い後の返金は当店ではお受けできません。お支払い内容に関しては下記へお問合せください。

収納代行会社
ワイルネット株式会社

お問い合わせ先: 国内線予約案内センター
電話: 0570-029-222 受付時間: 06:30-22:00
東京03-6741-8800 大阪06-7637-8800
札幌011-726-8800 福岡092-752-8800 沖縄098-861-8800

申込No.: 2000372306945595
この明細書は大切に保管してください。

No. 048415

領 収 書

平成 29 年 10 月 25 日

日本共産党鳥取県議会議員団 様

| | | | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----------|
| 領収金額 | | | | | | | | | | ¥ 4 1 0 0 |
|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----------|

| |
|----------------|
| 収入印紙 |
| 3万円未満 非課税 |
| 100万円以下 200円 |
| 200万円以下 400円 |
| 300万円以下 600円 |
| 500万円以下 1,000円 |

上記金額正に領収いたしました。

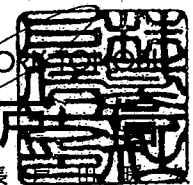
但し七割代(82円×50枚)とし

内 訳

| | |
|--------|---|
| 現金 | ✓ |
| 小切手(枚) | |
| 手形(枚) | |

| | |
|-----|---|
| 取扱印 | 部 |
| 高田 | |

生活 NETWORK



株式会社 TONOBU

代表取締役社長

本社：〒680-0915 鳥取市緑ヶ丘2丁目667番地14
TEL. (0857)24-5872(代) FAX. (0857)24-5817

※ 会派のりくみであつた。同じ会派の金巻徹陽子果糖と按分

$$4,100 \text{ 円} \div 2 = 2050 \text{ 円}$$

平成29年10月27日

各団体代表者 様

日本共産党鳥取県議会議員団
団 長 市 谷 知 子

平成30年度予算要望事項について

日本共産党鳥取県議会議員団の活動に関しましては、日頃より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、日本共産党鳥取県議会議員団では、貴団体が要望される平成30年度の重点施策及び新規事業をお聞きし、今後の県予算に反映したいと考えております。

ついては、当会派への要望を希望される場合、要望書（別添参考様式又は自由様式）を下記担当に電子メール又はファクシミリでお送りいただくか、1部を郵送していただきますよう、よろしく申し上げます。

お手数ですが、ご提出の締切りは、11月24日（金）とさせていただきます。

（期限に間に合わない場合、又は要望のない場合は、恐れ入りますがその旨を御一報いただければ幸いです。）

なお、ご要望の内容については、極力、詳細をお伺いしたいと考えておりますので、要望書をお送りくださる際には、面談希望の有無についても、併せてお知らせください。

（面談日時等については別途ご連絡いたします。）

（要望書の送付先）

680-8570

鳥取市東町一丁目220

鳥取県議会事務局 調査課 成相

電 話 : 0857-26-7464

ファクシミリ : 0857-26-7461

電子メール

(参考様式)

【送付先】鳥取県議会事務局 成相 宛 ファクシミリ 0857-26-7461
電子メール XXXXXXXXXX

■ 団 体 名 : _____

■ 担当者及び連絡先 : _____ 電話 _____

〈要望内容〉 ※ 別紙（自由様式）で御送付いただいても結構です

〈面談の希望〉 ※いずれかに○をお願いします。

有 ・ 無

領収書 ③

領収書

毎度ありがとうございます

日本共産党鳥取県議団様

[販売]
ライオンズクラブ創立100周年
82円 18枚 ¥1,476

小計 ¥1,476

課税計 ¥0
(内消費税等 ¥0)
非課税計 ¥1,476

合計 ¥1,476
お預り金額 ¥1,476

印紙税申告納
付につき趣町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時：2017年11月22日 11:48
担当：山澤 良知
発行No. 171122J5333 端N23箱02
連絡先：米子博労町郵便局
TEL:0859-33-5999

郵便局からのお知らせ

年賀はがき好評販売中

2018年1月8日(月)以降に

年賀はがきを差し出される場合は、

さらに10円分の切手を貼り足して

いただく必要がありますので、

ご注意ください。

※
会派への切り込みであり、
同じ会派の錦織陽子県議と
接分。

1,476円 ÷ 2 = 738円

各位

2017年11月22日
 日本共産党鳥取県議団
 団長 市谷知子
 幹事長 錦織陽子

「国民健康保険県単位化」についてのアンケートのお願い

日頃から、住民福祉の増進にご尽力いただいておりますことに、改めて敬意を申し上げます。

さて、表題にあります「国民健康保険県単位化」が、来年度の平成30年度からスタートする予定です。この実施にあたり、現在、県と市町村国保連携会議及び鳥取県国保運営協議会で具体的な今後の方針案が協議されています。

つきましては、各市町村がどのように対応を検討されているのか、またご意見等についても聞かせていただきたいと思います、アンケートに取り組んでおります。大変お忙しいとは存じますが、何卒ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

尚、回答はなるべく12月5日ごろまでにFAX(0859-32-5590)にてお願いいたします。

(1)国保会計への一般会計繰入について

国が、「決算補てん等目的の一般会計繰り入れの解消」を求めていることについて。

①どう思いますか。 →()

②「決算補填等目的の一般会計繰入」について

・現在、何に対して行っていますか。 →()

・今後の継続はどうか。 →(継続する ・ 継続しない ・ わからない)

→その理由 ()

③「決算補填等の目的以外」の一般会計繰入について

・現在、何に対して行っていますか。 →()

・今後の継続はどうか。 →(継続する ・ 継続しない ・ わからない)

→その理由 ()

(2)国保事業の財政安定化のために設置される「鳥取県財政安定化基金」について

①来年度から活用する意思はありますか。 →(ある ・ ない ・ わからない)

②同基金を活用すると、翌年度の県への納付金に反映されることについてどう思いますか。

→()

③同基金を補完する市町村財政調整基金を引続き保有しますか。

→(する・しない・わからない)

(3)保険料について

①保険料の全県統一を望みますか。 →(はい・いいえ・わからない)

→その理由 (_____)

②国が保険事業や条例減免等を保険料に反映させる案を示していますが、どうしますか。

→(反映させる・反映しない・わからない)

③現在、全市町村が保険料の賦課算定方式は4方式(資産割、所得割、均等割、平等割)を採用していますが、30年度からどうしますか。

→(4方式・3方式(資産割を抜く)・その他・わからない)

④「均等割」から収入のない子どもを除くつもりはありますか。

→(ある・ない・わからない)

⑤「応能割」:「応益割」の標準比率は、50:50とされてきましたが、今後どうしますか。

→(_____)

⑥今後「賦課限度額」をどのように設定しますか。

→(_____)

(4)県への納付金について

①市町村の医療費水準を全て納付金に反映させることについて、どう思いますか。

→(_____)

②県の案では、「応益割」の均等割:平等割を70:30としていますが、どう思いますか。

→(_____)

③県の案では、特別医療費助成に係る国庫負担金の減額調整措置分(国保のペナルティ)について、減額分を市町村納付金に加算するとしていますが、どう思いますか。

→(_____)

※国保ペナルティに関連して、

・国のペナルティについて →(廃止してほしい・現状でよい・その他)

・県が国ペナルティに対して →(補填すべき・補填しなくてよい・わからない)

(5)保険料の収納について

①収納対策でとりにくんでいることは何ですか。

→(_____)

②今後、収納対策の追加として、考えていることはありますか。

→(_____)

④収納率向上に必要なことはなんだと思いますか。

→(_____)

④県が収納目標を、「原則として標準的な収納率(過去3カ年の平均)に0.5%上乗せした率を定めるよう求めていることについてどう思いますか。

→(_____)

⑤県が収納率向上のために「県地方税滞納整理機構」の活用を促していることについてどう思いますか。

→(_____)

(6)保険給付に係る事務処理の標準化について

当面、以下の事務についての標準化の検討が求められていますが、標準化を求めたいものについて、○をしてください。

①必須給付 療養の給付、療養費や高額療養費、高額介護合算療養費、移送など

②任意給付 葬祭費、出産育児一時金など

→(_____)

(7)次の市町村が担う事務の標準化について、どう考えていますか。

被保険者証作成

資格管理事務

保険給付の支払い事務

・高額療養費給付判断

・高額介護合算給付判断

・保険料減免の取り扱い

・一部負担金の減免取り扱い

・保険給付の差し止めの取り扱い

・高齢世帯の支給申請簡略化

・地単ペナルティ分の県対応

保険給付に係る直接支払い

地単公費の償還払い取り扱い

療養費

出産一時金

医療費通知

短期証・資格証、限度額適用認定証

月報関係

(8)国保会計に困難を感じておられますか。その原因は何だと思えますか。

(9)国に対して求めること。

(10)県に対して求めること。

領収書 ④

領収書

毎度ありがとうございます

日本共産党鳥取県議団

[別納引受]
第一種定形外(規格内) 143.0g
@205 24通 ¥4,920
小計 ¥4,920

郵便物引受合計通数 24通
課税計 ¥4,920
内消費税等 ¥364
非課税計 ¥0

合計 ¥4,920
お預り金額 ¥5,000
おつり ¥80

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-1
取扱日時：2018年 2月21日 15:55
担当：藤原 真弓
発行No. 180221A5273 端N23箱02
連絡先：米子博労町郵便局
TEL:0859-33-5999

※ 会派のとりくみであり、
同じ会派の錦織陽子果議
と按分。

$$4,920円 \div 2 = 2,460円$$

様

2018年 2月17日

日本共産党鳥取県議会議員団

団長 市谷知子

幹事長 錦織陽子

要望聞き取りの回答について

立春とは名ばかりで、凍えるような日が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。
お見舞い申し上げます。

12月にはご足労いただき、貴重な意見交換をさせていただき誠にありがとうございました。
2月議会前の知事要望にいれました項目の回答が寄せられましたので、お返しいたします。
貴団体からいただきました要望箇所には付箋をつけておりますので、ご覧ください。
また、共産党県議団の要望と重なる部分もありますので、参考に付箋をつけております。

いただいた要望に応えられないところは、私たちが実現するよう引き続きがんばる所存です。

今後とも何かとよろしく願いいたします。

共産党要望項目一覽

平成30年度当初分

| 要望項目 | 左に對する対応方針等 |
|---|---|
| <p>【憲法】</p> <p>①安倍政権は今年にも憲法改定案の発議を狙っているが、9条改憲が最大の狙いである。9条1・2項を残して3項を加え、自衛隊を書き込むことは、単に書くに留まらず、戦力は持たず、交戦権を否定した第2項を死文化させることになる。既に自衛隊は安保関連法のもと、集団的自衛権行使が認められ、海外の戦争に参加できるようになっており、この自衛隊を書き込むことは戦争する国へと変えることである。安倍政権による憲法9条改憲に反対すること。</p> <p>②憲法違反の安保関連法、特定秘密保護法、共謀罪法に反対すること。</p> | <p>憲法の改正を行うかどうかは、国会の発議に基づき国民が国民投票で決するものとなっている以上、国会の場で十分な議論をしていただいた上で、国民の幅広い議論の後、行われるべきものであると考えている。</p> |
| <p>【米軍基地・自衛隊基地】</p> <p>①軍基地の再編で、米軍厚木基地からの空母艦載機部隊の岩国基地への移転がはじまり、戦闘機が倍の約100機になるうとしている。鳥取県内での米軍戦闘機の低空飛行訓練の激化やオースプレイの訓練・墜落が懸念される。岩国基地の強化に反対すること。米軍機の低空飛行訓練の中止を求め、騒音測定器を設置すること。</p> <p>②美保基地では、滑走路逸脱事故を起こしたC2輸送機が機体改良もないうまま配備され、海外派遣も行われている。また新型空中給油機配備など、日本を守るためではなく、美保基地を出撃基地へと変質させるものであり、これらの基地強化に反対すること。</p> <p>③沖繩普天間基地所屬の米軍機が相次いで墜落・不時着し、窓枠が小学校のグラウンドに落下するなど事故が相次いでいる。普天間基地の無条件撤去と、名護市辺野古への新基地建設に反対すること。</p> | <p>各法律を廃止すべきかどうかは、その運用状況などについての国民的な議論を踏まえて国会が判断すべきことであり、県として意見を述べることは考えていない。</p> <p>外交防衛については、国の専権事項であり、国会、政府において責任をもって対応されるべきものである。</p> <p>米軍機の低空飛行については、住民の方が目撃される都度、外務省に対し、低空飛行訓練の中止等、適切な措置の要請を行ってきた。引き続き市町村とも協力し、目撃の都度、迅速に適切な措置を求めていくとともに、国に対し、騒音測定器の設置等について要望を行っていく。</p> <p>美保基地に配備する自衛隊航空機は、いずれも輸送業務を行うもので、戦闘を目的とするものでなく、輸送業務を中心とした業務を行う美保基地の位置づけに変更を加えるものではない。</p> |
| <p>④核兵器禁止条約に日本政府がサインすること。平井知事が「ヒバクシャ国際署名」にサインし、県内すべての市町村長もサインすることとなったことは大きな成果である。核兵器禁止条約を日本政府に迫る意味でも、「ヒバクシャ国際署名」の広がりが決定的であり、鳥取県庁の職員の中でも署名を広げたり、県庁に署名記帳場を設けたり、県として署名を求めつめるために力を尽くすこと。</p> | <p>米軍基地のあり方については、国民的な議論により、政府が責任ある解決策を提示することが必要である。</p> |
| <p>【核兵器禁止・平和】</p> <p>○核兵器禁止条約に日本政府がサインするよう求めること。平井知事が「ヒバクシャ国際署名」にサインし、県内すべての市町村長もサインすることとなったことは大きな成果である。核兵器禁止条約を日本政府に迫る意味でも、「ヒバクシャ国際署名」の広がりが決定的であり、鳥取県庁の職員の中でも署名を広げたり、県庁に署名記帳場を設けたり、県として署名を求めつめるために力を尽くすこと。</p> | <p>核兵器禁止条約については、政府が判断する問題であり、県として要望を行うことは考えていない。</p> <p>「ヒバクシャ国際署名」については、個人の政治的信条の問題もあり、自発的な署名の意思が大切であることから、県として署名を集めることは考えていないが、ホームページなどに掲載し、「ヒバクシャ国際署名」についての周知は図っていきたい。</p> |

| 要望項目 | 左に對する對應方針等 |
|--|--|
| <p>【生活保護・貧困対策・ひとり親家庭】</p> <p>①日本の貧困率（相対的貧困率）は15.6%、子どもの貧困率は13.9%、ひとり親家庭の貧困率は50.8%（2015年調査）であり、更に労働法制の規制緩和、社会保障の連続削減や中小企業や農業の切り捨てなどで、安倍政権の5年間で働く人の実質賃金は年額10万円減少し、「貧困と格差」が拡大している。鳥取県として貧困率、とりわけ子どもの貧困率の調査を行い、子どもの貧困対策の充実を行うこと。</p> | <p>県として、市町村や支援機関・団体（社会福祉協議会、子ども食堂、若者サポステ等）に対するヒアリングを適宜行い、施策の充実を図っており、子どもの貧困率の調査を実施することは考えていない</p> |
| <p>②国の子どもの貧困対策は、「地域子供の未来応援交付金」など寄付による基金ではなく、予算化して対応しよう求めること。</p> <p>③子どもの貧困大綱にある、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーをすべての小中学校に正規職員として常駐配置すること。</p> | <p>国の「地域子どもの未来応援交付金」については創設当初から予算化はされており、県として、平成28、29年度にその予算の恒久化を国に対して要望している。</p> <p>現在のスクールカウンセラーの任用形態等により、全ての小中学校の相談に対応できる体制を整えており、現在の体制を継続していく。</p> <p>また、スクールソーシャルワーカーについては、市町村が事業主体であり、配置については、市町村の判断であるが、引き続き全市町村配置に向けた支援等を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校対策事業 23,855千円 ・スクールソーシャルワーカー活用事業 46,535千円 |
| <p>④ひとり親家庭の特別医療費助成の親の所得制限を撤廃すること。</p> | <p>経済的負担の軽減を図ることを主な目的として、ひとり親世帯の親を特別医療費助成制度の対象としているが、将来にわたって持続可能な制度とするためには、一定の所得要件は必要であると考えていることから、所得制限の撤廃は考えていない。</p> |
| <p>⑤就学援助は、義務教育のこどもの給食費・学用品代・修学旅行費などを支援する大切な支援制度であるが、額が不足している。準要保護世帯への就学援助は一般財源化から国庫補助の復活・拡充を求め、就学援助に県が独自支援すること。</p> | <p>義務教育段階の就学援助は、学校教育法第19条の規定により市町村の責務とされている。</p> <p>市町村が行う要保護者への就学援助に対しては国庫補助が行われており、国において社会情勢や他の支給制度とのバランスを考慮しながら単価が決定されているため、県として国に働きかけたり、独自に支援することは考えていない。</p> <p>また、準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により平成17年度から国の補助の廃止、税源移譲・地方財政措置が行われたものであり、県として国庫補助の復活・拡充を働きかけたり、独自に支援することは考えていない。</p> |

要望項目

左に 対 する 対 応 方 針 等

| | |
|--|--|
| <p>⑥児童扶養手当は、支給開始後5～7年で手当額を最大1/2に削減の仕組みを撤廃し、6割を占める第一子のみ世帯への支援拡充、毎月支給への改善、支給年齢の18歳から20歳への延長を求めること。</p> | <p>児童扶養手当の支給開始後一定期間（5年又は7年）経過後に、手当額が最大2分の1に削減される仕組みは、児童扶養手当がひとり親家庭の生活の安定を図ることに加えて、自立の促進に寄与するという法の趣旨・目的から設けられている仕組みであること、支給開始後一定期間経過後に一律に手当額を削減するのではなく、現に就業している、求職活動等自立を図るための活動を行っている等の一定の要件に該当する場合は、手当額が削減されることはないため、現行の仕組みの撤廃を求めることは考えていない。</p> <p>児童扶養手当は、ひとり親家庭に対する経済的支援策の柱であることから、将来にわたって、持続可能な制度として維持していくことが必要であるため、現状において、第一子のみ世帯への支援拡充や支給年齢を20歳に延長する制度拡充を求めることも考えていない。</p> <p>なお、児童扶養手当は、現行、4ヶ月毎に支給されているが、平成31年11月支給分から2ヶ月毎に支給される制度改正が予定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当支給事業 78,815千円 |
| <p>⑦社会的養護を必要とする若者に対し、施設退所時の公営住宅の優先入居、条件の付かない給付制奨学金を直ちに支給すること。</p> | <p>社会的養護を必要とする者の生活の安定と自立支援を図るため、平成29年度から一定の要件に該当する場合は、20歳を超えて22歳に到達する年度末まで、引き続き、児童養護施設等で生活をすることができている制度が設けられているため、この制度の活用を促していきたい。</p> <p>条件のつかない給付型奨学金の制度創設は、現状においては考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的養護等自立支援事業 5,146千円 |
| <p>⑧生活保護以外にも、失業者も含めた「ワーキングプア」対策をすすめること。雇用保険給付期間の拡充、受給資格期間の短縮、退職理由による差別の是正、失業中の職業訓練への生活費支援を拡充すること。家賃補助制度、子ども教育費や住宅ローンへの緊急助成・つなぎ融資制度を創設すること。</p> | <p>県立ハローワークでは、女性、若者、高齢者等に対する窓口を設け、一人一人に合った職業相談・職業紹介等を実施していく。また、来年度は県立ハローワークを全県展開して機能強化を図ることを当初予算で検討している。また、なお、雇用保険業務は国の所管である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県立ハローワーク（鳥取・倉吉・八頭）設置事業 181,243千円 ・鳥取県立米子ハローワーク管理運営事業 68,819千円 ・鳥取県立境港ハローワーク管理運営事業 19,822千円 |

要望項目

左に對する対応方針等

⑨この間、生活保護の生活扶助費の切り下げ、期末一時扶助費減額、住宅扶助基準の引き下げ、冬季加算の削減など生活保護費の連続削減が強行された。生活保護基準は、就学援助、住民税の非課税限度額、最低賃金などの基準となり、介護保険料・利用料の減免、障害者福祉の利用料の減免、公営住宅の家賃減免、国保の窓口負担減免などの基準にもリンクしている。生活保護の削減を元に戻し、これ以上切り下げないことや、物価上昇や生活実態にふさわしい水準に引き上げよう求めること。生活保護の級地水準全体を生活実態に合わせて引き上げ、鳥取市の級地を下げることなく、ほぼ同じ生活水準である米子市、境港市の級地を鳥取市並みに引き上げるよう求めること。老齢加算の復活を求めること。復活された母子加算を再び削減・廃止する動きがあるが反対すること。生活保護世帯から大学生を切り離さないよう求め、生活費支援を行うこと。

生活保護基準及び級地の設定については、国民の消費動向や社会情勢を総合的に勘案して国が責任をもって設定するものであり、地方の実態を十分考慮するよう引き続き国に要望していく。
老齢加算については、社会保障審議会において検証した結果、70歳以上の高齢者について、老齢加算に見合う特別な需要があるとは認められないとの判断により平成18年度に廃止に至ったものである。県として復活を求めることは考えていない。
母子加算の削減については、生活保護基準部会において、子どもの貧困対策も踏まえた有子世帯の扶助・加算の検証が行われた結果であり、県として反対することは考えていない。
大学生については、生活保護の対象となる者を判断する基準は国が責任をもって設定するものであること、平成30年4月以降は自宅から通学する方の世帯は住宅扶助を減額しない支援について検討されているところであり、県独自で生活費支援することは考えていない。

⑩鳥取がすべての生活相談者をあたかも「犯罪者」とみなすかのように、相談室に監視カメラを設置し、すべての相談者を監視カメラで録画している。人権侵害であり、相談に行きにくくなり、生活保護行政に反する。監視カメラ設置をやめるよう鳥取市を指導・助言すること。

鳥取市福祉事務所の判断で設置されたものであり、撤去を指導することは考えていない。

【医療】

①70歳～74歳の医療費窓口負担1割から2割への引き上げ、入院患者の食費負担引き上げ、紹介状なしの大病院受診への追加負担徴収、混合診療を大幅拡大する「患者届け出療養制度」、後期高齢者医療保険料の値上げ（特例軽減の一部廃止）、高額療養費自己負担上限引き上げ、入院患者の水光熱費の負担引き上げは、やめること。

これらの施策は、国において、制度の持続可能性を高めるため、世代間の負担の公平や負担能力に応じた観点等から決定されるものであり、県として反対することは考えていない。

②ヨーロッパ諸国やカナダでは公的医療制度の窓口負担はゼロか少額であり、日本も1980年代まで健康保険本人は無料、老人医療費無料であった。お金のあるなしで医療の受療権を侵害・差別することがあつてはならない。健保、国保ともに窓口負担3割から2割に引き下げ、高齢者は「現役並み所得者」も含め1割負担に軽減するよう求めること。

窓口負担のあり方については、国において、制度の持続可能性のため、負担能力に応じた観点等から決定されるものと考えており、引き下げ等について求めることは考えていない。

③高齢者を75歳の年齢で繰引き・差別する後期高齢者医療制度を廃止し元の老人保健制度に戻すよう求めること。保険料の特例軽減の廃止をやめること。

後期高齢者医療制度の保険料軽減特例は、高齢者医療制度の円滑な導入を理由に一時的に引き下げられているものであり、廃止の中止を求めることは考えていない。
また、本制度については、医療費の増大などに対応し、将来にわたり国民皆保険の堅持と持続可能な医療制度にするための必要な制度であると考えており、本県として老人保健制度に戻す等の要望は考えていない。

要望項目

左に對する対応方針等

④ 国保は1984年の国保法改定で国の財政責任を後退させ、国保会計に占める国庫支出割合は1980年代の50%から20.3%へと半分以上下となったことが国保財政困難の最大の原因である。2018年度から国保単位数がスタターするが、知事会が求める国庫支援1兆円を実現するより引き続き求めらるること。直近の保険料試算では、国激変緩和措置により、当初保険料上昇は平均1万円だったのが5000円となった。県が1人1万円や5000円を支援し保険料上昇を抑えること。また市町村のどのような形で一般会計繰り入れを認め、更なる保険料軽減を促進すること。今後減額される予定の激変緩和措置の拡充と支援期間延長を求め、充実されない場合であっても特別調整交付金で支援を継続的に手当てすること。県特別医療費助成に対する国保へのペナルティは全廃するよう求め、ペナルティが残る場合の負担をすべて市町村にかぶせるのではなく、半分以上県が負担すること。保険料は、「均等割」の特に子ども分や「平等割」を軽減・撤廃し、「資産割」を廃止し、所得に応じた応能負担で計算すること。一時的・急激な所得減少だけでなく、「恒常的な低所得」に応じた保険料減免制度を創設すること。国保料滞納を理由に正規の保険証が取り上げられ医療費10割負担が求められる「資格証」や、期間を区切った「短期保険証」など保険証取り上げのペナルティはやめること。短期保険証の留め置きによる事実上の無保険状態を解消すること。国保料滞納への機械的な差し押さえをやめ、滞納者の生活実態をつかんで困窮者に処分の執行停止をするなど、本来の徴税原則に沿った対応を徹底すること。国保料の延滞金に減免制度を適用すること。国保法44条にもとづく生活困窮者への一部窓口負担減免を積極的に推進し、ほとんど使われていない原因を調査し改善をはかること。一部負担金減免対象を国が入院などに限定しているが対象拡大を求め、市町村独自の対象拡大を県が応援すること。

⑤ 子どもの医療費完全無料化を国にもとめ、特別医療費助成は、障害者は元の無料にもとし、子どもの医療費は完全無料化・当面就学前完全無料化、ひとり親家庭の親の所得制限を撤廃すること。

① 国の財政支援の拡充については、これまでも機会あるごとに要望しており、今後も引き続き要望を行う。

② 制度改正に伴う激変緩和について、一部県の繰入金で措置している。また、激変緩和措置は、市町村との協議の中でも一定期間の制限を設ける必要があるとしたもので、期間の延長を国に求めることは考えていない。なお、特別調整交付金による支援については、必要に応じて、今後市町村と協議を行い決定していく。

③ 市町村の一般会計繰入については、市町村の意向を十分尊重しながら、決算補てんのための法定外一般会計繰入の解消・削減に段階的に努めていくこととする。

④ 特別医療費助成に対するペナルティについては、引き続き国へ要望していくこととしているが、国がペナルティを廃止しない場合、ペナルティ分についての県全体の国保財政への影響を考慮し、引き続き、対応について市町村と協議していく。

⑤ 保険料の賦課は、受益に応じた負担も必要と考えことから、応益割の縮小、廃止を求めていくことは考えていない。また、子どもに係る均等割の軽減措置等については、国の国保基盤強化協議会においても、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論していくとされているところである。

⑥ 保険料減免制度については、法定の低所得者に対する減免制度があり、新たな制度を創設することは考えていない。

⑦ 資格証や短期保険証の交付は、国保制度を維持していくために、被保険者に保険料を納付していただくために法定されている必要な仕組みと考えている。また、短期保険証の取扱については、適切に対面等で手渡しが行われるよう市町村との協議の中で助言等を行っていく。

⑧ 滞納処分の手続きは、国保財政の安定的な確保と負担の公平性確保の観点から必要と考えている。市町村は、滞納処分に当たっては、特別の事情の有無など、滞納世帯の状況を把握するよう努めているところであり、県では、引き続き市町村に対し、滞納処分の手続きを適切に行うよう研修の実施や、助言をしていく。

また、延滞金は、保険料を納期限までに納めてもらうために必要な制度と考えており、国保料の延滞金に減免制度を適用することは考えていない。

⑨ 医療費の一部負担金の減免は、特別な理由により、生活が著しく困難になった場合において保険者である市町村が必要であると認めるときに行うものであり、国は収入減少の認定基準を通知により示しており、現段階で国にさらなる認定基準の拡大を求めることは考えていない。

所得制限や一部負担金の導入は、助成制度を持続可能なものとするための措置であり、ご理解をお願いしたい。

一方で、助成対象を順次拡大し高校卒業まで対象とするなど、利用しやすい制度の拡充にも努めている。

左に 対 す る 対 応 方 針 等

要望項目

| | |
|--|---|
| <p>⑥ 高度急性期病床の報酬削減、地域包括ケア病棟の退院要件の厳格化は、医療を必要とする患者を病院から追い出すものであり反対すること。</p> | <p>急性期病床や地域包括ケア病棟の入院基本料等の見直しについては、医療機能や患者の状態に応じた入院の評価、地域包括ケアシステム構築のための取組の強化を行うため、国において診療報酬をはじめとした総合的な取組の一環として実施されているものと認識しており、県として反対することは考えていない。</p> |
| <p>⑦ 2018年度からの療養病床の廃止に不安が広がっており、新たな移行先として介護医療院が提起されているが、いまだ不透明である。療養病床の廃止を中止するよう求めること。また介護型療養病床の介護医療院へ6年間の移行期間を延長し、その間は報酬を減額しないこと。また25:1の医療型療養病床の廃止を中止し、制度を継続すると同時に、移行期間が3年と短いため延長し、移行期間の報酬を減額しないこと。</p> | <p>介護医療院の新設及び介護療養病床の存置に係る経過措置（6年間）については、関連法案が既に可決・成立済みであるが、介護医療院の具体的な人員配置基準、施設基準、報酬等については国において議論されているところであるため、今後引き続き動向に注視していきたい。</p> <p>25対1の医療型療養病床の今後の取扱いについても、介護療養病床と同様に国において議論されている最中であり、引き続き情報収集に努めたい。</p> |
| <p>⑧ 「患者申し出療養」や差額ベット料の拡大など、保険外治療や「混合診療」の拡大に反対し、保険医療の拡充をすすめること。「市販品類似医薬品の保険外し」や、軽い病気の治療を保険外にする「保険免責制」など、公的医療保険の縮小に反対すること。</p> | <p>患者申し出療養や差額ベット料、市販品類似薬の保険給付については、医療における患者の選択の幅を広げようとする施策や医療費適正化に向けた施策として国が実施しているものであり、県として反対することは考えていない。</p> <p>なお、保険免責制については、国において医療保険制度のあり方とともに検討すべき事項であることから、その検討状況を注視していく。</p> |
| <p>⑨ 「医療費適正化計画」に位置付けられた地域医療構想の病床削減数値は、あくまで参考値であり、強制的な医療費抑制に利用しないこと。</p> | <p>地域医療構想の病床数は将来推計の参考値として試算したものであり、今現在、強制的な病床の削減を行うことは考えていない。</p> |
| <p>⑩ 診療報酬の総枠削減に反対し、患者負担に直結させない形で診療報酬を抜本的に引き上げるよう求めること。</p> | <p>平成30年度診療報酬改定については、将来にわたって対応可能な医療提供体制と持続可能な医療保険制度を構築するため国において実施されているものと認識しており、県として国に反対することは考えていない。</p> |
| <p>⑪ 医師不足や後継者不足はまだまだ深刻であり、医師の養成増計画の削減・見直しをしないよう求め、医学部の定員増による、計画的な医師の増員を求めること。</p> | <p>医学部の定員増は、医師確保が必要な地域に医師を確保・配置するため平成31年度までの臨時的措置として実施されている。平成32年度以降の医師養成数については、今後、国で検討される予定であり動向を注視していく。</p> |
| <p>⑫ 自治体財政が困難な中、自治体が自治体病院を支え地域医療が成り立っている。この自治体病院の不採算医療に対する特別交付税措置を、自治体が応分の負担をしていないか、と、「重点化」の名のもとに一方向的に8割へと削減したことは、国による地域医療の切り捨てである。「重点化」方針を撤回し、特別交付税の総枠を増額するよう求めること。</p> | <p>自治体病院の不採算医療に対する特別交付税措置については、これまで一般会計からの繰出の有無に関わらず定額であったものを平成28年度から繰出実態に応じた措置に適正化されたものである。</p> <p>上記とあわせて交付税単価も増額されており、病院会計における必要額を一般会計から適切に繰り出した自治体が不利益になる制度改正でないことから、当該制度改正の撤回を国に要望する考えはない。</p> |
| <p>⑬ 日本医師会などの反対によって1年実施延期され2018年度スタートする「新専門医制度」によって、後期研修をする「基幹病院」に医師が集められ、中小病院や自治体病院の医師不足を招くことがないよう、手当てすること。</p> | <p>新たな専門医制度では、地域医療への影響に配慮して、基幹施設以外に連携施設等で原則として1年以上の研修を行うこととされ、従来の専門医の養成を担っていた県内の施設の多くが連携施設等とされている。また、医師養成奨学金でも、返還免除において自治体立病院等での勤務を要件としている。</p> |

要望項目

左に 対 する 対 応 方 針 等

| | |
|---|--|
| <p>⑭手厚い7：1看護の基準要件の厳格化に反対し、施設基準を満たす全病院が継続・取得できるようにすること。難病患者や肢体不自由者を平均入院日数の計算から除外してきた「特定除外制度」の復活を求めること。</p> | <p>7対1病棟の算定要件の厳格化や難病患者等に係る特定除外制度の見直しは、急性期病床の適正化や一般病棟における長期療養の適正化を図るものであり、国において診療報酬をはじめとした総合的な取組の一環として実施されているものと認識しており、県として国に反対すること等は考えていない。</p> |
| <p>⑮人工透析の夜間休日加算の引き下げで夜間透析が受けにくくなっている。報酬を引き上げること。</p> | <p>人工透析の夜間休日加算の引き下げは、透析医療に係る評価の適正化を図るものであり、県として国に引き上げを求めることは考えていない。</p> |
| <p>⑯中小企業の労働者が加入する協会けんぽは、国庫補助の削減等で、保険料率を引き上げざるを得なくなり、地元業者の負担になっている。現状の国庫補助率16.4%を20%にまで引き上げるよう求めること。</p> | <p>協会けんぽに対する国庫補助率の引き下げについては、国会（参議院）において、実施に当たり必要な措置を講じるよう附帯決議がなされており、国において適切な配慮がなされるものと考ええる。</p> |
| <p>⑰高額療養費制度は、所得区分をふやし、負担限度額の上限を、大幅に引き下げよう求めること。70歳未満の通院にも受領委任払いを導入すること。限度額を月ごとから治療ごとに改め、「治療が月をまたがると高額療養費が適用されない」という矛盾を解決すること。世帯の所得区分ごとに年間通じた負担上限額をもうけ、「同一世帯」でも保険が違うと医療費を合算できない」問題を解決すること。</p> | <p>これら的高額療養費制度については、国において、制度の持続可能性を高めるため、世代間の負担の公平や負担能力に応じた観点等から決定されるものであり、県として国へ制度変更を求めることは考えていない。</p> |
| <p>⑱無料低額診療事業の対象に院外処方による薬局での調剤を加えること。</p> | <p>無料低額診療制度は、国において医療保険制度の中で検討すべき事項であることから、その検討状況を注視していく。</p> |
| <p>⑲出産一時金の額を引き上げること。</p> | <p>出産育児一時金については、各市町村が条例で定めるものであり、県として引き上げを求めることは考えていない。</p> |
| <p>⑳入れ歯等の診療報酬が削減され、歯科技工所の経営難と後継者不足を生んでいる。歯科技工士や歯科衛生士の役割を適正に評価し、歯科技工物に対する診療報酬の改善を進めるようともめること。</p> | <p>義歯（入れ歯）等の歯科技工物の製作に関する診療報酬については、国において実態調査等を実施した上で、診療報酬が改定されるものと認識しており、国において適切な配慮がなされるものと考ええる。</p> |
| <p>21、がんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診に対する国庫補助を復活するよう求め、県独自に検診助成すること。</p> | <p>市町村のがん検診を実施するための一般的経費については、平成10年度に老人保健法による国庫補助事業から健康増進法による自治事務として地方交付税交付金による一般財源化が行われ、平成21年度には交付金が倍増されていることから、国庫補助事業の復活はできないものと考ええる。 また、がん検診の個人負担額については、各市町村がその財政状況等を勘案して定めるものであり、独自の助成制度は考えていない。 なお、県においては、休日がん検診の実施や個別受診制の実施を推奨する独自の補助制度を設けているところであり、これらの事業を積極的に活用することでもがん検診の受診率向上を図り、早期発見・早期治療に結び付けたい。</p> |

要望項目

左に 対する 対応 方針 等

【介護保険・高齢者】

①「要支援」に加え、要介護1・2を介護保険の在宅サービスから排除することは止めるよう求め、要支援も保険給付にもどすよう求めること。利用回数制限をしないこと。

要介護1・2の方を介護給付から移行することについては、国の社会保障審議会等で検討された結果、見送られ引き続き検討していくとされたところであり、国の動向を注視していく。

要支援の者については、新しい総合事業において、従来と同様に介護専門職による予防給付（訪問介護・通所介護）相当のサービスが受けられる仕組みとなっており、要支援を保険給付に戻すよう求めることは考えていない。

また、従来の予防給付（訪問介護・通所介護）相当のサービスの提供に当たり、市町村は月額制や回数制（又は併用）で利用料を定めているが、利用回数の制限は設けられていない。

②生活援助の基準時間が、60分から45分削減されたが、回復させること。

介護報酬の見直しについては、国の社会保障審議会介護給付費分科会等で検討が進められているところであり、動向を注視していく。

③要介護3未満も特別養護老人ホームの入所対象とみなし、待機者が多い特別養護老人ホームを増設すること。

特別養護老人ホームの入所については、要介護1、2の者であっても居室において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる者については特例入所が認められている。

④利用料の1割から2割への負担増（所得160万円以上、年金収入280万円以上、2016年8月～）、3割への負担増（年金収入340万円以上、2018年8月～）は撤回するよう求めること。前年度収入で利用料負担を決めるが、急激な収入減に対応した利用料減免制度を作ること。
低所得者への利用料の減免制度を拡充すること。

特別養護老人ホームの増設については、市町村の意見を聞きながら検討していく。

負担増については、介護を要する高齢者が増加し、今後介護費用の増大が見込まれる中で、介護保険制度を持続するためには、一定以上の所得のある方については、相応の負担をいただくよう国において判断されたものであり、撤回を求めることは考えていない。

急激な収入減に対応した減免制度及び低所得者への利用料の減免制度の拡充については、介護保険制度上、低所得高齢者への配慮が既に制度化されていることから、県独自の減免制度は考えていない。

⑤介護保険料は全国平均で月5300円から、2025年には月8200円に跳ね上がる。当面、国庫負担を50%から60%へ引き上げること
を求めること。これは消費税8%増税時の与党の公約でもあったことである。また高齢者の3人に2人は住民税非課税であり、65歳以上の介護保険料の負担が生活圧迫の大きな要因となっている。保険料が年金天引きの対象とならない1万5千円以下の年金の人の保険料滞納が増えている。保険料の減免制度を拡充すること。介護保険料滞納すると、利用料負担が増え、支払いが雪だるまとなり、高齢者を貧困にしている。保険料滞納に対する厳しいペナルティを見直すこと。

介護保険制度の費用負担については、介護保険制度を持続していく中で、国が様々な検討を行っているところであり、現時点で公費負担割合の増加を要望する考えはない。

保険料の減免制度の拡充については、国の取組として、低所得高齢者に対する介護保険料の負担軽減制度が実施され、当該軽減措置のために国、市町村とともに県も公費負担しているところであり、県独自の保険料軽減は考えていない。

また、保険料滞納に対する措置については、介護保険料の滞納対策及び費用負担の公平性の観点から必要なものと考えており、見直しを求めることは考えていない。

要望項目

左に対応する対応方針等

| | |
|--|--|
| <p>⑥施設での食費・居住費を補助する「補足給付」は、世帯分離をしている配偶者が住民税課税である場合や、単身で1000万円以上等の預貯金がある場合、非課税年金（障害年金、遺族年金）を一定額以上受けている場合は、対象外となった。これでは入所基準を満たしていても、負担金が重く退所を余儀なくされてしまう。補足給付の新たな要件の撤回を求めること。食事・居住費に対する公的補助を行うこと。</p> | <p>補足給付の新たな要件については、一定以上の資産がある者に対して、相応の負担をいただくもので、介護保険制度を持続するために国において判断されたものであり、撤回を求めることは考えていない。 介護保険制度は全国一律の制度であり、食費・居住費に対する県独自の補助制度は考えていない。</p> |
| <p>⑦削減された介護報酬を還元・引き上げ、介護職員の賃金引き上げのため、利用者負担が増えないよう報酬と別の加算金を設定・増額すること。特養ホームなどの人員体制3:1を2:1に引き上げる独自換算をすること。夜間訪問介護が2人体制になるよう支援すること。介護職員の賃金、事業所の報酬や存廃がどうなっているか、実態調査を県として行うこと。</p> | <p>介護報酬については、全国一律の保険制度として国の社会保障審議会介護給付費分科会等における検討の結果設定されるものであるため、県独自に基準を設定することや独自の支援については考えておらず、また、賃金引上げ（処遇改善）のための加算については国において適切に検討、設定されるものと考えている。 また、介護事業所の経営実態については、毎年度国において介護事業所経営実態調査が行われているところであり、県独自で調査を実施することは考えていない。</p> |
| <p>⑧地域での支え合い事業は、公的介護保険の肩代わりではなく、自主的に発展できるよう、継続的な財政支援を行うこと。</p> | <p>地域で高齢者の在宅生活を支えるためには、介護保険サービスのみならず、ボランティアやNPO等の多種多様な主体により、配食や見守りなど多様な生活支援・介護予防サービスが提供される地域づくりが求められる。</p> |
| <p>⑨介護型療養病床が廃止され、介護型相当（48:1）、老人福祉施設相当（100:1）に区分し、医療を外から宅配するタイプの施設も認めるとしているが、人員配置やサービス基準の緩和で、介護・医療の質低下が懸念されている。介護型療養病床を残すよう求めると同時に、要介護者が必要な医療的ケアが受けられるようにすること。</p> | <p>このため、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、地域の支え合い体制づくりが進められているところであり、県は、引き続き市町村の取組を支援していく。 ・地域包括ケア推進支援事業（みんなでつくる地域の生活支援体制整備） 3,030千円 ・元気なシニアパワーで地域を支える仕組みづくり事業（介護予防生活支援サポーターの創出） 2,400千円</p> |
| <p>⑩24時間巡回随時対応訪問介護看護サービス普及の為、報酬や人員体制支援すること。</p> | <p>介護療養病床については、6年間の経過措置期間が設けられたところである。転換先として考えられている介護医療院は、要介護者に対し長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供することができるとして、要介護者が必要な医療を受けることができると考えている。今後の動向を注視していきたい。</p> |
| <p>【年金】 ①国民年金は、満額が月額6.5万円しかなく生活ができないくらい低い。最低保障年金制度の創設を求めること。</p> | <p>介護報酬や人員基準については、全国一律の制度として国の社会保障審議会介護給付費分科会等における検討の結果設定されていることから、県独自に基準を設定することや独自の支援については考えていない。 年金の制度改革は、持続可能性、世代間の公平性などの観点から社会保障制度全体の枠組みの中で、国において総合的に検討をされるべきものと考えており、国に要望することは考えていない。</p> |

| 要望項目 | 左に對する対応方針等 |
|--|--|
| <p>②この5年間、「特例水準の解消」、「マクロ経済スライド」の発動等によって、年金の支給水準が物価指標の4.7%と大幅目減りとなっている。加えて、「賃金マイナスイラスト」(物価上昇率と現役世代の賃金変動率にもとづき、賃金指標がマイナスになった場合、低い方に合わせて年金削減する。2021年施行)や、「キャリアオーバー」(マクロ経済スライドで削り残しが出た場合、翌年度以降に繰り越し、物価・賃金が上がる年度にまとめて年金削減を目減りさせる。2018年度施行)が予定されている。更なる年金削減は、高齢者のくらしと命、地域経済に甚大な悪影響を与える。これ以上の年金削減をしないよう求めること。</p> <p>③年金支給開始年齢を現在の65歳からの引き上げ、一定所得を超える場合の年金一部支給停止、年金課税強化が検討されているが、反対すること。</p> <p>④年金積立金の原資は国民がおさめた年金保険料であり、年金積立金の危険な株式運用の拡大をしないこと。</p> <p>⑤消えた年金問題の解決は道半ばである。無理な証明を被害者に求めることとなく、迅速なマッチングと年金支給をしよう求めること。</p> <p>⑥65歳以上の公的年金等控除の最低保証額を140万円に戻し、所得500万以下の高齢者について老年者控除を復活するよう求めること。</p> <p>⑦介護保険や住民税の年金天引きの強制を止めよう求め、各人の希望で、普通徴収に変更できるようにすること。</p> | <p>また、年金記録問題についても、公的年金制度の管理運営責任を負う国において、責任を持って適切な対応策を講じ、問題解決をすべきものと考えており、国に要望することとは考えていない。</p> <p>個人所得課税については、課税の公平性や望ましい税収規模など、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えることから、制度の見直しを求めることは考えていない。</p> |
| <p>【子ども子育て】</p> <p>①児童手当の支給年齢を18歳まで拡充するよう求めること。</p> <p>②鳥取県特別医療費助成制度は、子どもの医療費を18歳まで無料とすること。また速やかに就学前は無料化すること。</p> | <p>介護保険料を年金から天引きする特別徴収を行うことについては、介護保険料の徴収事務の負担軽減から国において判断されたものであり、変更できるよう求めることは考えていない。</p> <p>公的年金等の所得に係る個人住民税の特別徴収は、平成20年度税制改正により、年金受給者の利便性の向上や市町村の徴収事務の効率化を図る観点から導入されたものであり、現行制度の変更を求めることは考えていない。</p> <p>児童手当は、家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付であり、子育て税制と並列の枠組みで、国の責任において実施されるものであるため、県として支給期間の延長を求める予定はない。</p> <p>小児特別医療費助成については、平成28年4月以降は18歳になった最初の年度末までに拡大したところであり、平成29年4月から訪問看護に関する医療費も助成対象としたところである。</p> <p>窓口負担をなくし無料化を実施した場合、県及び市町村において相当な財政負担が生じるため実施は困難である。</p> <p>・特別医療費助成事業費(小児) 883,849千円</p> |

要望項目

左に對する対応方針等

| | |
|---|---|
| <p>③小中学校の給食費への補助を鳥取県として行うこと。保育園・幼稚園の給食費への補助、特に3歳以上の米飯への地産地消への支援を行うこと。</p> | <p>保育所における給食は、3歳未満児は主食及び副食、3歳以上児は副食が公定価格に含まれ、各施設において提供されているが、3歳以上児の主食については各家庭から持参することとして給食費を徴収していない施設が多い。また、幼稚園においては、給食実施を義務付けしていないため、給食費の支援を行うことは考えていない。 学校給食法では、学校給食の経費負担について、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に係る経費は設置者が、学校給食費（食材費）は保護者が負担することと定められていることから、県としては給食費の助成は考えていない。</p> |
| <p>④第2子保育料の所得制限を撤廃し全員無料とすること。第1子の保育料無償化に踏み出すこと。第3子と第2子の保育料無償化を幼稚園の2歳児の預かり保育にも適用すること。</p> | <p>保育料は、保育の実施者である市町村が地域の実情等を勘案して定めるものであるが、第2子の所得制限の撤廃、第1子の保育料無償化実施は県・市町村ともに相当の財政負担を伴うため現状では困難である。 国の子育て安心プランに基づく幼稚園の2歳児預かりについては、3号認定を受けた児童が対象とされたが、幼児教育無償化の制度設計が平成30年の夏頃決定される予定であり、国の動向を注視する。 ・保育料無償化等子育て支援事業 511, 663千円 ・中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業 97, 606千円</p> |
| <p>⑤高校授業料は一部の子どもも有料であることは子どもへの差別である。全員の完全無償化を求めること。</p> | <p>就学支援金制度について、必要に応じて現制度の拡充等について国に求めていく。</p> |
| <p>⑥国公立と共に私学も異常に高い大学授業料を引き下げるため、国の補助額を引き上げるよう求めること。</p> | <p>授業料値上げ等により進学を断念する子どもも達が生じないよう、国立大学の基盤財源となる運営費交付金の確保・充実を図ることについて、今後も引き続き国要望する。</p> |
| <p>⑦国の給付制奨学金は、住民税非課税世帯や成績優秀者に限定されているが、奨学金貸与者のわずか2%に過ぎない。対象拡大すること。貸与制奨学金の無利子化を求めること。鳥取県未来人材育成基金の奨学金返済助成制度は、業種を拡大し、公務員の保育士なども対象とするよう改善すること。</p> | <p>給付型奨学金の給付人数の拡大、同奨学金及び貸与型奨学金の制度の一層の充実について、平成29年7月及び12月に国に要望を行った。今後も状況を見ながら必要な要望を行っていく。 当初予算において、業界から要望のあった農林水産業の分野を対象業種に加えることを検討している。なお、奨学金の支援の目的は、「地域に就職・定着し、かつ地域の中核企業等を担うリーダー的人材の確保」であることから、公務員を対象とすることとはできないとされている。 ・鳥取県未来人材育成奨学金支援事業 236, 825千円</p> |
| <p>⑧鳥取県の各種学校・専門学校の授業料を無償化すること。</p> | <p>私立専修学校については、生徒の負担軽減等を量るため、引き続き運営費の支援を行っていく。</p> |

要望項目

左に対応する対応方針等

| | |
|---|--|
| <p>⑨ひとり親家庭への児童扶養手当の増額と所得制限の改善、減額措置の廃止を求めること。</p> | <p>児童扶養手当の支給開始後一定期間（5年又は7年）経過後に、手当額が最大2分の1に削減される仕組みは、児童扶養手当がひとり親家庭の生活の安定を図ることに加えて、自立の促進に寄与するという法の趣旨・目的から設けられている仕組みであること、支給開始後一定期間経過後に一律に手当額を削減するのではなく、現に就業している、求職活動等自立を図るための活動を行っている等の一定の要件に該当する場合は、手当額が削減されることはないことから、現行の仕組みの廃止を求めることは考えていない。</p> <p>児童扶養手当は、ひとり親家庭に対する経済的支援策の柱であることから、将来にわたって、持続可能な制度として維持していくことが必要であるため、現状において、手当額の増額を求めることは考えていない。</p> <p>なお、平成30年8月分から、児童扶養手当が全部支給される場合の所得制限限度額が、扶養親族等の数が1人の場合、収入ベースで現行130万円から160万円に引き上げられる所得制限の緩和が予定されている。</p> <p>・児童扶養手当支給事業 78,815千円</p> |
| <p>⑩待機児童解消は、保育所設置最低基準より低く設定できず、保育士不足解消のため、保育士修学資金の所得制限の撤廃、県独自に保育士賃上げ支援を行うこと。</p> <p>⑪子育て支援員の配置延長はせず、保育士不足解消のため、保育士修学資金の所得制限の撤廃、県独自に保育士賃上げ支援を行うこと。</p> <p>⑫4・5歳児の保育士配置基準は、30:1から20:1、せめて25:1に改善すること。</p> <p>⑬学童保育（放課後児童クラブ）の待機児童数の実態調査を行い、詰込みではなく、国のガイドラインに基づき1か所おおむね40名以下での学童保育を、必要な数が整備できるよう市町村を支援すること。指導員（放課後児童支援員）の多くが非正規雇用であり正規雇用となるよう県の支援制度を創設すること。学童保育料の無償化のため鳥取県が支援すること。せめてひとり親家庭や同時入所の場合の県の減免支援制度を創設すること。</p> | <p>保育の量の確保については、市町村が保護者等を含む子ども子育て会議において、地域の実情を踏まえて決定されるものであり、認可保育所中心に整備を進めるよう市町村に求めることは考えていない。</p> <p>企業主導型保育については、県及び国（児童育成協会）が行う監査を通して保育の質を担保していく。</p> <p>保育士等の配置基準に係る弾力化は、子育て支援員等の配置状況や効果、課題等について調査を行い、適用期限延長の要否を判断する予定である。</p> <p>4・5歳児加配については、現時点で実施主体である市町村の合意が得られていないことから、実施する予定はない。</p> <p>放課後児童クラブの待機児童数については、国の調査要領に基づき市町村を通じて毎年調査を行っている。平成29年度に引き続き平成30年度においても、一定の条件を満たす放課後児童クラブの施設整備に対し国の補助負担率の嵩上げが実施される予定であり、当該制度も活用しながら、調査結果を踏まえた市町村の施設整備を支援する。放課後児童支援員については、国の制度による新たな処遇改善のほか、一定の資格を有し児童の遊びを指導する者の処遇改善を行う場合に県独自で助成しているところであり、引き続き処遇改善を行うこととしている。</p> <p>放課後児童クラブの利用料は、市町村又は運営する民間団体が定めており、利用料水準を抑えているため新たな軽減措置を必要としないクラブがある一方で、実務的な課題により軽減できないクラブもあり、県として統一的な軽減制度を設けることは考えていない。</p> <p>・放課後児童クラブ設置促進事業 44,841千円</p> |

要望項目

左に対応する対応方針等

| | |
|--|---|
| <p>【障がい者】</p> <p>① 障害者自立支援法違憲判決の際、国が結んだ「基本合意」にもとづき、障害者自立支援法・障害者総合支援法を廃止し、障害者総合福祉法を制定するよう求めること。障害者総合支援法は、応益負担を廃止し、利用料を無料にし、世帯収入に関わらず本人所得のみの収入認定で対応すること。障害者総合支援法の介護保険優先の原則を廃止し、介護保険対象の高齢者でも従来から受けていた障害者支援が受けられるようにし、選択できるようにすること。地域生活支援事業の予算を増額し、支援内容を充実させること。</p> | <p>障害者総合支援法の枠組みの範囲で、低所得者に対する配慮や重度者対応の拡充など制度の充実を求めるとともに、地域の実情に応じた障がい福祉サービスの実施のため、地域生活支援事業国庫補助金など地方に配慮した財源確保がなされるよう、引き続き、国に要望していく。</p> |
| <p>② 福祉団体の会合は必ず手話が必要であり、手話は交代しながらするので2名以上必要である。福祉団体への手話派遣経費の補助は2名分を支援すること。</p> | <p>派遣を希望する団体の負担軽減のため、現在、手話通訳者1名分を公費負担しているが、財政基盤が脆弱な障がい者福祉団体への更なる支援について、当初予算の中で対応を検討したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話でコミュニケーション事業 98,381千円 |
| <p>③ 障害者差別解消法は、自治体が差別解消の合理的配慮の取り組みの先頭にたつようにし、事業所などにも徹底した指導を行うこと。自己負担額があつて障害者支援が利用できない場合があり、合理的配慮の中には、支援利用料の軽減も含めて、対応すること。</p> | <p>県では、地域全体で障がい者を理由とする差別の解消を効果的に進めるため、障がい者団体や行政関係機関等で構成する「障がい者差別解消支援地域協議会（H28.3）」を設置しており、障がい者への差別の解消や当事者を取り巻く社会的障壁・環境等について意見交換を行い改善に向けて取り組んでいる。また、民間事業者に対して法の周知を図るため、東中西部地区ごとに「障害者差別解消法に関する研修会」を開催しており、引き続き実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいさポータル推進事業 14,025千円 <p>なお、障がい福祉サービスに係る利用者負担については、食事提供体制加算の継続や所得に応じた利用料設定など、国の制度において、現時点では適切に配慮されていると考えている。</p> |
| <p>④ 障害者基本法は、「必要な支援を権利として保障する」、「国と自治体の支援提供義務の明確化」をすよう求めること。</p> | <p>障害者基本法においては、国及び地方公共団体は「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する」と規定され、その具体的な支援や支援の提供体制に関しては、障害者総合支援法や障害者差別解消法など個別法で定められていることから、法律の構成上、課題があるとは考えていない。</p> |
| <p>④ 所施設やグループホームを計画的に増やすこと。</p> | <p>障がい福祉サービス全般の提供体制を整えられるよう、国経済対策を活用した補正予算により、受皿となる施設の整備に対し支援を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】鳥取県社会福祉施設等施設整備事業 1,920,000千円 |

要望項目

左に對する對症方針等

| | |
|---|--|
| <p>⑥在宅支援や家族の休息を保障するため、ショートステイの増設や医療的ケアを必要とする人への支援策を充実させること。ホームヘルプサービスや移動支援を拡充し、在宅支援を保障すること。</p> | <p>国の障がい福祉サービスに係る次期報酬改定において、事業所における常勤看護職員配置加算の拡充など医療的ケア対策の充実が予定されている中、県においても、医療的ケア児者の受入環境整備のため、重心児者等に限定していた補助制度を全ての医療的ケア児者に拡大するなど重度者対策を進めていく。</p> <p>また、日本財団との共同プロジェクトにおいて、「難病の子どもと家族の地域生活支援」をテーマとして専門人材の育成、地域生活を支える拠点整備に取り組みているところであり、これら事業を活用しながら、更なる体制の充実を努めたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児者受入環境整備事業 15,089千円 ・重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業 18,576千円 |
| <p>⑦障害者就労支援事業所で最低賃金が保障できるよう補てん制度を創設すること。利用料負担を廃止すること。</p> | <p>新たに策定する工賃3倍計画の取組の一環として、障がいの特性に配慮した働きやすい環境整備を図りながら就労事業所における工賃向上を進め、年金収入などの組合せにより、地域で自立して生活するために必要な所得の確保を目指していく。なお、障がい福祉サービスに係る利用者負担については、食事提供体制加算の継続や所得に応じた利用料設定など、国の制度において、現時点では適切に配慮されていると考えている。</p> |
| <p>⑧2018年度から始まる精神障害者の雇用義務化は、5年間の猶予期間を中止し、早急に義務化するようもとめること。</p> | <p>障害者雇用促進法の改正に基づく精神障がい者の雇用義務化は平成30年度から実施されるが、急激な法定雇用率アップは企業にとって大きな負担となることから、障害者法定雇用率は、平成30年4月に2.2%に改正された後、平成33年4月までに2.3%に改正する激変緩和のための経過措置が設けられているところである。</p> |
| <p>⑨障害者手帳のない難病や慢性疾患患者も法定雇用率や雇用の義務化の対象に加えるよう求めること。</p> | <p>企業における難病患者等の雇用促進のために国の特定求職者雇用開発助成金等の制度があり、鳥取労働局と連携しながら制度の普及啓発に取り組んでいく。</p> |
| <p>⑩障害者が職場定着できるようジョブコーチの増員と配置年数を拡大すること。</p> | <p>障がい者の職場定着には、仕事や生活の相談等にきめ細かな支援を行うジョブコーチ支援が有効と考えられており、訪問型ジョブコーチの配置やジョブコーチ養成研修の派遣支援の継続を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者就業定着支援事業 71,986千円 |
| <p>⑪病状や障害が進行しても働き続けられるよう、通院や病気休暇を保障すること。</p> | <p>県と鳥取労働局等と共同で「とっとり障がい者仕事サポーター養成講座」や「障がいがある方とともに働くためのセミナー」を開催し、通院や体調悪化時には休暇取得等の配慮が必要なことを企業に啓発していくことで、各企業において障がい者が働き続けられる職場環境の整備が行われるよう引き続き支援していく。</p> |
| <p>⑫精神障害者、てんかん、難病・慢性疾患などの障害者・患者を運賃割引の対象とし、財政支援をすること。</p> | <p>J R、航空会社、バス会社などの民間事業者が実施している運賃割引制度については、まずは民間事業者において検討していただくべきと考ええる。</p> |
| <p>⑬「手話言語法」、「情報・コミュニケーション法」を制定するよう求めること。</p> | <p>「手話言語法」、「情報・コミュニケーション法」の制定については、県としても、手を広げる知事の会の活動としても引き続き、国に働きかけを行っていく。</p> |

要望項目

左に對する対応方針等

【労働・雇用】

①高度プロフェッショナル制度（「残業代ゼロ法案」）や過労死ラインの1000時間残業を合法化する「残業時間の上限規制」を盛り込んだ「働き方改革推進法案」に反対し、大臣告示の月45時間の残業規制を求めること。労働と労働の間に11時間のインターバルを確保するよう法改正を求めること。

②鳥取県の「働き方改革」でも、過労死ラインの1000時間残業の例外を認めないようすること。

労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されてきたところだが、今後、国会に提出される予定であり、労働時間に関する労働基準法及び労働時間等設定改善法の改正案については、国会における審議の状況を注視していきたい。

職員の時間外勤務の縮減は、職員一人当たり月45時間・年間360時間を超えないことを原則として取り組んでおり、実際に職員一人当たりの平均も月13時間程度（本年11月末時点）と効果が現れている。

「県庁働き方改革」における時間外勤務縮減の目標として、職員一人当たり月100時間・年間720時間を例外として設定している趣旨は、災害等やむを得ない事情がある場合に対応するためである。

残業時間の上限規制については国で行うものであり、県で規制することはできない。県としては、長時間労働の是正等、県内企業の働き方改革を促進するため、来年度は「とっとり働き方改革支援センター（仮称）」を設置し、県内企業に社会保険労務士を派遣するなど、職場環境改善に向けた普及啓発を行っていく。

・働き方改革促進事業 17,994千円

企業立地等事業助成条例第3条第6項の規定（「事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。」）に基づき、書類送検をされる等により企業名が公表された場合、当該企業に事実確認・調査の上、明らかに事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められた場合は、事業完了からの経過期間、違反の悪質性や是正状況・再発防止等を総合的に勘案して補助金返還の可否を判断することとしている。

新卒求人への受付に当たっては、若者雇用促進法に基づき労働関係法令違反の有無を確認して、違反がある場合は求人不受理の取扱いをするとともに、必要に応じて鳥取労働局へ求人掲載の有無について確認を行っている。

地方公務員には労働契約法の適用がなく、現に非常勤職員等として任用されていることをもって正職員への転換を行うことは、地方公務員法の平等取扱いの原則に抵触する。なお、民間企業等の職務経験者を対象とする正規職員の採用試験を実施しているところであり、県の非常勤職員等の経験者も受験可能である。

最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項である。

③労働法制違反の企業名が公表されるようになったが、そうした悪質なブラック企業への企業補助金は返還させ、返還のルールを確立すること。

④青少年雇用促進法にもとづき、国のハローワーク同様に鳥取県版ハローワークでも、ブラック企業の新卒求人を拒否し、募集・採用や労働時間など職場情報の開示を企業に義務づけること。

⑤2018年4月実施の改正労働契約法に基づき、県庁でも非正規職員に對する5年を節とした雇止めをやめ、正規雇用への転換を図ること。

⑥鳥取県の最低賃金の時給738円は、最高の東京都の958円に比べても著しく低く、自立した生活ができる賃金ではなく、人口流出にもつながる。全国最賃1000円以上を求め、地域間格差を是正し、鳥取県の雇用確保を図ること。

要望項目

左に對する対応方針等

⑦公官需の価格が物価・資材上昇に追いついておらず、利益や賃金がでないといと聞く。実態調査と、公契約条例の制定で、生活できる公官需の単価となるよう改善をはかること。

最低賃金は最低賃金法の枠組の中で規定されているものであり、公契約においても国で制度設計をきちんとしていただくことが適当と考える。

また、平成21年には、県議会で公契約に関する基本法の制定を国に求めて意見書を採用されている。

このような状況を踏まえ、これまでも国の動向を注視するとともに、他県の内容を調査・研究してきたところであり、現場の声なども聞きながら引き続き検討してまいりたい。

⑧サービスマス残業が発覚したら、企業名の公表、不払い残業代を2倍にするよう罰則強化を求めること。

労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されてきたところだが、今後、国会に提出される予定であり、労働時間に関する労働基準法改正案については、国会における審議の状況を注視していく。

⑨ブラック企業・ブラックバイトの離職者数や労働法令の違反歴など情報公開し、指導に従わないパワハラ企業名を公表するよう求めること。ラスト期間も労働を強いるようなブラックバイト根絶のため、労働基準法や労働安全衛生法など労働関係法令が、学生にも適用されるよう求めること。

労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところだが、違法な長時間労働を行わせている企業名の公表基準を拡大し、是正指導を強化するなどの『過労死等ゼロ』緊急対策を平成29年1月から開始しており、その状況を注視していく。

【中小企業】

①2014年6月に成立した小規模企業振興基本法の理念を生かした施策をすすめるため、鳥取県経済成長戦略に個人事業主や従業員5人以下の「小企業者」を位置付けるとしているが、そのためにも実態調査を、商工団体任せにせず、県が直接行うこと。また、鳥取県産業振興条例に「小企業者」を位置付けること。

小規模事業所の実態については、商工団体が訪問して把握した上で、企業支援ネットワーク等で随時共有しており、別途のアンケート調査等を行うことは考えていない。

また、鳥取県産業振興条例は、県内では小規模事業者が多数を占めることを当然のことと認識した上で、平成23年の県議会において、県内事業者の優先を図ること、その際、企業規模や産業分野に応じた細分化はせず、県内産業全体の育成・振興を目標とする、といった議論を経て制定に至ったものであり、この考え方に変わりはない。なお、県では、現在今年度中を目的に改定作業を進めている「鳥取県経済再生成長戦略」の中で、「中小企業・小規模事業者の支援」について盛り込む予定である。

②下請代金法にもとづき、違法な買いたたきがないよう取り締まりと指導を強化すること。

国においては、平成28年12月に下請振興法第3条「振興基準」が改正されるなど、下請法関連法令の運用強化が進められているところであり、引き続き今後の取組を注視していく。

③下請振興法第3条「振興基準」は、下請け単価は「下請け中小企業の適正な利益」を含み、「労働条件の改善」が可能となるよう、親企業と下請け企業が「協議して決定しなければならぬ」としている。「振興基準」に即した取引実態となっているか調査し、実効性あるものとする。下請検査は、「申告待ち」でなく、「抜き打ち」で行うこと。

県においては、中小企業者が下請け等、取引上の相談を受けるため（公財）鳥取県産業振興機構に設置している「下請けかけこみ寺」と連携を図りながら、中小企業の経営安定、体質強化に向け、補助金や融資などの支援策を当初予算において検討している。

- ・鳥取県版経営革新総合支援事業 980,171千円
- ・企業自立サポート事業 570,664千円

要望項目

左に 対 する 対 応 方 針 等

| | |
|---|--|
| <p>④コンビニなどフランチャイズ形式の取引・経営で働く人が増えているが、本部の加盟店に対して、24時間労働の強制、ロイヤルティナーなどの不当な利益の吸い上げ、値引き販売の禁止、近隣への出店、一方的な契約の打ち切りなど、優先的地位の濫用ともいえる著しく不公正な関係が横行している。加盟店に本部との交渉権を保障し、契約内容やロイヤルティナーの適正化などを盛り込んだ「フランチャイズ適正化法」を制定するよう求めること。</p> | <p>フランチャイズ契約については、中小小売商業振興法（契約内容の開示、契約内容の事前説明の義務付け）及び独占禁止法（不公正な取引方法（ざまんの顧客誘引及び優越的地位の乱用の防止等の規制））において、トラブル防止のための規制が設けられているところであり、国の今後の動向を注視していく。</p> |
| <p>⑤金融機関に対し地域経済への貢献を義務付ける、「地域金融活性化条例」を制定し、金融機関の地域への貸し出し状況を公表し、評価するようにする。</p> | <p>金融機関の検査・監督は、国（金融庁）の専権事項であり、取引先の経営改善を実現した件数など地域経済への貢献度を金融機関に公開するよう求めている。このことから、県として条例を制定する考えはない。</p> |
| <p>⑥信用保証は、「部分保証」から「全額保証」に戻すよう求めること。中小企業への保証制度を、生産性向上の名のもとでのIT化や中核企業、PPP対応の輸出・海外展開に集中し、部分保証を5割まで引き下げることとを国が打ち出しているが反対し、信用保証協会に補助してきた「信用保証基金」の復活を求めること。</p> | <p>部分保証は、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者に対して適切な支援を行うことを目的として金融機関にも貸し手として責任ある立場を求めるため導入されたものであり、金融機関による経営支援への取組強化が期待できるなど、一概に問題があるものではないと考える。</p> <p>平成29年の信用保険法等の一部改正により、セーフティネット保証5号の保証割合が100%から80%に引き下げられることとなったが、大規模な経済危機、災害等の際には、100%保証の危機関連保証が新たに創設され、著しい信用収縮が起きた際にも中小企業者の資金繰りに対応できると考える。</p> <p>また、責任共有制度の促進等目的として国が信用保証協会の基金造成に補助していた「制度改革促進基金」については、責任共有制度の対象保証が大きく増加し制度の目的を達成したことから終了されたものである。</p> |
| <p>⑦地域経済波及効果が高いため、県産材活用以外でも住宅リフォーム助成制度を創設すること。</p> | <p>住宅の改修等に対する助成については、環境対策や地震対策といった政策テーマを持つて行うことが望ましいと考えており、例えば、「とっとり住まいる支援事業」では県産材を活用して実施する住宅リフォーム（改修）に支援している。</p> <p>市町村の中には、独自のリフォーム助成やバリアフリー化に対する助成など地域の実情に応じた支援制度を実施しているところもあり、政策目的に沿ったものであれば必要に応じて市町村と連携した制度拡充に取り組みたい。</p> |
| <p>⑧県発注工事・事業での地元中小企業への発注率をより一層高めること。</p> | <p>県が発注する建設工事は、鳥取県建設工事等入札制度基本指針に基づき、県内業者で施工が可能な建設工事については県内業者に限定して発注している。</p> <p>また、入札参加資格では、中小企業にも配慮し、業者の規模に応じた適正な競争が行われるように主要な工種に格付を設けている。</p> <p>工事発注については、品質の確保と中小企業の育成の両面に配慮しながら、工事の難易度や規模を総合的に判断した上で実施していく。</p> |

| 要望項目 | 左に 対する 対応 方針 等 |
|--|---|
| ⑨「小規模事業者登録制度」を創設すること。 | 鳥取県競争入札参加資格者の登録は、事業者の規模に関わらず登録でき、県が発注する委託、役務の提供、物品の売買等（建設工事及び当該工事に係る委託業務を除く。）に参加できるため、現行制度で対応可能である。 |
| ⑩公契約条例を制定し、業種ごとに一定以上の賃金となるよう単価設定し、官製ワーキングプアを防ぐようにすること。 | 最低賃金は最低賃金法の枠組の中で規定されているものであり、公契約においても国で制度設計をきちんとしていただくと考えている。 また、平成21年には、県議会で公契約に関する基本法の制定を国に求めて意見書を採択されている。 |
| ⑪町工場の固定費の負担軽減のため、リース料の支払い猶予を広げ、機械設備のリース料や借り工場の家賃を補助すること。 | このような状況を踏まえ、これまでも国の動向を注視するとともに、他県の内容を調査・研究してきたところであり、現場の声なども聞きながら引き続き検討してまいりたい。 |
| ⑫一定期間の事業承継を条件に、相続税を減免するようにすること。 | 中小企業に対する県の助成制度は、雇用の維持・確保に向けた新事業展開や商品開発などの取組を積極的に進めるためであり、中小企業の固定費を無条件に助成することは考えていない。 |
| ⑬経営難の事業所が社会保険料の事業主負担を払えない場合、雇用調整助成金や信用保証、融資制度など公的支援が受けられなくなる。経営困難な事業所の社会保険料を猶予・軽減する制度をつくること。 | 国の平成30年度税制改正大綱において、今後5年以内に承継計画を提出し、10年以内に承継を行う者を対象として、株式に係る相続税を全額猶予する拡充策を決定しており、県としても制度の普及啓発を行っていく。 |
| ⑭生活福祉資金に個人事業者向けの枠を設定し、事業所経営に関するものでも貸付が受けられるようにすること。 | 信用保証協会の保証及び県制度融資の利用において、一律に社会保険料の完納を条件とすることはしていない。雇用調整助成金については、労働保険料の納入が要件となつているが国の助成制度であることから、国において検討されるべき事項と考える。 |
| ⑮建設現場の労働災害をなくし、建設労働者の賃上げ、労働条件の改善をはかるため、末端の労働者の適正賃金額を決めて、元受け業者に支払いを義務づける「公契約法」「公契約条例」を制定すること。建設業のひとり親方等も労働安全衛生法の適用対象とすること。 | 生活福祉資金貸付制度の趣旨は「低所得者、障がい者、高齢者が安定した生活を送れるようにすること」であり、事業経営のための貸付は含まれない。 最低賃金は最低賃金法の中で規定されているものであり、公契約においても国で制度設計をきちんとしていただくと考えている。 また、平成21年には、県議会で公契約に関する基本法の制定を国に求めて意見書を採択されている。 |
| 【農林漁業】 | このような状況を踏まえ、これまでも国の動向を注視するとともに、他県の内容を調査・研究してきたところであり、現場の声なども聞きながら引き続き検討してまいりたい。 なお、労働安全衛生法の適用対象についても、国がひとり親方等を適用対象とするか判断すべきものと考えている。 |
| ①2018年産以降も、政府がコメの生産数量目標の配分に関わるなど一定の役割を果たすよう求めること。余剰米が発生した場合、政府が買い入れを増やすなどして需給調整をするよう求めること。複数年契約などを含めて年間を通じて計画的に集出荷・販売する業者・団体に対して、金利・倉庫料など必要な助成をすること。 | 米の生産調整については、国全体で総合的に取り組まなければ十分な効果が期待できないことから、国の関与を引き続き要望していく。 米の需要に応じた生産にあたっては、国が進めている水田フル活用対策等が有効であり、余剰米の政府買い入れを求めることは考えていない。 複数年契約など計画的に集出荷・販売する団体等に対しての倉庫料などの助成については、国の米穀周年供給・需要拡大支援事業を活用いただきたい。 |

要望項目

左に對する対応方針等

| | |
|---|--|
| <p>②米農家に生産費を保障するため、過去5年間のうち中3年間の生産コストの平均を基準として販売価格との差額を補てんする「不足払い制度」を創設するよう求め、単県でも制度を創設すること。米直接支払い交付金の廃止の中止と復活を求め、水準も元の1万5千円/10aに戻すよう求めること。水田のもつ国土・環境保全の役割を評価し、1～2万円/10aの直接支払いを実施するよう求めること。</p> | <p>米価の収入補填については、国の米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）が有効であるため、国に制度の創設を求めることは考えていない。また、県での創設も考えていない。 米の直接支払交付金の廃止および水田への直接支払いについては、米政策として、国が進めている水田フル活用対策等は有効であり、国に方針の見直しを求めることは考えていない。</p> |
| <p>③水田転作の麦、大豆、飼料作物などの助成金を平均5万円/10a（現在3万5千円）に増額するよう求めること。米粉や飼料用米は平均8万円/10aの助成を求め、米粉の加工企業への支援、飼料用米の保管・流通施設など広域流通体制の整備に支援すること。</p> | <p>水田フル活用の推進に当たり、水田活用の直接支払交付金は有効な対策であり、現行の支援水準の維持については、引き続き、国に要望していくが、交付単価の増額を求めることは考えていない。</p> |
| <p>④畜産クラスターのような大規模化だけでなく、多品目・小規模の循環型の畜産農家を支える制度を創設すること。酪農は、加工原料用の乳価に生産費を基準とする不足払い制度を復活させるよう求め、県独自の制度を創設すること。</p> | <p>広域流通体制の整備については、内容が具体的になれば、検討したい。 畜舎等整備については、国の畜産クラスター事業に採択されなかつた案件で、早急に整備する必要があると判断されるものについて、県版肉用牛クラスター事業で実施することとしており、平成30年度以降も継続するよう検討している。 加工原料乳生産者補給金は、加工原料乳のみの差額補てんであるが、補給金の対象に生クリームも追加されたことから県内酪農家にとっては乳価上昇となる見込みであるため、県独自の制度の創設は考えていない。</p> |
| <p>⑤2019年度から収入保険制度が実施されるが、加入農家の2割程度しかかない青色申告者に限定せず、小さな農家でも加入できるようにし、補填基準は過去5年間の平均収入の9割ではなく生産費との関係で差額補てんするよう改善を求めること。また、農家が共済制度と選択できるよう、これまでになかつた梨の価格保障制度やブロッコリー共済制度の創設を求めること。</p> | <p>収入保険制度は、小規模な農家でも加入できよう、現金出納簿等を用いた簡易な方式も採用されとともに、合理性の確認の視点から「収入」を補填基準としているものである。また、本制度は共済制度で補填対象とならなかつた品目を始め、基本的に全ての品目を対象としており、新たな共済制度の創設を求めることは考えていない。</p> |
| <p>⑥麦、大豆に生産費と販売価格の差額を補てんする交付金制度の復活を求め、学校給食での利用に補助すること。</p> | <p>麦・大豆については、現行の水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）等による支援があり、国にも制度の継続を要望しているところである。</p> |
| <p>⑦中山間地域等直接支払い制度は、高齢化が進む実態をふまえ、集落協定の要件緩和、対象地域の拡大、協定期間の弾力化、事務手続きの簡素化、高齢者率の高い集落への支援や樹園地などへの補償水準を引き上げるよう求めること。</p> | <p>中山間地域等直接支払制度は、棚田など耕作条件の厳しい超急傾斜地並びに小規模・高齢化集落を含む集落連携地区を対象に、別途交付金の加算措置が講じられている。さらに、平成30年度からは、これまでの協定面積が15ha以上又は集落連携・機能維持加算を受けている集落協定が集落戦略を策定すれば、耕作放棄地が発生しても当該農地のみの遡及返還にとどめる交付金の返還要件の緩和措置が平成31年度まで2年間延長されることとなった。 今後とも地元関係者の意見を聞きながら、必要に応じて国に事業制度の見直し等を働き掛けていきたい。</p> |

| 要望項目 | 左に 対する 対応 方針 等 |
|--|---|
| <p>⑧新規就農者対策は、事業対応だけでなく、「新規就農者総合支援法」(仮称)として法制化し、国が総合的に対策をとるよう求めること。</p> | <p>新規就農者に対する支援については、農業経営基盤強化促進法に基づき、国、都道府県、市町村等の関係機関・団体が相互に連携しつつ、相談から研修、就農まで総合的に実施しているところであり、国に対して、新規就業者支援法の制定を求めることは考えていない。</p> |
| <p>⑨中小農家が成り立ちためには、農産物の共同販売や資材の共同購入が欠かせず、担い手育成や、集落営農への支援、資金確保など、農村社会のインフラとしての総合農協の役割は重要である。安倍政権の農協「改革」は、農業者の共同や協同組合の役割を否定し、財界が言うままに、農協に営利企業化をおしつけ、農業者や地域をバラバラにするものである。特に、単位農協から信用・共済事業の分離、准組合員制度の見直しは、総合農協を解体させ、農外企業が農業・農村に勝手気ままに進出し、利益が出なければ撤退しかねないなど、農地や農村を壊すことになる。農協「改革」の押し付けに反対し、農協の自主性・独立性を尊重し、組合員・役職員が力を合わせて協同組合としての原点に立った役割を果たせるよう、国や県が支援すること。</p> | <p>農協改革は、政府による「農林水産業・地域の活力創造プラン」を実行するために必要な取組であり、県内JAグループも自ら必要な自己改革を行っている。</p> |
| <p>⑩農業委員会制度の改定による農地利用の成果を追求される中において、農地に責任を負わない地域外からの企業の参入・農地取得は、集落営農から発展した株式会社など地域に密着した法人とは区別し、厳しい監視と規制を強化すること。農業委員会が従来通り、農地の維持に権限をもつ行政委員会としての役割を果たせるよう、事務局体制強化や委員手当を引き上げるなど予算を増額すること。</p> | <p>本県における農地の受け手の決定については、地域で話し合いを行い、地域の担い手あるいは地域外でも話し合いで認められた担い手に農地を集積することを基本としている。</p> <p>農業委員会に農地利用最適化業務が必須業務として追加されたことから、国が委員手当を増額することとしたことから、当初予算において検討している。</p> <p>・農地集積総合推進事業(農業委員会費補助金) 317,347千円</p> |
| <p>⑪県が責任をもって米・麦などの種子の開発・普及を行ってきた主要農産物種子法が廃止され、利益第一の民間企業にゆだねられ、多国籍種子企業に支配され、種子代の高騰や、遺伝子組み換え種子の氾濫が懸念される。農業者が優良で安価な種子の供給を将来にわたって保障するために、県の農業試験場の運営予算を確保し、種子の開発・普及に県が責任を持って取り組むようにすること。</p> | <p>主要農作物種子法の廃止後も引き続き県が責任を持って取り組むこととしている。</p> |

要望項目

左に對する對應方針等

② TPP11、日EU・EPA等自由貿易について
 米国を除いたTPP11は、世界のGDPの12.9%、貿易額の14.9%と決して小さくはなく、この大筋合意は、米国や中国などの東アジアを刺激し、より高いFTAを誘発し、農林水産業への甚大な悪影響が懸念される。日EU・EPAもTPP11と同様である。TPP11の新協定は6か国の承認手続きが済めば60日後に発効するとし、2018年度中の署名、2019年の発効を政府は狙っている。TPP11と日EU・EPA、日米FTAなどこれ以上の輸入自由化に反対すること。農水省の試算では生産減少額は、TPP11で約900～1500億円、日EU・EPAで約600～1100億円だが、「総合的な対策大綱」を実施するので、生産量の減少率はゼロ、食料自給率は維持されるとしている。しかし生産量が減少しなくても生産額が減少することはありうることであり、「生産額」＝「生産量」と比較すること自体が間違っている。また説明会で農水省は、生産量減少率は「あくまで対策の効果を表れた場合」だと発言し、しかもその対策も規模拡大など大規模農家・法人しか使えず、一番多い担い手である小規模・家族経営の農家はほぼ対象外であり、これが淘汰されることで、地域の農業に甚大な悪影響を与える危険性がある。試算の対象も原則、「関税率10%以上かつ国内生産額10億円以上の品目」に限定され、鳥取の特産品であるカニ、ナシ、ラッキョウ、野菜、花き等は除外されており、本県農業にどのような影響を与えるかは不透明である。

協定の批准については、国益全体を考えながら国会で慎重に議論すべきものであり、撤回を国に求めていくことは考えていない。

- 1) TPP11、日EU・EPAの撤回を求めること。
- 2) 鳥取県独自に影響試算を行うこと。ただし、「対策抜き」の場合、果産品も含めた場合を試算すること。

国による対策動向や影響試算を詳細に把握した上で、本県における影響試算を行う。その上で、関税率が低い等の理由により国による影響試算対象外の品目等も含め、国内農林水産業への影響を過小評価しないよう、生産者や関係団体の意見を踏まえ国に対して求めていきたい。

- 3) 米余りと言われながらも77万トンものミニマムアセス米を輸入し、更にTPP11で輸入量を増やす事は道理に反する。輸入相当量の備蓄米を増やし市場から隔離するというが、放出された際に低価格となる危険性、外食用のSB米も市場価格に左右され安い外米利用で国産米が排除され、国産米の値段に影響を与える危険性がある。ミニマムアセス米の輸入の中止、主食であるコメ、転作を進めている麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖の主要5品目は、国会決議であったように対象除外を求めること。

ミニマムアセス米は、自由貿易拡大の流れの中で設定されているものであり、廃止を求めることは考えていない。
 その他の対象品目についても国益全体を考えながら政府の交渉により決定されており、県としては、引き続き国内農林水産業の持続的な発展のため、対策を講じるように求めていく。

要望項目

左に對する對應方針等

4) 「T P P等関連対策大綱」は、補正予算や単年度予算の細切れであり、見直しをもった対策ができない。これらは本来、T P PやE P P Aに關係なくなされるべき対策であり、条約発効前から実施し、恒常的な制度として確立すること。「対策大綱」の、畜産クラスト事業、産地パワーアップ事業は10%以上の経費削減を前提とするなど条件が厳しく、体力のある農家が大規模農家しか使えない。条件を引き下げようにし、条件の低い果独自の制度を創設すること。
牛豚マルキンの9割保障への引き上げは、単年度ではなく、恒久的な制度として、条約発効前から実施すること。

国の畜産クラスト事業に採択されなかつた案件で、早急に整備する必要があると判断されるものについて、県版肉用牛クラスト事業で実施することとしており、平成30年度以降も継続するよう検討している。

・畜産クラスト整備事業（酪農） 4, 250千円

牛マルキン制度は、平成30年度の1年間に限って緊急的に9割補填への引き上げが決定されたところである。牛・豚マルキンの補填率の引き上げについては、T P P協定発効を待たずに早期に実施されるよう、引き続き国に要望していく。

産地パワーアップ事業については、産地全体で販売額10%以上の増加を目標に取り組んでおり、中小規模農家も多く参加して事業実施している。
要件緩和は考えず、また果独自の制度の創設も考えていない。

鳥取県は大山乳業農協1県1乳業団体であるため、競争激化による乳価の引き下げの可能性は低いと考えられる。加工原料乳生産者補給金は、加工原料乳の差額補てんであるが、補給金の対象に生クリームも追加されたことから県内酪農家にとっては乳価上昇となる見込みである。そのため、果独自の補てん制度は考えていない。

⑭指定生乳生産者団体制度は、改正畜産法に整理されたが、指定団体の碎が広げられたことで競争が激化して乳価を引下げることになりかねない。加工乳補給金は2018年度のみ「差額補てん」だが、それ以降は3年間の平均単価となるため、十分な金額にならない可能性がある。「差額補てん」の制度を継続するよう求め、果独自に差額を補てんすること。

⑮有機と特別栽培の生産は、それぞれ分けて目標値を立てて推進すること。

特別栽培は化学合成肥料・農薬を5割以上削減する栽培であり、有機栽培は特別栽培からさらに化学合成肥料・農薬を削減する等の取組を行った栽培であることから、目標値を分けるのではなく、一体的に取り組んでいく。

⑯間伐材の搬出助成制度の維持、単価の増額をし、間伐材以外の木材搬出の経費の差額補てん制度を創設すること。生産基盤となる林道や作業道の路網整備が遅れており、生態系や環境に配慮し、災害に強い路網整備をすすめること。「緑の雇用」や「緑の青年就業準備給付金」の充実や事業体への支援を強化するよう求めること。建築・木製品・紙製品・エネルギーなどに木材を100%有効に利用する「カスケード利用」を促進し、そのためにもモデル事業を実施すること。地域の森林整備の中心的な役割を担う森林組合の役割が発揮しやすいよう支援強化すること。国の森林環境保全税は、温室効果ガスの削減が目的であり、汚染者負担を原則とし、二酸化炭素の排出量に着目した地球温暖化対策税を拡充して対応するよう求めること。

間伐材の搬出制度、路網整備、緑の雇用等については、当初予算において検討している。

- ・間伐材搬出等事業 650, 000千円
- ・林道（公共事業） 1, 048, 517千円
- ・路網整備推進事業 16, 470千円
- ・鳥取県版緑の雇用支援事業 65, 116千円

カスケード利用の推進については、本年度から、日野川流域で川上から川下までが一体となった「林業成長産業化地域創出モデル事業」に取り組んでいるところであり、来年度、千代川流域においても同様の取組を行う計画が検討されている。

森林組合には、果の様々な支援制度を活用していただきたい。

石油石炭税の「地球温暖化対策のための課税の特例」が平成24年度から導入され、3回にわたり税率の引上げが行われてきたところだが、これまでの議論の結果、この引上げ分は国による再生可能エネルギー普及や省エネ対策等に用途を限定され、平成28年度与党税制改正大綱により森林吸収源対策への財源は新たな仕組み（森林環境税（仮称））をつくることとされたところであり、森林整備の支援への充当は困難と考えている。

要望項目

左に 対 する 対 応 方 針 等

| | |
|--|--|
| <p>⑭海に囲まれた国でありがら水産物の自給率は59%と低下傾向である。国の責任で魚価安定対策を強化するよう求めること。「浜の活力再生プラン」は、地域の漁業者の意見を十分に反映させ、家族経営と中小経営を含めて対策すること。「漁業共済・積立プラス制度」の所得補償の充実を求めること。水産資源保全のための休業・減船による減収補償を充実するよう求めること。燃油の減免措置の恒久化を求めること。「新規漁業就業者支援制度」の充実を求めること。</p> | <p>本県においては漁業調整、水産振興の両面から資源管理型漁業を推進している。減収等に係る各種補償等については、国の支援制度活用いただきたい。</p> |
| <p>【男女平等】 ①妻などの家族従事者に支払う給与が経費として認められない所得税法56条は、国連女性差別撤廃委員会でも見直し・検討を求めている。所得税法56条の廃止を求め、家族従事者の働き方を正當に評価し、必要経費と認められるようにすること。</p> | <p>家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いはいは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えており、引き続き政府税制調査会等の動向を注視していくこととしている。</p> |
| <p>②男女ともにワークライフバランスが保てるよう、育児休業制度は、所得補償を100%となる期間をつくるよう求めること。介護休業中の所得補償の充実を求めること。</p> | <p>育児・介護休業制度の充実、所得補償の拡大など支援策の拡充について、引き続き国に要望していく。</p> |
| <p>【税制】 ①消費税は低所得や子育て世代に重い負担となる不公平税制であり、消費税を冷え込ませ地域経済にも悪影響を与える。消費税10%への増税は中止するよう求めること。</p> | <p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心して、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとっての安定財源の確保は避けることのできない課題であり、消費税増税に反対することとは考えていない。</p> |
| <p>②中小企業への消費税免税点3000万円から1000万円に引下げられ、中小企業にとって大打撃となっている。免税点の引き上げを求めること。</p> | <p>消費税免税点制度は、中小事業者の事務負担軽減等の観点から、消費税創設時から設けられている特例措置であるが、免税事業者が全体の6割を占めている当時の状況から、消費者の支払った消費税相当額が国庫に入っていないのではないかとという国民の不信感を解消し、消費税に関する国民の信頼性や制度の透明性を向上させるために平成15年度税制改正により免税点が引き下げられたものと認識しており、引上げを求めることは考えていない。</p> |

要望項目

| 左に 対す る 対 応 方 針 等 | |
|--|---|
| <p>インボイス制度は、消費税における軽減税率の導入により、複数税率制度の下において適正な課税を実現する観点から、消費税引上げから4年後（平成35年10月）に導入されることとされている。</p> <p>消費税引上げに伴った軽減税率制度の導入に向けて、経済産業省が対応レシ購入の助成等、経費負担の軽減を行ったり、行政と関係団体で構成する「消費税軽減税率実施協議会（事務局：鳥取県商工会連合会）」が中心となって、課税事業者を対象とした制度や支援策について周知を図っているところである。</p> <p>また、インボイス制度導入による免税事業者への影響を勘案し、制度導入後6年間は免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認める経過措置も設けられている。</p> <p>これらのことから、導入による事業者への影響は注視していく必要はあるが、インボイス制度自体の導入に反対することは考えていない。</p> | <p>③2021年4月から導入予定の「適格請求書」(インボイス)制度は、中小企業にとっても実務負担や、導入に伴う新たな経費が増えるとともに、インボイスが発行できない事業者や免税業者が取引から締め出されるおそれがあり、反対すること。</p> |
| <p>公的年金等の所得に係る個人住民税の特別徴収は、平成20年度税制改正により、年金受給者の利便性の向上や市町村の徴収事務の効率化を図る観点から導入されたものであり、現行制度の変更を求めるとは考えていない。</p> | <p>④住民税の年金天引きは、各人の希望で普通徴収に変更できるようにすること。</p> |
| <p>政府税制調査会において、経済社会の構造変化等を踏まえた今後の税制のあり方が全面的に検討されているところであり、個人所得課税における各種控除や課税対象所得の取扱いについても全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えており、引き続き政府税制調査会等の動向を注視していくこととしている。</p> | <p>⑤寡婦控除は、死別の場合だけでなく離婚の場合やいわゆるシングルマザー一にも適用されるよう改善を求めること。</p> <p>⑥「住宅は福祉」の観点で、家賃に関する税の控除制度を創設すること。</p> |
| <p>本人確認は、なりすましを防止する上で必要なマイナンバー法に定められた手続きである。</p> <p>また、戸籍情報への利用範囲の拡大や民間利用については、現在国において検討されているおり、マイナンバー制度の廃止や適用拡大の中止を国に求めることは考えていない。</p> <p>なお、現在検討されている民間利用には、マイナンバーカードに搭載されるICチップに格納された公的個人認証（電子署名）やICチップの空き領域を利用したサービスの展開であり、マイナンバーそのものを利用するものではない。</p> | <p>⑦マイナンバー制度は、確定申告の際にマイナンバーを記載すると本人確認の書類が必要になり、かえって手間が増えるなど、問題が続出している。政府は今後、戸籍関係や民間企業の経済活動にも適用対象を拡大するよう検討しているが、個人情報や民間企業が流出する危険性が増加する。マイナンバー制度の廃止と、適用拡大を中止すること。</p> |

要望項目

左に對する対応方針等

| | |
|--|--|
| <p>⑧法人事業税の外形標準課税を資本金1億円以下の小規模企業にまで拡大することは、赤字企業などに過大な負担を負わせることになるので反対すること。</p> | <p>外形標準課税は、赤字法人であっても一定の行政サービス享受している状況に鑑み、受益の程度に応じて税負担を求めるときという観点で平成16年度から導入されている。</p> <p>外形標準課税の拡大は、中小法人のうち約7割が赤字法人であること、地方の経済は中小法人が中心となって支えていることなどを踏まえ、地域経済への影響を勘案しつつ検討されるべきである。</p> <p>平成28年度税制改正大綱では「地域経済・企業経営への影響を踏まえながら引き続き慎重に検討を行う」とされていること、また、全国知事会等を通じて「地域経済への影響を踏まえ、中小法人への適用については慎重に検討すべきである」と提言していることから、今後の国の動向を注視していきたい。</p> |
| <p>【被災者支援】</p> <p>①国の被災者生活再建支援法に半壊と一部損壊支援を盛り込み、全壊300万円を500万円に支援額を増額するよう求めること。</p> <p>②鳥取県中部地震では、経済的理由から屋根補修等ができない人がいる。県が何らかの財政支援をして住宅再建できるようにすること。県営住宅や民間アパートに住んでいる被災者を一方的に追い出すことがないようになすこと。被災空き家は、持ち主がはきりしりしている場合は、住宅再建制度の支援対象とし住宅再建すること。</p> | <p>中部地震による被災実態等に鑑み、被災者生活再建支援法による支援対象範囲を半壊以下へ拡充することについて、全国知事会で提案しているところであるが、改めて知事会等の場で議論することとしたい。</p> <p>住宅修繕を更に推し進めるため、被災者の実態に即した住宅修繕策として、被災者の支出可能な予算に応じた修繕を行う業者の斡旋や、修繕費の捻出に苦勞されている被災者に対するボランティア団体等による修繕支援の取組を市町や関係団体と連携しながら進めていく。</p> <p>また、生活困難等により修繕の目途がつかず、ブルーシートが残ったままとなつている住家等へ専門家チーム（福祉や建築・不動産関係者等で編成）を派遣する市町の取組に対する支援を当初予算で検討している。</p> <p>・震災後へのふるさとづくり支援事業 40,681千円</p> <p>被災者に対する県営住宅及び県職員住宅の無償提供を平成31年3月31日まで延長しており、併せて、あんしん賃貸相談員による住宅紹介や相談対応、公営住宅募集情報の提供など転居先を探していただくための支援も行っているところである。</p> <p>鳥取県被災者住宅再建支援制度は、自然災害によって、現に住んでいる住宅に被害を受けられた方が、被災後も同じ地域に住み続けられるよう住宅再建を支援する制度であり、空き家の改修を支援対象とすることは考えていない。なお、被災した空き家についても、県による住宅耐震化支援制度等の活用が可能である。</p> |
| <p>②消防職員を国基準まで増やすよう、県が支援すること。</p> | <p>消防組織法により消防に関する責任は市町村にあり、市町村において必要と考える消防職員を配置され、地方交付税で財源措置されていることから、その人員増について県が支援することは、考えていない。</p> |

要望項目

左に対応する対応方針等

| | | | | | | | |
|--|---|----------------|----------|------------------|----------|----------------|---------|
| <p>④昨年の台風18号で鳥取市河原町渡一木が浸水被害をうけたが、原因解明がいまだに行われていない。早急に解明し、国や自治体・鳥取市の責任で被災者に損害補償をすること。現在の支援制度から、床上浸水があった福祉事業所に漏れているが、同様に床上浸水があった住宅には支援があったのに対し不公平である。何らかの支援をすること。</p> | <p>鳥取県被災者住宅再建支援制度は、自然災害によって、現に住んでいる住宅に被害を受けられた方が、被災後も同じ地域に住み続けられるよう住宅再建を支援する制度であり、福祉事業所を支援対象とすることは考えていない。</p> | | | | | | |
| <p>【原発・エネルギー】 ①原発を重要なベースロード電源とした国のエネルギー基本計画、2030年度の電力需要の20～22%を原発で賄うとした「長期エネルギー需要見通し」、原発新増設を視野に入れた見直し中の「エネルギー基本計画」は、原発再稼働を前提としているが、福島原発事故の原因究明もいまだ行われておらず、認めることはできない。原発ゼロで対応するよう求めること。</p> | <p>全国知事会として、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、意欲的な導入目標を設定することを国に求めている。また、自然エネルギーの普及・拡大を目的とした官民連携による自然エネルギー協議会として、次期エネルギー基本計画における再生可能エネルギーの比率を、現在の導入目標22～24%（2030年度）から、30%を超える意欲的な目標とするよう国に提言している。</p> | | | | | | |
| <p>②島根原発2号機の再稼働、3号機の新規稼働に反対すること。</p> | <p>2号機の再稼働については、国に対し、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと、また、安全対策の進捗状況等も踏まえ国が責任を持って判断し、国民に説明することを強く要望している。 県は中国電力から3号機の取扱いについての報告を受けていないが、中国電力の動向を注視していく。</p> | | | | | | |
| <p>③中国電力との安全協定は、島根県と同等になるよう交渉すること。</p> | <p>安全協定については、従前より中国電力に対して、立地自治体と同内容に改定するよう求めており、平成25年3月15日、中国電力から協定の運用面については、立地自治体と同様であることを文書で確認している。引き続き中国電力に改定を求めていく。</p> | | | | | | |
| <p>④自然再生エネルギーの普及にとめること。送電会社の買い取り義務の復活させ、送電網の増強義務を課す法整備を行うようもとめること。</p> | <p>第2期とつとり環境イニシアティブプラン（平成27～30年度）で定める目標（920MW）を達成したところであるが、引き続き、再生可能エネルギーの導入を進めることとしている。また、家庭や地域による再生可能エネルギー導入の取組への支援を継続し、エネルギー自給率の向上及びエネルギーの地産地消を進めることとしている。 なお、再生可能エネルギーによる電力の買取義務は、現在も送電会社にある。 また、送電網の増強については国へ継続して要望している。</p> <table border="0"> <tr> <td>・エネルギーシフト加速化事業</td> <td>33,147千円</td> </tr> <tr> <td>・地域エネルギー設備導入推進事業</td> <td>54,000千円</td> </tr> <tr> <td>・地域エネルギー社会推進事業</td> <td>5,560千円</td> </tr> </table> | ・エネルギーシフト加速化事業 | 33,147千円 | ・地域エネルギー設備導入推進事業 | 54,000千円 | ・地域エネルギー社会推進事業 | 5,560千円 |
| ・エネルギーシフト加速化事業 | 33,147千円 | | | | | | |
| ・地域エネルギー設備導入推進事業 | 54,000千円 | | | | | | |
| ・地域エネルギー社会推進事業 | 5,560千円 | | | | | | |

要望項目

左に對する対応方針等

⑤各地で大型風力発電による超低周波音によって、不眠、頭痛、めまい、吐き気、耳鳴りなどの健康被害がでている。調査・研究を促進し、それにもとづく環境基準の設置、建設の距離条件の設定を行うこと。また太陽光発電パネルも森林伐採や地すべり地域への建設など問題が生じており、事業の立案・計画段階から情報公開し、事業者・自治体・地域住民・自然保護関係者・専門家など広く利害関係者を交え、地域の環境維持と地域経済への貢献にふさわしいものとする。一定規模以上の太陽光発電施設を建築物とし、土地の区画形質の変更とするなど、環境基準を定めて環境アセスの手續きの中に組み込むこと。

風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音の健康に与える影響については、国においても「明らかに関連を示す知見は確認できない」とされており、県独自で何らかの規制を設けることは困難と考える。
また、一定規模以上の造成を伴う太陽光発電事業は現在でも県環境影響評価条例の対象となっており、当該規模未満の事業についても、その内容や規模に応じて各個別法の規制の対象となる。

⑥鳥取市青谷町風力発電計画（14基）、鳥取風力発電計画（36基）、西部風力発電計画（36基）は、自然環境への悪影響が懸念され、住民から反対の声も上がっている。計画変更か廃止も含めて検討すること。超低周波音の環境規制を今日的にふさわしいものに発展させ、県独自に規制ルールをつくること。住民合意なしに計画を推進しないこと。

環境影響評価法の手續の中で、地元住民をはじめとする一般からの意見や県知事の意見、環境大臣・経済産業大臣の意見等を踏まえながら調査・予測・評価を実施し、その結果を踏まえて事業計画を検討しており、県は、引き続き厳正に審査を行うとともに、必要な意見を述べていく。なお、超低周波音の健康に与える影響については、国においても「明らかに関連を示す知見は確認できない」とされており、県独自で何らかの規制を設けることは困難と考える。

【環境】

①2015年12月のパリ協定は、工業化前に比べ気温上昇を今世紀末に2度下回るようにし、1.5度に抑える努力をし、今世紀後半にはガス排出量をゼロにする事を決めた。先進国だけでなく、途上国全てに温暖化対策の義務付けを合意し、2023年以降5年後度に、自国の活動を見直し、取り組みを強化することとしている。しかし6月にアメリカのトランプ大統領が離脱を表明し、日本は2030年までに2013年比で26%削減というが、国際的な基準の1990年比では18%の削減にすぎない。直近で政府は閣議決定で、地球温暖化対策計画の長期的目標として2050円までに80%の削減というが、現状では見通しがなない。抜本的な対策強化を求めること。

米国では大統領によるパリ協定離脱表明があったが、地球温暖化対策の核である地域の自治体や民間企業等の多くは、真摯に温暖化対策に取り組んでいる。日本でも「COOL CHOICE E」を掲げ、国民運動的に省エネの推進に取り組んでいる。本県でも、「第2期とっとり環境イニシアティブプラン」に基づき、再生可能エネルギーの導入推進や県民を挙げた地域ぐるみの環境実践に取り組んでおり、引き続き、それぞれの立場で地球温暖化対策を進めていくことが重要と考える。

②鳥取市青谷町の安定型産廃処分場計画は、直下に勝部川があり、水源にも、地域の住環境にも甚大な悪影響を及ぼしかねず、住民も反対しており、産廃処分場を設置しないこと。

鳥取市青谷町の産業廃棄物安定型最終処分場については、現時点で事業者から県に正式な手続は行われていない。今後、事業者から廃棄物処理施設設置手続条例に基づく生活環境影響調査を含む事業計画の提出があれば、同条例により、厳正に審査を行う。なお、4月から廃棄物処理施設の設置手続は、中核市となる鳥取市の権限となることから、同月までに県が把握した事項等については、同市に漏れなく引き継ぐことにする。

要望項目

左に 対 する 対 応 方 針 等

③ 淀江産廃処分場は建設しないこと。同時に計画に対する専門家会議の委員の選抜には、科学的学術的見地から検証できる委員を入れるとともに、産廃処分場問題に見識のある専門家、地元専門家、複数の地元住民を入れること。専門家会議は公開とすること。

④ 政府の「明日の日本を考える観光ビジョン」における「国立公園満喫プロジェクト」は、2020年までに外国人国立公園利用者数を年間1万人に倍増させる計画であり、全国8か所の計画の中に大山が入っている。外国人観光客をターゲットにした施設整備で自然環境が破壊されることがないよう、環境保全と両立した事業となるようにし、巨大な財政支出は抑制すること。また大山登山道途中のトイレ設置については、携帯用ブースでなく便器の設置を求め、声が高らかに聞こえるようにする。避難所の改築よりもトイレをという切実な声にこたえて、6合目に限らずトイレ設置を検討すること。検討に当たっては山岳関係者の意見をよく聞くこと。

⑤ 鳥取県ドクターヘリの今春の運行開始が決まっているが、飛行ルートに近い地域住民から騒音への不安が出ている。ドクターヘリの運行を否定しているわけではないが、運行に対する周辺住民の理解を得ることは重要であり、せめて医大付近に調査を拡大し、近隣地域の騒音調査を実施すること。

淀江産廃物管理型最終処分場計画は、現在、廃棄物処理施設設置手続条例の手續の過程にあり、同条例に基づき、厳正に審査を行う。また、廃棄物審議会とは別に設置を予定している専門家会議は、廃棄物処理や環境管理全般に幅広い知見を持ち科学的学術的見地から中立的に見解を述べていただけたらという見解を述べている。なお、専門家会議は、公開で行う。

「国立公園満喫プロジェクト」は、既存施設の老朽化対策及び外国人対応を進めているものであり、限られた予算で最大の効果をえられるよう、既存施設の改修のみを行っている。

夏山登山道は起点及び頂上に既存トイレがあり、中間となる6合目のトイレ設置が最も良であるが、大規模な地形改変が必要な浄化槽を伴うトイレの設置は、6合目前後を含め自然破壊につながるから困難であり、また、小規模な面積で設置可能なトイレ形式についても、臭気、物理的条件、維持管理の面から困難との結論に至っている。上記内容を含め、山岳団体、自然保護団体、観光団体、国、県、町による検討会において検討した結果、6合目避難小屋改修にあわせ携帯トイレブースを設置する方針となった。

携帯トイレは、屋久島、知床、尾瀬、霧島など他の国立公園でも近年普及しつつある保護と利用が両立できる方法であり、利便性では劣るが、登山者自らが保護・保全を行ってきた大山にふさわしい選択と考えている。

既に平成29年7月に、鳥大病院近隣地域等6箇所、ドクターヘリと同型機による騒音調査を実施したところであるが、運航開始後の状況に応じて、再度の騒音調査を検討してみたい。

【騒音測定結果の概要】

以下のとおり、騒音レベルは極端にうるさいレベルではなく、また、騒音が確認される時間も概ね1分間程度と短いものであった。

① 測定された騒音を、「等価騒音レベル」を評価指標とする「騒音の目安」で例えれば、鳥大病院ヘリポート直下では80デシベル程度で、航空機の機内程度の騒音レベルであるが、その他の周辺では50～65デシベル程度で、新幹線車内、バスの車内～銀行の窓口周辺の騒音レベルに相当するものであった。

② 各測定地点（鳥大病院ヘリポート直下以外）で、騒音が確認されるのは、概ね1分間程度であった。

※ 運航時には、鳥大病院ヘリポートでは、以下の時間騒音が発生する。

- ・ 朝 (着陸時約1分)
- ・ 夕 (離陸時約2～3分)

・ 救急出動時 (離陸時約2～3分、着陸時約1分)

要望項目

左に對する対応方針等

⑥ 中海の環境修復のため、浅場の造成やくぼ地の埋め戻しを行っているが、モニタリング調査を繰り返して行っても大きな変化が見られないのは、森山堤防のみで開削の幅が狭く、中海再生に必要な反時計回りの潮流が起きてないことが原因である。浅場の造成、くぼ地の埋め戻し等を引き続き行い、堤防開削を課題として島根県と協議すること。その際、開削幅、開削箇所について、漁業者、専門家、中海周辺地域住民、住民団体の意見を聞いて調査・検討し、開削を国に求めること。また、漁獲量や魚種が減り続けていることについても中海会議で報告し、原因究明をすること。

堤防の開削については、鳥取・島根両県知事の協定書(平成21年12月締結)に基づき、中海全域の水質の継続的な変化について、科学的データに基づき協議した上、新たな水質改善策を講じる必要が生じたことと判断される場合において、「中海会議」の場などで幅広く適切な対策を検討する中で、議論、検討していくものと考えている。引き続き各種データの分析・評価に取り組みすることとする。
また、漁獲量や魚種の変化については、試験研究機関が引き続き中海の水産資源を調査研究することとしており、環境要因についても経過観察していくとともに、必要な状況に応じて関係機関とも調整の上、中海会議への報告を検討していく所存である。

【公共事業・交通】

① 地域高規格道路の北条湯原道路と江府三次道路は無駄遣いと批判もあり、凍結・中止すること。

地域高規格道路は、県内の経済活動の活性化や住民生活環境の向上並びに大規模災害時のリダンダンシシーの確保などにおいて、高規格幹線道路を補完し県内の高速道路ネットワークを形成する重要な社会基盤と考慮されており、今後も整備の促進が必要と考えている。

② 通学路にもなっている河原インターの鳥取市河原町福和田入口に信号機を設置すること。

信号機の設置要望箇所については、現地の交通状況等を見ながら必要性を検討するが、現在の通学路である河原インター入口交差点信号機を通学路の安全対策として歩車分離化したので、同信号機を引き続き利用されたい。

③ 鳥取市循環バスくるりは、高齢者や学生などの交通弱者の移動の重要な手段となっている。巡回範囲を広げるよう求め、地域交通への財政支援を行うこと。

路線バスの充実には利用者や収益の確保が必要となるが、循環バス「くるり」の運行主体である鳥取市に対して提案してみたい。

④ UDTタクシーは、障害者が利用しやすいよう障害者料金軽減制度とセツトで運用すること。

JR、航空会社、バス会社などの民間事業者が実施している運賃割引制度として、まずは民間事業者において検討していただくべきと考ええる。
なお、県では、UDタクシーを有効に活用し、障がい者や高齢者といった交通弱者の更なる利用促進に繋げるため、イベント時の移動や買い物支援システムの構築などモデル的な取組に対して支援を行うことを当初予算で検討している。
・UDタクシー×地域社会「つながる」事業 1,000千円

⑤ 鳥取駅構内のコンビニ販売店につながる点字ブロックを整備するようもとめること。

施設管理者に対し、「福祉のまちづくり推進事業補助金」の案内も含め、駅構内に点字ブロックを整備するよう求めていく。

⑥ 米子空港の自立運営できるソウル便や香港便への財政支援はやめること。

ソウル便や香港便への財政支援は、路線の維持を図るために必要な額を支援している。また、ソウル便の増便に対しては、米子鬼太郎空港が昨年7月に認定を受けた訪日誘客支援空港(拡大支援型)の制度に基づき、国による割引支援を受けて取り組んでいる。
・国際航空便利用促進事業(運航経費支援事業) 143,500千円

要望項目

左に 対す る 対 応 方 針 等

| | |
|---|---|
| <p>①境港竹内南岸壁の国際フェリーターミナルは今後の需要も不確かであり整備は凍結すること。</p> <p>②鳥取空港民営化・一体化整備が来年7月に向けて検討されているが、営利や経費削減を第一ではなく安全を第一に考える必要がある。民営化は中止すること。また先日の雪で、着陸した飛行機が滑走路でストップした。除雪体制の点検と再発防止をすること。鳥取空港の東京便の利用料金を安くするよう求めること。</p> | <p>境港ではコンテナ貨物量が過去最高を更新し、環日本海貨客船の旅客数も3万人を超えるなど順調に推移するとともに、クルーズ船寄港回数も3年連続過去最高を更新するなど、今後も港湾利用の増加が見込まれる中、現状施設では貨物船との利用調整やクルーズ船のお断りが発生するなど限界の状況であり、地域の産業及び観光振興のためにはRORO船やクルーズ船など多様な船舶の受入を可能とする竹内南地区貨客船ターミナル整備は必要と考えている。</p> |
| <p>③鳥取空港民営化・一体化整備が来年7月に向けて検討されているが、営利や経費削減を第一ではなく安全を第一に考える必要がある。民営化は中止すること。また先日の雪で、着陸した飛行機が滑走路でストップした。除雪体制の点検と再発防止をすること。鳥取空港の東京便の利用料金を安くするよう求めること。</p> | <p>鳥取空港のコンセンション導入による民間運営については、安全性の確保が最優先である。その上で民間のノウハウを活用した運用等による利便性の向上や賑わいづくり、コスト削減など、より良い運営が可能であるため、民間による運営について取り組む。先日は夕方から急な降雪となり、ダイヤの乱れによる出発機、着陸機の重複が発生し連続した除雪が困難な状況の中で着陸したものである。降雪も続いていたことから、着陸後逸脱防止のために再度滑走路周辺の施設を除雪し待機時間が必要となった。今後も安全な離着陸が出来るよう、除雪の体制等を含め空港管理に取り組む。</p> <p>鳥取空港の東京便の利用料金については、早割運賃である旅割75で片道1万円未満などの割引料金が設定されるなどの対応も一部でみられる。ANAに対しては、折に触れて交渉する</p> |
| <p>【公の施設の管理】</p> <p>①かちみ園、第二かちみ園、尚寿苑は、重度障害者や養護を必要とする高齢者などが利用する、県の福祉施策を推進する上で重要な施設であり、事業の継続性のためにも民営化はやめること。</p> <p>②事業の継続性が求められる文化、教育施設は、指定管理者制度での指名指定とすること。</p> | <p>いずれの施設も、民間譲渡することで福祉施設としての目的が損なわれることはなく、様々なメリット・デメリットを総合的に考慮しながら、利用者へのサービスが維持されるよう検討を行っていく。</p> |
| <p>③事業の継続性が求められる文化、教育施設は、指定管理者制度での指名指定とすること。</p> | <p>文化施設は、指定管理者の本来業務である施設の管理に加え、県民の文化芸術活動の拠点施設として、公債の企画制作や舞台運営など高度な専門性を有する職員が県内の文化芸術振興や活動者の育成を支えることが必要であり、文化事業と施設管理を一体的に行うことが効果的との考えのもと、文化振興財団を指名して指定管理を行い、あわせて県の文化芸術振興の事業も委託や助成を行っている。</p> <p>ただし、より一層のサービスの水準の向上や民間の創造性を活かした施設運営に向け、料金収入のある施設においては、民間の力をより一層発揮できるとともに事業の継続性も確保できる「コンセンション方式」の導入など、より効果的な管理運営手法についても検討していくこととしている。</p> <p>社会教育施設は、体験活動など学校教育と密に連携する必要がある指導業務については県直営とし、施設の管理業務に限り指定管理者制度を導入しているものであり、当該業務は引き続き公募による指定管理が適当と考えている。</p> |

要望項目

左に對する対応方針等

| | |
|--|--|
| <p>【観光】 ①観光政策は、外国人観光客などの呼び込み目標を設定し、事実上地域に押し付け、施設整備偏重の政策から転換し、2006年の観光立国推進基本法の基本理念である「地域の観光資源を生かし、住民が誇りと愛着を持てる持続可能な観光まちづくり」、「住んでよし、訪れてよし」の理念で実施すること。</p> <p>②民泊事業は届出制から許可制にし、住居専用地域やマンションでの営業は原則禁止し、旅館業法なみの規制ルールを適用するようとも定めること。</p> | <p>観光立国推進基本法の基本理念である「地域の観光資源を生かし、住民が誇りと愛着を持てる持続可能な観光まちづくり」、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」（観光立国）を本県でも実現するため、地域との連携に基づき同法の推進基本計画（「観光立国推進基本計画」）に盛り込まれている「観光産業の国際競争力の強化」、「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」、「国内外からの観光促進のための環境整備」などに取り組んでいく。</p> <p>旅館ホテル業、不動産業、民泊実施者等で構成する「鳥取県民泊活用検討会」において、本県における民泊活用に向けた制度のあり方、施策等について審議を行い、今年度内に県としての対応を整理する。なお、国に対して旅館業法なみの規制ルールの適用を求めるとは考えていないが、適正な民泊が実施されるよう、制度の周知及び住宅宿泊事業者への管理指導について当初予算において検討している。</p> <p>・民泊制度管理指導事業 500千円</p> |
| <p>【住宅】 ①民間借り上げも含めて県営住宅を増設し、現行の月収15万8千円の入居収入基準を引き上げ入居しやすくすること。</p> | <p>県営住宅の増設は、長期的な人口、世帯数の減少が見込まれている状況から、住生活基本計画でも借上げ型も含めて、新たな整備は、行わない方針としているが、一方で、高齢者、障がい者、母子父子世帯等については、今後世帯数の増加が見込まれていることから、住宅セーフティネットとして、当面一定の戸数の管理を継続することとしている。</p> <p>収入基準の引き上げは、本県ではより低所得で困っておられる世帯を優先的に入居対象とすべきという考え方で据え置いているものであり、現時点で収入基準を引き上げるとは考えていない。</p> |
| <p>②民間賃貸住宅に居住する低所得者世帯への家賃補助制度を創設すること。</p> | <p>県営住宅では、低所得者世帯や高齢者世帯など住宅確保に配慮を要する世帯を優先入居の対象としており、また収入状況により家賃の減免を実施している。</p> <p>なお、県では、専任の相談員を配置した「あんしん賃貸住宅支援事業」の制度を設け、高齢者や障がい者だけでなく、低所得者や子育て世帯等幅広い住宅困窮者を対象とした支援を既に行っている。</p> |
| <p>③空き家の解体・除去だけでなく、有効活用できるよう支援策を検討すること。行政書士などの力を借りて権利関係の手続きが進むようにすること。</p> | <p>空き家等の利活用促進については、既に宅地建物取引業協会や司法書士会、土地家屋調査士会等で構成される「とっとり空き家利活用推進協議会」が開催する無料相談会等の活動への支援を通じ、相続等の阻害要因解消へのアドバイスや、所有者と利活用希望者とのマッチング強化等に取り組みしており、同協議会への支援の継続を当初予算で検討している。</p> <p>・空き家利活用推進事業 2,584千円</p> |

| 要望項目 | 左に 対する 対応 方針 等 |
|---|---|
| <p>【地方自治・公務】</p> <p>① 地方交付税削減ではなく抜本的に増額するようもとめること。経費削減等の効果を反映させるトップランナー方式の廃止を求めること。「まち・ひと・しごと創生事業費」は、総額確保と、「成果」による算定は「必要度」による算定に改めるよう求めること。</p> | <p>地方交付税の総額確保等を含め地方税財源の充実・強化については、国に強く働きかけを行っているところである。</p> |
| <p>② 「公共施設等総合管理計画」において、住民の利益に反する公共施設の民営化・統廃合はやめ、住民合意の下での維持・管理・更新への対策に必要な財源を保障すること。企業局の発電施設などの民営化はやめると。</p> | <p>厳しい県財政の中、住民サービスの維持・向上を図りつつ持続可能な行政体制とするためには、公共施設についても、管理運営手法の見直しはもとより、圏域での施設の設置状況や利用者の声なども踏まえつつ、配置や規模の適正化を図っていくことが必要と考えている。</p> <p>また、企業局の発電施設に限らず、公共施設の管理運営への民間活力の導入は、市場での雇用の創出、住民サービスの向上、行政コスト削減等の観点で県民、行政の双方にメリットが大きいことから、引き続き進めていくべきと考えている。</p> |
| <p>③ 道州制やこれ以上の市町村合併に反対すること。</p> | <p>道州制の検討にあたっては、道州制の必要性、理念や姿を具体的に示した上で、国の出先機関の廃止や中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であることが必要と考える。</p> <p>また、道州制は、市町村のあり方にも影響するものであるが、市町村合併はあくまでも関係市町村が住民の理解を得て自主的・主体的に進めるものであると考える。</p> |
| <p>④ 事実上の公務員の公益法人への「天下り」を禁止すること。</p> | <p>民間団体には県職員としての専門知識・経験を活用したいというニーズがあり、県を退職する職員の中には知識・経験を活用して社会貢献を図りたいという思いや、無年金期間を踏まえた退職後の生計維持等のニーズがあることから、引き続き、退職予定者人材バンクを活用し、透明性を確保し、民間団体と職員双方のニーズに対応していく。</p> |
| <p>⑤ 公務員の労働基本権の回復を求めること。</p> | <p>公務員の労働基本権については、公務員の地位の特殊性や職務の公共性から法律により争議権などその一部が制限されているものであり、現状において法律の改正を国に求めることは考えていない。</p> |
| <p>⑥ 雪害対策にもあたる運転士・道路パトロール監視員を増員すること。</p> | <p>平成27年度から日野郡において取り組んでいる「鳥取県除雪機械運転手育成支援事業」を平成29年度6月補正予算により全県に拡大し、運転士の確保、育成に取り組みしている。今後も「鳥取県除雪機械運転士育成支援事業」を継続し運転手の確保、育成に取り組んでいく。</p> <p>また、道路パトロール監視員については、現業技術員の減少に伴い民間委託に移行するため、当初予算によるパトロール監視員の確保を検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県除雪機械運転手の育成支援事業 6,500千円 ・現業技術員スリム化に伴う道路管理業務外部委託 67,200千円 |

要望項目

左に對する対応方針等

| | |
|---|--|
| <p>【選挙制度】 ①教合わせの参議院の合区は直ちに解消し、多様な民意が正確に反映されるよう参議院は比例代表を中心とした制度となるよう、また衆議院は死に票が多い小選挙区比例代表並立制を廃止し、全国11ブロックを基礎にした比例代表制度へ抜本改正するよう、十分な議論・検討を求めると。</p> <p>②金権腐敗政治の根源である企業団体献金の全面禁止を求めると。「思想信条の自由」や「政党支持の自由」を脅かす憲法違反の政党助成金を廃止するよう求めること。</p> <p>③鳥取大学、鳥取環境大学に投票所が設置されたが、その他の大学・専門学校、高校にも投票所を設置すること。これ以上の中山間地域の投票所の統廃合を中止し、投票所を増やすか、巡回投票制度や投票所への交通支援をすること。</p> | <p>衆議院及び参議院の選挙制度については、民意が適切に反映される選挙制度となるよう国において議論されるべき事項である。</p> |
| <p>④18歳以上選挙権にあわせ、被選挙権の年齢引き下げも求めること。</p> | <p>政党交付金の在り方については、国において議論されるべき事項である。</p> |
| <p>【教育】 ①義務教育は無償とされながら、給食費、ドリル代、修学旅行費などが保護者負担となつていく。これらも無償となるよう支援し、就学援助への県の支援をすること。 ②高校授業料就学支援金の所得制限を撤廃し、元の完全無料に戻すよう求めること。奨学給付金の対象を広げること。県が高校の通学費補助を行うこと。</p> | <p>投票所及び期日前投票所は、各市町村選挙管理委員会が設置するものであるが、県選挙管理委員会としては、県内外の様々な取組・成果について情報収集し、各市町村選挙管理委員会に対して情報提供しながら、投票所又は期日前投票所の増設を含め、投票環境の向上を進めていきたい。</p> <p>また、市町村選挙管理委員会が行う投票所・期日前投票所への移動支援等の選挙人の投票機会確保に要する経費については、国政選挙においては執行経費基準法で措置されていることを踏まえ、県においても平成31年4月執行予定の統一地方選挙でこれまでと同様に措置したい。</p> <p>被選挙権年齢の引下げは、若者の政治参加の促進に繋がるものではあるが、被選挙権年齢の在り方については、国において議論されるべき事項である。</p> <p>給食費等の無償化については、受益者負担の観点等から無償とするための支援は考えない。</p> <p>なお、経済的に困窮している家庭については給食費等の支援として就学援助制度が設けられており、経済的な支援が行われている。</p> <p>就学支援金制度について、必要に応じて現制度の拡充等について国に求めていく。</p> <p>高校生等奨学給付金は国の補助制度であるので、本県独自の拡大は困難であるが、現在国において制度の検証、課題や講ずべき措置等の検討が進められているところであり、当該検討等の状況を見ながら対応していきたい。</p> <p>通学費の補助については、就学支援金制度、授業料の減免制度、奨学給付金制度などを設けて高校生を持つ保護者の負担軽減に努めているところであり、現時点で補助は考えていない。</p> |
| <p>③国公立は年53万円、私立86万円と以上に高い。大学授業料軽減のため、国立大学運営費交付金や私学助成を拡大するよう求めること。国の給付制奨学金の対象者拡大、奨学金は無利子、既卒者の奨学金返済減免・返済猶予・減額期間の上限撤廃を求めること。</p> | <p>授業料値上げ等により進学を断念する子ども達が生じないよう、国立大学の基盤財源となる運営費交付金の確保・充実に努めることについて、今後も引き続き国要望する。給付型奨学金の給付人数の拡大、同奨学金及び貸与型奨学金の制度の一層の充実について、平成29年7月及び12月に国に要望を行った。今後も状況を見ながら必要な要望を行っていく。</p> |

要望項目

左に 対する 対応 方針 等

| | |
|---|---|
| <p>④ 国の責任で義務教育すべてを35人以下学級にするよう求めること。鳥取県は更に30人以下学級へと前進させること。県立高等学校も35人以下、30人以下学級にすること。</p> | <p>国に対して、本年度も7月と12月に少人数学級の拡充のための教職員定数の改善など、少人数教育推進について要望したところである。また、本県においては市町村の協力のもと、平成24年度から小学校1・2年生の30人以下学級、中学校1年生の33人以下学級、その他の学年の35人以下学級を実施してきた。今後は少人数学級の成果や課題、また適切な学級規模等の検証が必要であり、現在のところ30人学級へさらに拡充することは考えていない。</p> <p>また、県立高等学校においては、学校により実情が異なることから、一律の少人数学級は検討していないが、専門高校等の38人学級を単独で実施している。</p> |
| <p>⑤ スクールカウンセラー、カウンセラーを全ての学校に常駐配置すること。</p> | <p>スクールカウンセラーについては、現在全ての市町村立中学校に配置し、併せて校区小学校の相談にもあたっている。県立学校においても全校に配置を行っており、全ての学校の相談に対応できる体制を整えているので、現在の配置を継続していく。</p> <p>スクールカウンセラーについては、県立学校では拠点校に配置し、他の学校へも派遣するなど、全ての学校で活用できる体制としている。市町村立小中学校では、市町村が事業主体となり県内の18市町村で計35名を配置しており、引き続き全市町村配置に向け支援していく。また、県として、スクールソーシャルワーカーの研修を充実し、資質向上や人材確保に努めながら、現在の配置を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校対策事業 23,855千円 ・スクールソーシャルワーカー活用事業 46,535千円 |
| <p>⑥ 県立高校の統廃合は行わないこと。子どもの貧困連鎖解消のために専攻科を復活させるか、低所得世帯の高校生が進学のために学ぶ場を保障すること。</p> | <p>平成27年度に策定した基本方針に基づき、計画期間中の生徒数の減少に対しては原則学級減で対応することとしている。今後も、学校の特色化や魅力化に努めるとともに、教育の質の維持・向上に努めていく。</p> |
| <p>⑦ 学校の保健室は、子どもの心身を支える上で重要な役割を果たしており、各学校に養護教諭を複数配置すること。</p> | <p>学校における養護教諭の重要性を踏まえ、標準法で定められている複数配置基準の見直しや、本県児童生徒の実態に応じた加配定数の確保について国に要望していく。</p> |
| <p>⑧ 学校給食の無償化をすすめるため、県が財政支援を行うこと。</p> | <p>学校給食法では、学校給食の経費負担について、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に係る経費は設置者が、学校給食費（食料費）は保護者が負担することと定められていることから、県としては給食費の助成や無償化を進めることは考えていない。</p> |
| <p>⑨ 成立した教育機会確保法を生かし、協議会設置と夜間中学開設を急ぐこと。</p> | <p>夜間中学の設置検討に向けて、先進地や他県の取組状況などの情報収集・調査研究を行っており、平成30年度は、検討会を設置し、先進自治体への視察、ニーズ調査も含め、調査研究を行うこととしている。今後も、市町村教育委員会等と連携を図りながら、本県における夜間中学の設置の方向性を検討していく。</p> |
| <p>⑩ 特別支援学級の在籍する子どもたちの障害が複雑化しており、教員を増員すること。</p> | <p>これまで、市町村教育委員会の就学指導により、特別支援学級による指導が適切と判断された児童生徒に必要な教員の配置を行っている。</p> <p>なお、本県の特別支援学級は国基準より手厚い本県独自の学級編制基準（国8人/学級→本県7人/学級）を実施しており、また学習支援のための非常勤講師も一部配置している。</p> |

要望項目

左に對する対応方針等

①①通級指導教室を増設すること。

義務標準法の改正により、通級指導に必要な教員定数が平成29年度から10年をかけて基礎定数化となった。教員の配置については、通級指導教室で指導を受ける児童生徒13人に対して1人教員が配置されることから、対象児童生徒が在籍する学校全てに、通級指導担当教員を配置することは困難であるが、児童生徒の状況、県全体のバランス等を考慮して配置していく。また、年次的な基礎定数化の動きと併せて国に必要な加配措置の要望を行っていく。

①②18歳選挙権の実施に伴い、主権者教育、政治教育をいっそう充実させること。「個人の尊厳」や基本的人権の重要性を学び、主権者として批判的に政治や社会の問題を考え、自ら行動してよりよい社会をつくる主権者に成長することが大切である。国民の間で意見の対立がある政治課題を扱う場合は、教員が特定の政治的立場を押し付けないことは、民主主義社会での教育の大原則である。同時に、生徒から尋ねられた時や授業の必要から、教員が自らの政治上の意見を強制しない形で述べることは当然保障されなければならない。学校での主権者教育、政治教育に対する政治家や行政からの不当な介入に反対し、教育が自主的にすすめられるようにすること。

子どもたちの政治や選挙に関する知識や理解を促進するとともに、実践的・体験的な活動を通して政治参加に必要な資質や能力の育成を図ることで、主体的に考え、行動できるような社会の形成者となるよう取り組んでいく。

①③18歳選挙権ができたにもかかわらず、憲法で保障された政治活動が高校生だけ禁止しているのは問題である。一般市民と同様の政治活動を認めること。

政治的活動については、学校の政治的中立性の確保の観点等から校内等での活動を制限・禁止することもあり、今後も適正な対応を行うよう周知を図っていく。

①④民主主義社会の道徳教育は、全ての人に人間の尊厳があることを土台に、子ども一人ひとりの選択による価値観形成を大切に、市民道徳の教育として行われることが大切である。戦前の封建的な道徳教育になっはならない。しかし安倍政権の「道徳の教科化」は、国の教科書検定を通じて上から子ども、ひいては国民の道徳を管理しようとしている。国定道徳の押し付けに反対すること。憲法や子どもの権利条約などの学習、いじめや人間関係のトラブルなどをみんなで解決していくクラス討論や、学校行事などの自治活動、全ての授業や生活で子どもが人間として大切にされ体罰などが厳しく批判されることなど、教育活動全体を通じて、市民道徳の教育が行われるようにすること。

道徳の教科化は、年間35単位の確実な確保という「量的確保」と、子どもたちが道徳的価値を理解し、これまでに以上に深く考えてその自覚を深める「考え、議論する道徳」への「質的転換」をねらったものであり、新学習指導要領解説編においても、児童に対して一方的に内容項目を教え込むような指導は適切ではないと明記されている。県では、教育課程研究会の開催や指導者養成研修等の派遣、事業実施校による実践発表、各学校への指導主事の訪問等を実施し、引き続き児童生徒が主体的に「考え、議論する道徳」に向けた各学校における道徳教育の推進を支援していきたい。

①⑤「高校で髪の毛を黒く染めるよう指導された」「高校で忘れ物をしたら反省文を書かされ、学校に戻れない時間に取りに帰られた」など、人権侵害の校則やそれに基づく指導が行われているが、改めること。

高校における生徒指導については、人権を侵害することのないよう、十分に配慮して行っていきたい。

要望項目

左に対応する対応方針等

| | |
|---|--|
| <p>⑩「詰め込み」「落ちこぼし」になる学習指導要領の強制性を改め、「試案」とし、目の前の子どもや学校・地域の実情に即した教育課程が自主的につくられるよう求めること。</p> | <p>学習指導要領は、法規としての性格を有し、公教育における教育水準の確保を目的として1つとしている。教育課程の編成においては、必要な限度で定められた基準に従いながら、各学校が創意工夫を加え、児童生徒、学校、地域の実態に即した教育課程を編成、実施することが必要であり、教育委員会はそれらの学校の主体的な取組を支援していきたい。</p> |
| <p>⑪競争教育を助長し学力向上に有害な「全国学力テスト」の廃止を求めること。</p> | <p>全国学力・学習状況調査は、次のような目的で行われている。 ・全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること ・学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てること ・これらの取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること ・学力向上に向けて、「データを基に自校の児童生徒の課題を明確にし、課題の改善を図るためにPDCAサイクルを確立すること」が必要であり、全国学力・学習状況調査はその効果的なツールとなり得ることから、廃止を求める予定はない。</p> |
| <p>⑫憲法19条の思想・良心・内心の自由に違反する「日の丸・君が代」の強制はしないこと。</p> | <p>今後学習指導要領に示されている「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国家を斉唱するよう指導するものとする。」という国旗・国歌の取扱いを踏まえたい対応を行う。</p> |
| <p>⑬教職員の長時間労働を改善するため、教職員の増員、この間の授業時間数増に見合う定数増、もち授業時数の上限設定を行うこと。部活動時間を制限すること。免許更新制の廃止を求めること。</p> | <p>県立学校の学校カイズン推進校の指定や市町村立学校に係る業務改善アクションプランの策定等により、学校業務カイズンの取組を推進するとともに、優良取組事例を収集し全県展開を図ってきた。引き続き、教職員定数の充実に国へ要望していくとともに、平成30年度に向けては、国事業を活用した小学校英語専科教員や部活動指導員の増員、教員の事務補助を行うスクール・サポート・スタッフの新規配置等について当初予算による対応を検討している。小中学校においては、平成30年4月から運用開始する学校業務支援システム導入による事務作業の効率化などと併せて、学校現場の多忙解消・負担軽減をより一層進めて行く。 教諭の持ち時間数の上限については、目安として、小学校23時間、中学校18時間、高等学校18時間(特別支援学校はこれに準じる)として示している。 部活動については、来年度に向けて部活動休養日の取組徹底を図るとともに、活動時間の制限については、スポーツ庁で検討中のガイドラインの策定状況を注視し、対応を検討していきたい。 教員免許更新制については、教員の資質・能力を一定以上に担保するための重要な制度と考えられるため、国へ廃止の要望等を行うことは考えていない。なお、教員の受講機会の利便性向上のため、県内で更新講習を開設している大学と連携し、開催時期の調整等を行っている。</p> |

| 要望項目 | 左に對する対応方針等 |
|---|--|
| <p>②④臨時的教員は、くらしにけるだけの賃金を保障すること。臨時教員の比率上限を設定し、正規化をすすめること。</p> | <p>常勤講師などの臨時的任用職員である教員の処遇については、現在も基本的には正規職員との均衡などを一定程度考慮しているところであるが、人材確保等の観点からも引き続き検討していきたい。</p> <p>また、臨時的任用教員の配置は、今後の児童生徒数推計や学校統廃合予定、また年度中途の学級数の増減などへの対応や、産休・育休、研修等に伴う代員として必要数を配置している。</p> |
| <p>④管理職が評価する教員の評価制度は見直しをすること。</p> | <p>地方公務員法に「職員の職務については、その任命権者は、定期的に人事評価を行わなければならない。」と規定されており、今後も適切に実施したい。</p> <p>また、評価の客観性の担保や人材育成につなげるための工夫、改訂については、現場や市町村教委の意見も参考にしながら検討していくこととしている。</p> |
| <p>【各団体予算要望関係】 《鳥取県社会福祉協議会》 ○「支え愛マップ」は、平成28年度末には454か所（延べ数）／2,689集落等（16.9%）が「支え愛マップ」づくりに取り組み、県の数値目標では平成31年度までに600か所（全集落等の22%）とされている。しかし、「会計年度が1月から12月という自治体・町内会が多いことから募集時期が遅く、実質的な取り組みが困難」「市町村行政で予算措置がされていない。」等の理由により申請に至らないケースも多くあるのが現状であり申請可能な期限の設定を検討すること。事業継続に向けて予算措置をすること。</p> | <p>予算が県議会で議決されること前提である旨を付記した上で、自治会等の会計年度である1月から広報を行うことで、早い時期から事業への取組を検討いただいている。</p> <p>また、市町村に対しても予算確保について要請を行うとともに、県でも「支え愛マップ」を核とした地域防災力強化事業として予算要求を行っているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支え愛マップを核とした地域防災力強化事業 18,501千円 |
| <p>○市町村社協職員のマップ作成支援能力の向上を図り、災害時の避難支援の仕組みづくりを促進するために専門研修の継続、および、住民に対しての意識啓発研修の事業継続に向けて予算措置をすること。</p> | <p>マップづくりを全県下へ広げていくためには、市町村社協及び市町村の職員への専門研修、住民への意識啓発研修が必要であることから、「支え愛マップ」を核とした地域防災力強化事業として予算要求を行っているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支え愛マップを核とした地域防災力強化事業 18,501千円 |
| <p>○地域における権利擁護を推進する取り組みとして、県内の社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業を実施し、日常生活に不安を抱えている高齢者や障がいのある方に対する福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行っているが、認知症高齢者等の増加に伴い、29年度より全市町村社協実施に移行し、体制を図った。しかし、本事業の大きな財源であった国庫補助金の大幅な見直しにより、新たに利用件数に応じた補助基準額（単価制の導入）が示され、平成30年度の本県の補助基準額は平成29年度の県補助内示額の57%に留まる見込みである。来年度からの大幅な減額には対応できず、個別協議枠の継続に向けた国への働きかけ及び県単独での財源確保をすること。</p> | <p>各市町村による事業実施に支障が出ないよう、引き続き国に協議を行っていく。当該協議を前提とした助成を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業 42,562千円 |

左に對する對応方針等

要望項目

| | |
|--|--|
| <p>介護施設等における業務の機能分化を行い、地域の元気な中高年者等に介護専門職の助手として周辺業務を担ってもらうため、介護施設関係団体等が事務局として介護助手の育成研修・就労マッチング等を行う場合に、その経費を支援する事業を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元氣なシニアパワーで地域を支える仕組みづくり事業（介護助手の養成） 4, 357千円 | <p>○県内の介護福祉養成校の入学者は養成校全体の定員の29%と危機的状況であり、介護職員の確保は待たない状況である。そのため、中高年齢者等の多様な人材の参入促進を図ることが重要であり、介護人材の機能分化を進めて行く必要がある。介護職員の負担を減らし専門性の高い仕事に専念できるよう、配膳や洗濯などを担う「介護職支援助手」の育成・参入促進への補助事業を実施すること。</p> |
| <p>現在配置している保育士・保育所支援センターのコーディネーターの継続配置に加えて、研修代替職員確保のためのコーディネーター及び現職保育士への相談対応を行う職員の新規配置について、当初予算による対応を検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士確保対策強化事業（保育士・保育所支援センター設置・運営事業） 12, 622千円 | <p>○保育職員の人材確保と定着のためコーディネーターの配置による潜在保育士等への相談支援や就職あっせん等の実施が必要であり継続支援すること。また、国において、保育職員のキャリアパス研修の実施が予定されており、保育職員が研修受講をするためには代替職員の確保が必要とされており、代替職員の確保のためのマッチングを行うコーディネーターの追加配置をすること。</p> |
| <p>民生委員・児童委員の活動しやすい環境整備や負担軽減は重大な課題として認識しているところであり、今後の活動を推進する各種事業について、要望額どおり助成することを当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員費（民生児童委員協議会補助金（民生委員活動経費）） 2, 872千円 ・民生委員費（地区民生児童委員協議会補助金） 14, 260千円 | <p>《鳥取県民生児童委員協議会》</p> <p>○民生委員・児童委員活動に対する補助金は少しづつ減額されているが、民生委員・児童委員は地域の支援を必要とする見守り役・隣人として身近な相談相手であり公的支援のつなぎ役である。活動の実態と重要性に見合う補助金を確保すること。</p> |
| <p>平成30年度鳥取県民生児童委員大会は、民生委員・児童委員の活動の充実に資するため、その開催経費について、要望額どおり助成することを当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員費（民生児童委員協議会補助金（鳥取県民生児童委員大会開催費用事業）） 209千円 | <p>○県内の民生委員・児童委員が一同に会して、民生委員・児童委員が結束し、地域において他機関との連携との連携のもと、活動を推進していくことをめざし3年に1度、鳥取県民生児童委員大会を開催しているが、平成30年度は第18回開催のため、補助金の予算措置をすること。</p> |
| <p>個人情報保護法の改正により、行政機関と民生児童委員における情報共有のあり方や、従来どおりの本人同意を前提とした支援者・相談者との関係が変わった訳ではないが、民生委員・児童委員が活動する際に必要な情報が必要な時に入手できるよう、市町村及び関係機関へ働きかけていくところであり、今後も引き続き働きかけていく。</p> | <p>○「個人情報保護法」がほぼ10年ぶりに改正され、「改正個人情報保護法」が平成29年5月30日より全面施行され、関係機関ならびに団体において個人情報のとおりありあつかいがより厳しくなることが予想される。これにより民生委員児童委員が活動において必要とする情報が受けられず、活動の妨げとなる可能性があることから、関係機関、団体に對して、民生委員制度と個人情報保護法の関係について適切な周知を積極的に行うこと。</p> |

要望項目

左に對する対応方針等

| | |
|---|---|
| <p>《鳥取県老人クラブ連合会》 ○老人クラブは現在、755クラブ・35,561人を擁し、少子高齢化が進んでいる本県では、高齢者がその地域の重要な担い手となっている。安心で豊かな地域づくりには不可欠な存在であり、その果たす役割はますます大きい。県老人クラブ活動支援補助金（平成30年度は中四国ブロック老人クラブリーダー研修会鳥取県大会開催）、単位老人クラブ補助金、市町村老人クラブ連合会補助金を継続すること。</p> | <p>県老人クラブ活動支援補助金（中国・四国ブロック老人クラブリーダー研修会鳥取大会開催経費含む）、単位老人クラブ補助金及び市町村老人クラブ連合会補助金について、当初予算による対応を検討している。 ・いきいき高齢者クラブ活動支援補助金 35,740千円</p> |
| <p>《鳥取県手をつなぐ育成会》 ○親亡き後の安心サポート体制について、ファイアの全県的な普及・活用については、普及員との養成とともに啓発に努めているが、引き続き、コーディネーターの設置が継続できるよう財政措置をすること。 ○障害者社会参加促進事業等に対する助成を継続すること。</p> | <p>安心サポートファイアを活用した普及啓発とコーディネーター設置を従来より実施しており、これを継続するための経費について、当初予算での対応を検討している。 ・親亡き後の安心サポート体制構築事業 3,511千円</p> |
| <p>○平成30年度は育成会中国四国大会および本人大会「すまいる大会」を鳥取市で開催するための予算措置をすること。 《鳥取県肢体不自由児協会・鳥取県肢体不自由児者父母の会連合会》 ○機関誌発行事業、第52回鳥取県肢体不自由児者父母の大会開催事業（米子市）に引き続き支援すること。 ○公共施設のトイレの洋式化をさらにすすめること。</p> | <p>育成会が実施する大会等への助成を継続するため、当初予算での対応を検討している。 ・地域生活支援事業・障がい者社会参加促進事業 13,742千円 大会開催を支援するための経費について、当初予算での対応を検討している。 ・知的障がい者団体広報啓発事業補助金 1,490千円</p> |
| <p>○医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者の生活支援体制が図られてきたが、外出時の際の専門職の派遣や、保育所の利用制限、ショートステイ利用時の夜間のヘルパー確保、災害時の支援体制など数多くの課題があるため、引き続き生活支援体制を充実すること。</p> | <p>協会、連合会が実施する大会等への助成を継続するため、当初予算での対応を検討している。 ・肢体不自由児父母の会開催補助金 510千円 ほか 鳥取県福祉のまちづくり条例において新築時・増築時のトイレの洋式化を義務づけ、既存公共施設においても順次洋式化されているところであり、今後も洋式化が進むよう促していく。</p> |
| <p>○障がい者本人と親（保護者）の高齢化に対する総合的な支援についてさらに充実するとともに、自治体間格差を生じさせない体制整備すること。</p> | <p>医療的ケアを必要とする方への生活支援については、これまでも各種の事業を実施してきたが、対応事業所の拡大を働きかける等、今後も引き続き当事者や家族、関係団体等の意見を踏まえながら支援体制の充実に努めたい。 ・重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業 18,576千円 ・障がい児者在宅生活支援事業 15,089千円 障がい児から障がい者へとライフステージに応じたサービスの提供体制を整えられよう市町村とも連携し、国経済対策を活用した補正予算等により、受皿となる施設の整備に対し支援を行っていく。 ・【2月補正】鳥取県社会福祉施設等施設整備事業 192,000千円</p> |

要望項目

左に対応する対応方針等

| | |
|---|--|
| <p>○空床確保がなくなってきたが、復活させること。</p> | <p>医療型ショートステイについては、現在、各圏域の医療機関に事業実施を働きかけているところである。対応可能な医療機関を拡大することによって、利用者の利便性の向上を図ることとしており、利用者の有無にかかわらず公費支出が伴う空床確保については、現状では復活させることは考えていない。</p> |
| <p>《鳥取県身体障害者福祉協会》 ○本年9月に施行されたあいさぽーと条例では、事業者や県民の役割が定められ、そのための事業を実施するため6月に補正予算を措置しているが、ポスターやチラシもなく条例が浸透しているとは言えない。条例を実効性あるものにするため、事業者や県民が障がい福祉に関心を持ち、理解してもらおう草の根的事業、たとえば障がい者自身が事業者や県民に出向いて障害の特性を理解してもらおう機会をつくったり、公開講座を開くなど積極的に取り組むこと。</p> | <p>あいさぽーと条例に基づき事業者や県民による障がい者に対する理解を更に深めるため、希望する県内企業等を対象に、障がいのある当事者が企業等を訪問して講話を行う取組を平成29年6月補正予算で開始しており、その取組を引き続き実施していく。 ・あいさぽーと推進事業 14,025千円</p> |
| <p>○手話通訳者の利用頻度が高い福祉団体は、財政基盤が脆弱な団体が多いものの手話通訳が必要な県の会議や事業は多く、現在の県費負担制度では十分な助成制度とは言えない。拡充すること。 また、鳥取県身体障がい者福祉大会では複数の手話通訳者派遣を必要としており、県からの大会運営補助金(福祉大会150千円)では大会運営経費が不足しており自己財源を充当している状況である。県の大会運営補助金および手話通訳者派遣補助金を増額すること。</p> | <p>派遣を希望する団体の負担軽減のため、現在、手話通訳者1名分を公費負担しているが、財政基盤が脆弱な障がい者福祉団体への更なる支援について、当初予算の中で対応を検討したい。また、鳥取県身体障がい者福祉大会への補助金については、自己財源のあり方にも配慮する必要があると、慎重に検討していきたい。 ・手話でコミュニケーション事業 98,381千円</p> |
| <p>《鳥取県腎友会》 ○鳥取県特別医療費助成制度を継続すること。</p> | <p>特別医療費助成制度は平成30年度も継続して実施するよう当初予算で検討している。 ・特別医療費助成事業費 1,629,081千円</p> |
| <p>○県内で日本透析医学会透析専門医は11名、日本腎臓学会認定の腎臓専門医は13名と絶対的に不足している。早急に専門医師や看護師等人材不足の解消に向けて対策を講じること。</p> | <p>医学生や看護学生への奨学金や修学資金の貸与、医学生を対象とした地域医療の研修会の開催、看護職員が働き続けられる環境の整備への支援等の総合的な医師・看護師確保策を講じ、県内で勤務する医師・看護師の確保に引き続き努める。 また、診療報酬の見直し等により腎臓内科などの特定の診療科に医師を誘導する措置を充実するようこれまで国に要望しているところであり、今後も引き続き要望していく。 ・医師確保奨学金等貸付事業 256,770千円 ・看護職員等充足対策費 798,133千円 ・地域医療体験研修推進事業 1,273千円</p> |

要望項目

左に 対 する 対 応 方 針 等

| | |
|---|--|
| <p>○透析患者は週3回の透析を続けないと死に至るため、通院は欠かせない。高齢化とともに公共交通機関の利便性が悪い地域もあり通院費にかかる負担が大き。通院費補助制度をつくること。</p> <p>○近年、透析患者の高齢化は深刻化している。合併症の発生頻度も高く、入院治療が必要な透析患者がいつでも入院できるよう必要な病床数を確保すること。また、糖尿病性疾患や認知症など要介護者に対する通院支援や通院困難者受け入れのできる福祉施設の整備を進めること。</p> | <p>通院費については、透析患者など身体障害者手帳をお持ちの方に対するタクシー一割引制度があるほか、市町村によっては単独で通院費助成制度を設けているので、これらを活用いただきたい。</p> <p>本県では、平成28年12月に鳥取県地域医療構想を策定し、地域の実情や患者のニーズに応じて、高度急性期から、急性期、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまで一連のサービスが切れ目無く提供される体制が確保されるよう、地域医療介護総合確保基金等を活用しながら取組を進めているところであり、透析患者についても、入院を含めた必要な医療提供体制が確保されるよう努めていく。</p> <p>在宅での医療や介護が必要な方について、透析等のための通院が必要な場合、介護保険制度における通院等乗降介助等のサービス利用が可能である。また、認知症の方等が利用する事業所として、地域密着型の小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の在宅サービス事業所や認知症対応型共同生活介護施設などがあり、いずれも市町村の実情に応じ計画的に整備が進められているところである。</p> <p>県は、市町村における地域密着型の介護サービス事業所や施設の整備に対する支援を行っている。今後、県も必要に応じて支援していく。</p> |
| <p>○CKD（慢性腎臓病）の早期発見と予防と治療が進めば透析導入患者が減少し、透析によって苦しむ患者も減り、医療費も減る。成人病、特に糖尿病患者に対するCKD（慢性腎臓病）の対策を継続すること。</p> | <p>県では一般の方や医療機関、保健指導従事者を対象とした研修会を開催し、予防に向けたリーフレットを配布するなど慢性腎臓病（CKD）の予防・早期発見に取り組んでいる。</p> <p>今後、引き続き、関係機関等の意見も踏まえ、慢性腎臓病（CKD）の予防や早期発見、重症化予防に向けた啓発や、相談体制、医療連携などの慢性腎臓病対策を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慢性腎臓病（CKD）予防対策事業 223千円 ・腎臓病患者サポート事業 328千円 |
| <p>○透析には電気と水が不可欠。災害が発生した場合の自家発電のための燃料や透析医療の水について支援要請があった場合、供給確保に努め、調整を行うこと。また被災地の透析施設が機能するか否か等の情報を透析患者・家族に対して情報提供するシステムを構築すること。</p> | <p>平成29年7月に、透析医療機関の災害医療体制の確保（自家発電装置、貯水槽等の整備に係る補助制度の新設）について国要望を行ったところであるが、補助制度の見直しの動きは見られないため、今後、必要に応じて要望していく。また、災害時の透析施設の情報を提供の方法については災害時透析医療ネットワーク参加機関で意見を伺うなど、検討していく。</p> |

要望項目

左に對する対応方針等

| | |
|---|--|
| <p>《鳥取県精神障害者家族会連合会》</p> <p>○精神障害者が安心して地域で暮らせる体制の整備</p> <p>①東中西各圏域の精神科救急医療システムの救急体制及び終日の医療体制は、現状では不十分である。特に土日や、夜間などに吐血や下血があるような緊急時でも、朝になるまで待って受診するケースがある。精神障害がある人が他の疾患で救急搬送された場合、総合病院等の入院を含めた受け入れ体制を確立すること。県立病院で入院できるようにすること。当番病院を決めて受け入れること。</p> <p>②地域社会の受け入れがなく、東中西各圏域のアウトリーチ体制を整備すること。</p> | <p>日頃からかかりつけ医に連絡先や対処方法を確認しておいていただくことが重要だが、県では、夜間・休日に精神科医療が必要になった方に対し適切な医療を提供するため、精神科救急医療体制の整備を行っている。なお、精神障がいのある方が他の疾患で救急搬送された場合には、基本的には当疾患に係る一般科で入院を含む対応をすることになるが、精神科と総合病院との連携体制のあり方について、機会を捉えて医師会など関係機関と協議していく。</p> <p>・精神科救急医療体制整備事業費 59,735千円</p> <p>・身体合併症患者の急性増悪時に必要な入院治療を引き続き行っていく。</p> |
| <p>○精神障害のある人の就労支援について、現行制度を補完する体制を県独自に構築すること。</p> <p>①精神障害者の雇用が増えたといっても実際は、フォローがないため就労して半年でやめるケースがある。なぜやめたのか、職場と障がい者両方のアンケートを取るなど実態をつかむこと。就労就労継続支援A、B型事業所等の利用者の実態把握をしようえで、障害の特性に配慮し、福祉の精神に徹した就労支援を強化するように、事業者に徹底すること。</p> | <p>精神障がい者が地域で安心して暮らせるための仕組みづくりについて、家庭訪問による相談や家族ケアなどの新たなモデル事業を実施するための予算を検討している。</p> <p>・障がい者を地域で支える仕組みづくり事業 7,953千円</p> <p>県では、平成29年度に就労継続支援A型及びB型事業所等に対して、利用者の離職理由等についてアンケート調査を実施中である。就労継続支援を含む障がい福祉サービスについては、個々の障がいのある方の方の障がいの特性や程度、意向等に応じた具体的な支援計画に基づきサービスを実施することとされており、事業所等に対し、あらためてアンケートの結果とサービスの提供体制について、周知徹底を図っていく。</p> <p>働く障がい者を支える体制を強化するため、引き続き「とっとり障がい者仕事サポーター」の養成や障害者雇用企業説明会、企業見学交流会等を通じて、障がい者の職場定着を進めていく施策について当初予算で検討している。</p> <p>また、障がい者の就労支援の現状や課題、ミスマッチの原因等についての実態調査や障がい者の職業準備性を高めるための「就労支援プログラム」を開発しているところであり、これらの現状や課題、プログラムの導入に関する研修会の開催を当初予算で検討している。</p> <p>・障がい者就業定着支援事業 71,986千円</p> |
| <p>②現在の就労継続支援事業所は、作業効率を優先し、就労を支援する場所であるという本来の機能が失われている。福利厚生充実とともに、利用者の希望の持てる支援をすること。</p> | <p>就労継続支援事業所における就労の取組は、工賃向上を重要視する事業所、レクリエーション的な居場所づくりに重点を置く事業所など様々な形態があり、利用者の方には、自分に合ったサービス事業所を選択していただくことが望ましい。新たに策定する就労継続支援事業所に係る工賃3倍計画においても、障がいの特性に配慮した働きやすい環境整備を図るため、事業所の特徴に応じた目標工賃額の設定と支援を進めていく。</p> |
| <p>③平成30年度の改正障害者雇用促進法の本格実施に向けた精神障がい者の就労について、一般企業への教育の具体的な方針及び計画を示すこと。</p> | <p>働く障がい者を支える体制を強化するため、「とっとり障がい者仕事サポーター」を養成し、障がい者に対する配慮など一般企業に対する研修を行っている。また、「障がいのある方とともに働くセミナー」の開催など鳥取労働局と連携して一般企業に対する啓発を行っていくこととしている。</p> <p>・障がい者就業定着支援事業 71,986千円</p> |

要望項目

左に對する對 応 方 針 等

| | |
|--|--|
| <p>《鳥取県聴覚障害者協会》 ○テレビや防災無線に聞こえない、聞こえにくい人に対する情報アクセシビリティや防災無線に聞こえないにもテレビの字幕付きや手話言語の挿入、インターネットを含めた防災無線などリアルタイムですべて情報を享受できるようにすること。</p> | <p>テレビ放送のローカルニュースにおける手話同時通訳導入については、放送事業者が実施に係る費用、実施体制等を検討の上、最終的に判断するものであるが、平成29年9月に施行された「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称：あいサポート条例）」の趣旨を踏まえ導入の検討をいただけるよう、機会を捉えて放送事業者へ働きかけを行いたい。 あんしんトリビーマーメルでは、気象・地震情報の他、事故や災害による道路交通規制、停電、防犯、花粉、インフルエンザの流行等の安全・安心情報を県関係部局、市町村等が県民に迅速かつきめ細かく配信しており、市町村防災行政無線で放送される安全・安心情報についても積極的に配信するよう引き続き市町村に働きかけていきたい。なお、配信対象にしている地域生活情報（行政イベント、校区運動会、集落からのお知らせ等）については、平時からの情報アクセシビリティの確保の観点から、あんしんトリビーマーメルでの配信も含め、どのような方法が考えられるか検討してみたい。</p> |
| <p>○来年鳥取・島根両県で第53回全国ろうあ者体育大会が開催されるが、その前年にある埼玉の視察補助（実行委員会、各競技協会運営責任者も同行予定）、本大会開催に伴う支援をすること。</p> | <p>鳥取県聴覚障害者協会とも協議し、県も実行委員会の取組に参画する方向で調整を進めている。今後、手話を学ぶ高校生など、県民が活躍できる場を設けながら大会開催に向けて準備を進めていく。 ・大規模スポーツ大会開催等による鳥取の魅力発信事業 （全国ろうあ者体育大会への支援） 1,000千円</p> |
| <p>○全国ろうあ者体育大会の開催にあたって聴覚障害者の理解促進と手話による大会ボランティアを育成するための支援をすること。</p> | <p>省コスト化・生産性の向上が見込まれることが確認できれば、対象機器として認める。 ・がんばる漁業者支援事業 11,067千円</p> |
| <p>《鳥取県漁業協同組合》 ○がんばる漁業者支援事業は省エネ等経営改善のための貸付要件が厳しく実態に即していない。対象機器に係る要件を緩和すること。</p> | <p>現行の研修用具費（上限3万円/年）の内容を見直し、漁具作製費を含めることなどを当初予算において検討している。 ・漁業就業者確保対策事業 101,021千円</p> |
| <p>○漁業就業者確保対策促進事業はより実践的な技術習得が出来るよう、現行の研修用具費上限年3万円を教材費（上限年50万円）に改正すること。 ○漁業経営開始円滑事業の経営基盤整備の負担を軽減するため助成金を増額すること。また研修開始年齢を65歳未満とすること。現行制度では親子乗りは対象外だが、事業対象とすること。</p> | <p>漁業就業者の確保に向けて、漁業経営開始円滑化事業の実施期間を延長するとともに、補助対象上限額の引き上げや、シニアを受け入れるための対象年齢の引き上げ、親子乗り漁船も対象にすることを当初予算において検討している。 ・漁業就業者確保対策事業（漁業経営開始円滑化事業） 30,000千円</p> |

| 要望項目 | 左に對する對應方針等 |
|--|--|
| <p>○栽培漁業地域支援対策の継続、藻場の削減技術の推進、イワガキ礁の清掃と漁礁再生生活支援および生産経費の削減技術の推進、イワガキ礁の清掃と漁礁の継続、県産魚の消費への支援、災害対策支援、沖合漁業漁船建造支援の継続、県産魚の消費拡大対策事業、漁業環境整備事業、6次産業推進事業、魚村の活性化事業、漁港・漁港施設整備事業ならびに漁業共済について引き続き支援すること。</p> | <p>引き続き、支援を当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源増殖推進事業 15,603千円 ・鳥取県水産多面機能発揮対策事業 830千円 ・藻場造成調査 616千円 ・キジハタ栽培漁業実用化支援調査 5,416千円 ・イワガキ岩盤清掃実証事業 1,334千円 ・漁場環境保全事業 1,584千円 ・沖合漁業漁船代船建造支援事業 16,671千円 ・浜に活！漁村の活力再生プロジェクト 5,838千円 ・もうかる6次化・農商工連携支援事業補助金 20千円 ・日韓漁業対策費（漁業共済掛金助成事業） 5,300千円 <p>なお、漁村の活性化事業については、県内で渚泊の実施などの具体的な要望があれば、国へ事業採択を働きかけていく。</p> <p>また、漁港・漁港施設整備については、利用者の意見を踏まえながら、必要に応じて検討を行いたい。</p> |
| <p>《境港水産振興協会》</p> <p>○境港お魚ガイド活動支援事業を支援すること。</p> | <p>専門ガイドによる境漁港見学ツアー等の継続支援を当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境港お魚ガイド活動支援事業 2,532千円 |
| <p>《鳥取県森林組合連合会》</p> <p>○国版森林環境税については、導入後円滑な執行となるよう市町村実施を県（県代行など）でもできるように国に要望し、また用途については使い勝手の良い事業で森林整備予算額を増額すること。</p> <p>○鳥取県森林環境保全税を継続すること。</p> | <p>これまでも、国への要望や全国知事会などを通じて要望しており、今後も、必要に応じて国へ要望していく。</p> <p>森林環境保全税については、平成29年11月議会で現行制度を5年間延長する条例改正が可決された。</p> |
| <p>○鳥取県は平成32年度を目標に素材生産量38万3千m³/年の目標を掲げているが、造林公共（造林事業）等生産量を増やすために有効な施策に対する助成は縮小傾向である。また行政指導の下森林計画を樹立するも、いざ事業を動かす段階になって助成がないのでは計画が無駄になってしまいうことから、引き続き平成30年度造林公共予算の十分な確保をすること。</p> <p>○ナラ枯れ被害拡大の防除対策費を国に求めること。</p> | <p>造林公共予算等については、当初予算において検討している。必要な予算確保について、引き続き国へ要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境保全整備事業 739,848千円 ・美しい森林づくり基盤整備交付金 21,987千円 <p>ナラ枯れ被害対策の必要な予算の確保について、引き続き国へ要望する。</p> |

要望項目

左に對する対応方針等

| | |
|--|--|
| <p>○主伐・再造林の推進について、国への働きかけとともに、県の再造林費用のかさ上げ、または搬出助成制度をつくること。</p> | <p>国の新規事業を活用しながら再造林の推進を図ることとし、必要な予算確保について国に要望する。 造林事業の再造林に係る補助率は、引き続き県嵩上げにより、広葉樹85%、クスギ・コナラ・少花粉スギ90%で支援する。 クスギ・コナラ・少花粉スギの再造林に係る森林作業道整備について、当初予算において県嵩上げの拡充を検討している(68%→最大90%)。 皆伐に関する搬出助成は、間伐の搬出助成とのリバランスをとるの必要があり、現時点において厳しい状況であるが、継続して検討していく。 ・林業成長産業化間伐等促進事業(うち再造林分) 5,000千円</p> |
| <p>○間伐材搬出等事業を継続すること。</p> | <p>当初予算において継続支援を検討している。 ・間伐材搬出等事業 650,000千円</p> |
| <p>○路網整備について、林道専用道の補助対象に植栽を追加するよう国に求めること。森林組合管理の林道専用道に林道と同様の助成措置をすること。林地までの農道等の拡幅、修繕、補強等の整備助成の新設をすること。林道作業道については、既設林道、作業道、アグセス道の修繕に對する助成を新設すること。</p> | <p>国事業で新たに主伐材の供給に對応した路網整備への支援が予定されており、県においても昨年11月に国に對して十分な予算確保を要望している。 非公共事業で作設した林業専用道の維持管理等については、まずは、事業体に「補強事業(路体強化など)」の活用と災害復旧対策事業の対象となる林道への格上げなどを検討していただきたい。 農道等の修繕などについては、県では「しっかり守る農林基盤整備交付金」により支援しているところであるが、今後も、具体的な実情を伺いながら必要な施策を関係者と一緒になって検討する。 ・しっかり守る農林基盤整備交付金 205,000千円 森林作業道の維持・修繕等については、関係者から具体的な実情を伺いながら、必要な施策を検討したい。</p> |
| <p>○A材の需要がのびていない。販路拡大について定額補助をすること。</p> | <p>・A材の販路拡大を行う事業者への取組については、「鳥取県版経営革新総合支援事業」により支援することとしている。 ・鳥取県版経営革新総合支援事業 980,171千円</p> |
| <p>○県産材の販路拡大・利用拡大について認証材の安定供給体制を構築するための認証普及の推進、普及啓発のための助成をすること。</p> | <p>鳥取県産森林認証材を全国的に普及するため、東京オリンピック・パラリンピック関連施設である「選手村ビレッジプラザ」の建築材料として、森林認証材を提供することとし、当初予算による対応を検討している。 ・[東京オリ・パラ]選手村ビレッジプラザ向け県産材供給事業 2,052千円</p> |
| <p>○森林地籍調査を早期に実施すること。</p> | <p>引き続き、山林も含め地籍調査事業を推進していく。 ・国土調査事業 708,251千円</p> |

| 要望項目 | 左に對する対応方針等 |
|--|---|
| <p>○高性能林業機械導入が増加し、生産コストの削減に取り組んでいるところだが、機械に必要な軽油取引税の免税措置の延長を国に求めること。森林情報整備事業を推進するための支援をすること。</p> | <p>軽油引取税の軽減措置の延長については、昨年12月に平成30年度税制大綱が示され、認められた。 森林情報の整理を推進するため、国の事業を活用した航測レーザー計測の実施について、2月臨時補正及び当初予算において検討している。また、施業情報等の森林情報を市町村や林業事業体と共有するための森林クラウドシステムの運用について、当初予算において検討している。</p> |
| <p>《鳥取県小学校体育連盟》 ○平成30年度鳥取県小学校運動記録会開催事業を継続すること。</p> | <p>・【2月補正】林業・木材産業強化総合対策事業 (うち航空レーザー計測事業) 110,305千円 ・林業成長産業化航空レーザー計測事業 74,520千円 ・森林計画樹立事業(森林クラウドシステム保守管理事業) 4,500千円</p> |
| <p>《鳥取県中学校体育連盟》 ○第44回鳥取県中学校総合体育大会各競技運営費補助金、平成30年度中国ブロック中学校選手権大会運営費補助金、全国大会中国ブロック大会選手派遣費補助金を継続すること。</p> | <p>小学校・中学校・高等学校の各体育連盟に対しては、それぞれの要望を踏まえ、毎年助成を行っており、引き続き支援について当初予算で検討している。 ・学校関係体育大会推進費 39,300千円</p> |
| <p>《鳥取県高等学校体育連盟》 ○鳥取県総合体育大会開催費補助金、中国5県選手権持ち回り開催補助金、全国高等学校総合体育大会派遣補助金を継続すること。</p> | <p>小学校・中学校・高等学校の各体育連盟に対しては、それぞれの要望を踏まえ、毎年助成を行っており、引き続き支援について当初予算で検討している。 ・学校関係体育大会推進費 39,300千円</p> |
| <p>《鳥取県PTA協議会》 ○調査研究研修事業(アンケート調査、分析、公表など)、機関誌発行、鳥取県PTA研究大会、社会教育団体交流室使用助成事業、PTA指導者支援事業、中四国及び全国PTA研究大会派遣事業を継続すること。</p> | <p>鳥取県PTA協議会からの要望を踏まえ、毎年助成を行っており、引き続き支援について当初予算で検討している。 ・社会教育関係団体による地域づくり支援事業(鳥取県PTA協議会補助金) 860千円</p> |
| <p>《鳥取県私立学校協会》 ○私立学校協会事業に対する補助金を増額すること。</p> | <p>鳥取県私立学校協会及び鳥取県私学振興会に対しては、引き続き支援を行っている。 ・私学共済事業等助成事業(私立学校協会補助金) 1,670千円</p> |
| <p>《私立中学高等学校部会・鳥取県私立中学高等学校PTA連合会》 ○私学助成に係る国庫補助制度を堅持充実するよう国に求めること。 ○就学支援金を充実し、さらなる父母負担の軽減をすること。</p> | <p>私立学校の政策や耐震改修への補助については、国に対して十分な予算額の確保と実情にあった補助単価への見直しを引き続き要望していく。私立中学高等学校への教育振興費、耐震化、施設整備費やICT環境の整備等の補助金については、引</p> |

要望項目

左に對する対応方針等

○耐震化補助について、国の鳥取県における建設単価は実態にかけ離れて
いるうえに、中国地方は補正係数（95%）も低く、資金調達が厳しく
事業を縮小せざるを得ない状況にある。国の補助額が建設費総額の3分
の1配分となるよう制度の充実と現行の補正係数の撤廃を国に求めるこ
と。
○教育の格差是正からもICI環境の整備拡充に支援すること。

きつき確保・充実を図っていく。
学校周辺の安全・安心対策については学校の話聞きながら必要に応じて対応す
る。
・私立学校教育振興補助金 1,861,171千円
・私立高等学校等就学支援金 652,213千円
・私立学校施設整備補助金 316,881千円
・私立学校による新たな学び推進事業
(私立学校アクトイブラーニング推進事業) 18,240千円

○寄付金控除手続きを簡素化するよう国に求めること。

寄附金控除をはじめとする医療費控除、雑損控除の3つの所得控除については、1月
1日から12月31日までの一年分について申告する必要があり、また、その手続きが
複雑であるため年末調整手続きを行う事業主（源泉徴収義務者）の負担を考慮するなど
の理由から年末調整ではなく、確定申告することとされている。
なお、政府税制調査会等において、事業主の事務負担の軽減のため、確定申告・年末
調整手続きの電子化の推進について議論されており、引き続きその議論の動向を注視し
たい。

《幼稚園・認定こども部会・鳥取県私立幼稚園・認定こども園PTA連合
会》
○私立幼稚園運営費補助金を拡充すること教職員の処遇改善補助を継続す
ること。

実態に合わせた運営費補助となるよう、平成18年度以降据え置きとしていた補助単
価の改定について当初予算による対応を検討中。併せて、平成29年度に創設した教員
の処遇改善のための助成を引き続き行う。
・私立幼稚園運営費補助金 283,085千円

○幼稚園2歳児と認定こども園の3号子ども以外の2歳児は、満3歳児に
ならないと第3号以降の園児の保育料無償化が適用されない。対象にす
るよう制度を改定すること。

保育料の軽減対象となる児童は、原則、幼稚園児として在園しており教育を受けてい
る児童及び市町村からの支給認定を受け教育・保育サービスを利用している児童として
いることから、対象児童の拡大は予定していない。

○幼稚園教員・保育士確保のため処遇改善や職員配置の改善のための施策
を推進すること。

保育士の処遇改善については今年度、国において新たな処遇改善が行われたところで
あるが、県制度による1歳児加配保育士について正規職員単価適用要件を緩和し、施設
全体で正規職員化を進め、雇用の安定による処遇改善を図るよう当初予算による対応を
検討中である。
私立幼稚園の教員については、平成29年度に創設した教員の処遇改善のための助成
を引き続き行う。
・低年齢児受入施設保育士等特別配置事業（正規分） 41,250千円
・子どものための教育・保育給付費負担金 2,217,784千円
・私立幼稚園運営費補助金 283,085千円

| 要望項目 | 左に 対す る 対 応 方 針 等 |
|--|--|
| <p>《専修各種学校部会》 ○関係機関との連携強化に支援すること。鳥取県産業育成センター内に復職技術科を復活すること。</p> | <p>来年度、県内の各産業界のニーズ等をもとに、産業人材育成のあり方及び各教育機関や訓練機関、企業等が連携して人材を育成する仕組みを構築するための検討会議を設置する。当該検討結果をふまえ、県立産業人材育成センターの訓練科のあり方についても見直しを行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業人材育成強化検討事業 2, 3 1 2 千円 |
| <p>○医師会立看護高等専門学校（東・中・西） ・教育訓練給付金（専門実践教育訓練）講座指定基準の見直しをするよう国に働き掛けること。</p> | <p>国による講座指定は、講座の継続的かつ安定した運営及び教育訓練の実績などの基準を満たすことが必要である。教育訓練給付金支給対象者に安心して訓練を受けていただくための基準となつていことから見直しを国へ要望することは困難であり、学校において基準を満たすよう取り組んでいただきたい。</p> <p>県では看護職員確保のため県内で看護職員として従事する意思のある方に対し、看護師等養成所在学中に修学上必要な資金の貸し付けを行う看護職員修学資金を設けている。</p> |
| <p>・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金について、看護師等養成所運営費算定基準を見直すこと。</p> | <p>当該基金については、看護師等養成所運営事業を含む事業区分「医療従事者確保に係る事業」への国からの配分が少ない状況であるため、医療従事者に係る事業を十分に実施できる配分とすよう国に要望していく。</p> |
| <p>○理美容専門学校 ・地元専門学校進学者に対する奨学金または入学準備金の支給など検討すること。</p> | <p>県内理美容師の安定的確保による理美容業界の活性化と衛生学校の取組への支援継続を入学者の確保に向けた新たな魅力づくりを行う県内理美容学校の取組への支援継続を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理美容学校魅力向上支援事業 4, 0 0 0 千円 |
| <p>・地元で学び、地元で就職する専門学校卒業生が地元企業採用された場合、1年間の給与補助など検討すること。</p> | <p>企業立地事業補助金認定事業者、鳥取県版経営革新計画認定事業者が県内在住者を正規雇用した場合、正規雇用奨励金及び経営革新総合支援事業補助金による助成が可能であり、助成対象には県内在住の県内専門学校卒業生の採用も含まれる。</p> |
| <p>・専修学校への運営費助成を増額（専修学校1/15から2/15、高等専修学校2/15から3/15へ）すること。</p> | <p>県内理美容師の安定的確保による理美容業界の活性化と衛生学校の取組への支援継続を入学者の確保に向けた新たな魅力づくりを行う県内理美容学校の取組への支援継続を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理美容学校魅力向上支援事業 4, 0 0 0 千円 |
| <p>○児童生徒の貧困対策として公営塾への専修各種学校（予備校）の積極的活用をすること。県内高等学校と県内予備校との連携、県内専門学校進学フェア（仮称）開催へ助成すること。</p> | <p>専修学校・各種学校については、関連部局で連携・協力して必要な支援を行っており、今後も地元で学び、地元で働く若者を増やすため、連携強化に努める。また、私立専修学校については、引き続き運営費の支援を行っていく。県内専門学校進学</p> |

要望項目

左に対応する対応方針等

| | |
|---|---|
| <p>○各種学校は私学助成法から運営費助成は対象外になっているが専修学校と同様に奨学金、または入学準備金の支給等検討すること。</p> | <p>フェア（仮称）については、開催経費等について支援を当初予算で検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立高等学校等就学支援金（専修学校高等課程） 26,718千円 ・私立学校生徒授業料等減免補助金（専修学校） 7,690千円 ・私立学校教育振興補助金（私立専修学校教育振興補助金） 85,755千円 ・私学共済事業等助成事業（鳥取県専門学校進学フェア（仮称）に対する助成） 100千円 |
| <p>○県内高校生に対する運転免許取得のための自動車学校への早期通学許可を出すよう検討すること。</p> | <p>運転免許取得のための自動車教習所への通学許可については、各校長がそれぞれの学校の状況を踏まえ、許可、不許可の判断をしている。県教育委員会としては、就職等の際に自動車免許を必要とする生徒がその時期までに確実に取得できるよう、入所時期を含めて適切に対応するよう各学校に依頼しているところであり、自動車教習所への入所時期を一律に定める事は難しいが、時期が集中することで就職等に必要ない免許の取得に影響が出ることがないよう引き続き適切な対応を求めている。</p> |
| <p>○教習車用自動車は自動車税の課税免除にすること。</p> | <p>自動車学校の教習車については、その用途に一定の公益性は認められるが、自動車教習事業は収益事業であり租税公課については利用料金等に転嫁することも可能であることから、一般の収益事業者との公平性を図る観点から、経営資産である教習車の所有にあたっては、（固定資産税に替わる）資産課税の対象として自動車税の一部負担をお願いすべきと判断し、課税免除ではなく一部減免（営業用車並課税）にすることをとしたものである。</p> <p>また、平成28年度税制改正大綱においては車体課税の見直しが行われ、自動車取得時の税負担が軽減される制度改正が行われ、さらに平成29年度税制改正では自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行うこととされているところである。この様な状況から、教習車に関してさらなる負担軽減をすることは考えていない。</p> |
| <p>○高齢者講習、認知機能検査委託料（単価）の引き上げ、同講習・検査実施に対する補助をすること。</p> | <p>高齢者講習等の委託料は、その財源とする手数料額が道路交通法施行令で定める手数料額を標準として、各都道府県において条例で規定されており、本県の高齢者講習・認知機能検査の委託料については、その額の範囲内で、物件費や人件費を算出した上で設定しているところである。</p> |
| <p>○準中型免許取得者に対する助成及び準中型免許制度の広報啓発を行うこと。</p> | <p>準中型免許制度については、平成29年3月12日に施行された改正道路交通法に規定されたものであり、県警のホームページ、免許センター、自動車学校において同内容の広報を実施することとしている。</p> |
| <p>○鳥取県私学振興会 ・退職金給付資金給付制度及び共済制度に対する補助率を堅持すること。</p> | <p>鳥取県私学振興会に対しては、引き続き支援を行っていく。 ・私学共済事業等助成事業（私立学校教職員退職金給付財源補助金）</p> |

| 要望項目 | | 左に 対 する 対 応 方 針 等 |
|---|---|---|
| <p>・私立学校経営相談事業に対する補助金を堅持すること。</p> | <p>(補助率：従前どおり36/1,000) 87,786千円</p> <p>・私学共済事業等助成事業(私立学校経営相談事業補助金)355千円</p> | <p>・私立学校経営相談事業(私立学校経営相談事業補助金)355千円</p> |
| <p>《鳥取県土地改良事業団体連合会》</p> <p>○農業農村整備事業</p> <p>県内農業の維持・発展を図るため、農地中間管理事業による担い手への農地集積促進とともに効率的な担い手農業を展開できる農地基盤の整備や中山間地域での農地保全は不可欠である。また、地域の防災対策を進める上で、老朽化民家などの整備は喫緊の課題であるが、速やかな基盤条件の改善整備に困難を極めており、「経営体育成基盤整備事業」「農地集積促進事業」「県営の池の池総合整備事業」「県営の池の池総合整備事業」について継続して予算措置をすること。</p> <p>○災害が頻発しており、災害復旧を迅速に行うため、地籍調査は速やかな実施がもたらめられる。国土調査事業(地籍調査)について引き続き支援すること。</p> | <p>基盤条件の改善整備に資する農業農村整備事業が計画的に執行できるようにしたい。</p> <p>・経営体育成基盤整備事業 175,000千円</p> <p>・農地集積促進事業 124,088千円</p> <p>・県営地域ため池総合整備事業 319,200千円</p> <p>・しつかり守る農村基盤交付金事業 205,000千円</p> | <p>国土調査事業が計画的に執行できるよう支援していきたい。</p> <p>・国土調査事業 708,251千円</p> |
| <p>《鳥取県農業会議》</p> <p>○農業委員会活動強化対策事業、農業会議運営費・活動費、機構集積支援事業、新規就業者早期育成支援事業(県版「農の雇用事業」)および農業法人設立・経営力向上支援事業に対する支援を従来通り継続すること。</p> | <p>県農業会議関係事業については、各種事業が継続できるよう次のとおり、当初予算において検討している。</p> <p>・農地集積総合推進事業 8,674千円</p> <p>(農業委員会活動強化対策事業)</p> <p>(農業会議運営費) 13,171千円</p> <p>(機構集積支援事業) 13,130千円</p> <p>・鳥取暮らし農林水産就業サポート事業 126,591千円</p> <p>(新規就業者早期育成支援事業)</p> <p>・農業法人設立・経営力向上支援事業 16,299千円</p> | <p>県農業会議関係事業については、各種事業が継続できるよう次のとおり、当初予算において検討している。</p> <p>・農地集積総合推進事業 8,674千円</p> <p>(農業委員会活動強化対策事業)</p> <p>(農業会議運営費) 13,171千円</p> <p>(機構集積支援事業) 13,130千円</p> <p>・鳥取暮らし農林水産就業サポート事業 126,591千円</p> <p>(新規就業者早期育成支援事業)</p> <p>・農業法人設立・経営力向上支援事業 16,299千円</p> |
| <p>《鳥取県商工会連合会》</p> <p>○経営支援専門員等の設置費など、小規模事業者等経営支援交付金を継続すること。地域経済を支える小規模事業者が減少するなど、地域経済が衰退の危機にあり、小規模事業者等の「事業承継問題」が喫緊の課題になっている。職員向け事業承継研修など継続して支援すること。</p> <p>○創業・起業対策についても従来通り支援を継続すること。</p> <p>○連合会が主体の販路開拓・需要創出のための物産展・商談会出展支援・海外販路開拓可能性への取り組み、バイヤーガイド作成、新商品開発プロジェクトのための専門家と連携した個別相談、専門家派遣に支援をすること。</p> | <p>県商工会連合会が実施する事業承継・起業・創業、販路開拓・需要創出等の事業者の様々な経営課題に対する支援や職員の資質向上については、小規模事業者等経営支援交付金で引き続き支援することを当初予算において検討している。</p> <p>・小規模事業者等経営支援交付金(商工会・商工会連合会、商工会議所)</p> <p>868,257千円</p> <p>うち、商工会・商工会連合会分 596,633千円</p> | <p>県商工会連合会が実施する事業承継・起業・創業、販路開拓・需要創出等の事業者の様々な経営課題に対する支援や職員の資質向上については、小規模事業者等経営支援交付金で引き続き支援することを当初予算において検討している。</p> <p>・小規模事業者等経営支援交付金(商工会・商工会連合会、商工会議所)</p> <p>868,257千円</p> <p>うち、商工会・商工会連合会分 596,633千円</p> |

左 に 対 する 対 応 方 針 等

要 望 項 目

| | |
|---|---|
| <p>○事業承継を含め事業者の経営課題を解決する、高度な技能力を有した人材を育成するため中小企業診断士養成コース派遣に対する支援をすること。</p> | <p>資金調達力の弱い中小企業者を支援するため、信用保証協会の負担を軽減するための出捐制度及び制度融資を利用する中小企業者の信用保証料の負担軽減補助について、当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用保証協会出捐金 1,500千円 ・信用保証料負担軽減補助金 253,957千円 ・がんばる企業を応援！特別金融支援事業（H28中部地震対策）うち信用保証料負担軽減補助金 109,979千円 |
| <p>《鳥取県信用保証協会》 ○中小企業の資金調達や制度融資の負担軽減のため、経営安定関連保証強化出捐金の継続、県制度の信用保証料負担軽減補助金は減収保証料相当額を補填すること。</p> | <p>地方創生の取組を支える社会基盤を整備し、住民の安全安心を確保する国土強靱化を推進するとともに、地方経済の活性化に繋がる公共事業予算確保・拡大については、平成29年4月14日、7月20日、11月13日及び12月18日に国土交通省へ要望したところであり、今後も機会を捉えて国への働きかけを行っていく。</p> |
| <p>《鳥取県建設業協会》 ○鳥取県国土強靱化地域計画等の着実な実施により、大規模災害等に備えた強靱な県土づくり、地域経済の活性化、地方創生に向け、持続的・安定的に予算の確保を図ること。 ○自然災害に備え、防災・減災のためのインフラ整備に必要な事業予算を確保し、迅速な事業執行に期すること。また、地域建設企業が地域の安全・安心を守るために必要となる人員、機材を継続的に維持するために必要な事業量の確保に努めること。</p> | <p>地方創生の取組を支える社会基盤を整備し、住民の安全安心を確保する国土強靱化を推進するとともに、地方経済の活性化に繋がる公共事業予算確保・拡大については、平成29年4月14日、7月20日、11月13日及び12月18日に国土交通省へ要望したところであり、今後も機会を捉えて国への働きかけを行っていく。 また、事業執行については、適期施工と施工時期平準化に配慮しつつ迅速に行っていく。</p> |
| <p>○改正品確法に基づき定めた「発注関係事務の運用に関する指針」において、各発注者が必ず実施すべきこととされた「予定価格の適正な設定」、「低入札価格調査基準又は最低制限価格基準の設定・活用の徹底等」、「適切な設計変更」、「発注者間の連帯体制の構築」について、市町村を合めすべての発注者が確実に実施されるよう運用の徹底を図ること。また、「発注や施工時期の平準化」等についても徹底を図ること。</p> | <p>国・県・市町村の各発注者を含む発注者協議会及び県の各発注機関を含めた各種会議等の場においても引き続き運用の徹底を図っていく。また、発注や施工時期の平準化等についても現在取り組んでいるところであり、平成30年度予算においても引き続き取り組む。</p> |
| <p>○改正品確法で謳われた適正利潤を確保するため、最新の労務単価、資材等の実勢価格の適用や施工の実態等を的確に反映した積算基準の見直し等による予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準及び上限枠の引き上げ、営繕工事における入札時積算数量書活用方式による適切な設計変更等に取り組むこと。</p> | <p>予定価格の設定については、国の積算基準及び最新の実勢単価等に基づき適正に行っているところであり、関係団体との協議などによる必要は見直しについては継続して取り組んでいきたい。 （低入札）調査基準価格については、国や他県の状況も勘案しながら適切な水準の設定に努めていく。 営繕工事における入札時積算数量書活用方式については、現状の数量変更への対応方針と大きな相違もないため、今年度導入した国の状況等を踏まえ、今後導入を検討する。</p> |

要望項目

左に對する對応方針等

| | |
|---|---|
| <p>○「ゼロ国債」や「繰越制度」等の一層の活用、適正工期の設定等により、発注や施行時期の標準化の徹底を図ることに加え、各発注者の発注見通しについて地域単位等で統合・公表すること。 また、地方公共団体が「ゼロ国債」等の積極的活用に取り組みよう助言・指導を行うこと。地域に密着した建設企業による施工が望ましい維持管理工事や災害復旧工事等については、適切な地域要件の設定や指名競争入札を積極的に活用するなどして、社会資本の老朽化対策や工事施工を円滑に実施するためにも地域建設企業の受注機会の拡大を図ること。更に、入札契約手続きの期間短縮など効率化を図ること。</p> | <p>「ゼロ国債」の積極的活用については国から助言・指導を頂き、適正工期の設定等による発注や施行時期標準化に取り組んでいる。また、各発注者の発注見通しについては、中国地方整備局公表として、地域単位での統合・公表にも取り組んでいる。 県工事の発注にあたっては、現在、指名競争入札は原則廃止し、制限付一般競争入札（主に総合評価入札）を実施しているところであるが、維持管理工事や災害復旧工事については、総合評価入札の評価項目に地域点を導入して、地域の事情に精通した地元業者が受注できるように制度上の配慮を行い、地域建設企業の受注機会の拡大に取り組んでいる。県工事における入札契約手続きの期間については建設業法に定める最短期間を基本として実施しているため困難である。</p> |
| <p>○地域の実情を踏まえつつ、建設現場での生産性の向上を推進していくために、ICT活用に対応できる人材育成、ICT建機導入のための融資や税制等の支援に取り組むとともに、思い切った書類簡素化に取り組むこと。</p> | <p>ICT活用に対応できる人材確保・育成については現在、国と連携して講習会実施などに取り組んでおり、引き続き取り組む予定である。ICT建機導入のための融資については、現時点で、中小企業庁所管の「環境・エネルギー対策資金」や「IT活用促進基金」、県の「企業自立サポート融資」が活用可能である。税制についても、「中小企業等経営強化法」、「中小企業経営強化税制」、「中小企業投資促進税制」により中小企業に対する生産性向上のための税制優遇措置が行われており、今後も関係団体の意見を聞きながら、必要な取組については検討していきたい。書類簡素化については継続して取り組んでいく。</p> |
| <p>《鳥取県政書士会》 ○空き家の老朽化や放置による倒壊等による住民被害の恐れや成実環境の悪化等の問題が顕在化しつつある。市町村に対する空き家等実態調査支援事業・老朽危険空き家等除去支援事業の継続・拡大をすること。</p> | <p>空き家対策に取り組み市町村への支援策として、空き家等実態調査支援事業及び老朽危険空き家等除去支援事業の継続を当初予算で検討している。 ・空き家対策支援事業 9,000千円</p> |
| <p>《JAグループ鳥取》 ○果樹の新規栽培の確保・育成への支援について ・梨 遊休化した園地が廃園になる前に、新技術体系による園の再整備を行い、新規栽培者に継承するために必要な資材（苗・果樹だな・灌漑施設・網掛け施設・SS）や栽培者が決まる間、育成期間中の肥培管理に要する支援および、栽培技術習得の研修会等開催への支援をすること。</p> | <p>遊休化した果樹園が廃園になる前に、収益性の高い品種を導入し、省力的で安定した管理が可能な果樹園に再整備を行い、新規栽培者が参入するまでに必要な栽培管理に係る支援を行う事業を当初予算において検討している。 ・<農業生産1千億円達成総合対策事業>戦略的スーパー園芸団地整備事業13,394千円</p> |
| <p>・柿 優良西条柿園は園主廃業後荒れることのないよう、中間管理園と位置づけ生産部が管理しているが、肥培管理に要する経費、園での新規栽培者研修体制の支援をすること。</p> | <p>園芸産地の将来像をJA生産部で話し合い、将来の生産量の確保に必要な人材確保対策や農地・機械等の継承対策を内容とした産地の「将来ビジョン」の作成支援と、果樹における園地継承するまでの維持管理をJA生産部で行う体制づくりへの支援を当初予算において検討している。 ・園芸産地継承システムづくり支援事業 6,400千円</p> |

| 要望項目 | 左に對する対応方針等 |
|---|---|
| <p>西条柿の生果と加工品の両建てによる農業所得のアップが目的の個別包装機と「あんぼ」柿の需要も増え、乾燥機等の既存施設の拡充への支援をすること。</p> <p>〔JA鳥取中央＝畜産〕</p> <p>○マルキン制度の補てん率を8割から9割へ引き上げるよう、県から国へ要望をすること。</p> <p>○全国初となる新しいシステムとして2割部分の補てん金差額を行政、JAグループ、生産者が一体となって再生産可能なセーフティネット事業の構築をすること。</p> <p>〔JA鳥取西部＝野菜〕</p> <p>○白ねぎ流通・販売体制の強化をすること。</p> <p>○ブロッコリー 黒すす病の発生原因究明および防除対策をすすめること。</p> <p>〔大山乳業農協＝酪農〕</p> <p>○加工原料乳生産者補助金は酪農経営の再生産の確保と将来にむけた投資が可能となる補給単価水準の設定と、需要の変化に応じて安定的に乳製品が提供されるよう交付対象数量の設定をすること。</p> <p>○集送乳調整金は全地域から集乳をおこない、用途別の需給安定や集送乳の合理化等にも取り組む指定団体の機能に十分見合った金額とすること。</p> <p>○FEU・EPA大枠合意等を踏まえ、生産者が安心して経営を継続できよう、万全な用途別の需給安定対策の実施、および補てん率の引き上げなど、加工原料乳生産者経営安定対策事業を拡充すること。</p> <p>〔JA鳥取県中央会＝その他〕</p> <p>○鳥取県へのIJUターンを促進し、就農・就業に結びつけるため、平成30年度から「農業分野」を「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金」の対象業種に加えること。</p> <p>《新日本婦人の会鳥取県本部》</p> <p>○小児医療費助成制度の窓口負担をなくし完全無料化にすること。特に就学前の窓口負担完全無料化を早急に実施すること。</p> | <p>個別包装機や乾燥機などの既存施設の拡充については、国補正による対応を検討している</p> <p>・【2月補正】産地パワーアップ事業 220,000千円</p> <p>牛マルキン制度は、平成30年度の1年間に限って緊急的に9割補填への引き上げが決定されたところである。牛・豚マルキンの補填率の引き上げについては、T P P協定発効を待たずに早期に実施されるよう、引き続き国に要望していく。</p> <p>白ネギの流通・販売体制の強化については、当初予算において検討している。</p> <p>・＜農業生産1千億円達成総合対策事業＞戦略的園芸品目（白ネギ）総合対策事業 30,539千円</p> <p>JA大山営農センター、大山普及支所及び園芸試験場が連携して、発生原因究明および防除対策に取り組んでおり、引き続き対策を進める。</p> <p>平成30年度の加工原料乳生産者補助金の交付対象数量は340万トン、集送乳調整金については2,43円/kgと生産者補給金と合わせた単価は10,66円/kgと10銭の増となり、当面生産者が安心して経営継続できる単価が設定された。今後も情報収集に努め、必要に応じて国に対策を求めていきたい。また、加工原料乳生産者経営安定対策事業の補填率の引き上げ等事業の拡充については、鳥取県は飲用向け牛乳の生産が中心で加工原料乳の割合が低いため、今すぐ必要であるとは思われない。</p> <p>平成30年度当初予算において、業界から要望のあった農林水産業の分野を対象業種に加えることを検討している。</p> <p>・鳥取県未来人材育成奨学金支援事業 236,825千円</p> <p>小児特別医療費助成については、28年4月以降は18歳になった最初の年度未までに拡大したところであり、29年4月から訪問看護に関する医療費も助成対象としたところである。</p> <p>窓口負担をなくし無料化を実施した場合、県及び市町村において相応な財政負担が生じるため実施は困難である。</p> <p>・特別医療費助成事業費（小児） 883,849千円</p> |

| 要望項目 | 左に對する対応方針等 |
|--|--|
| <p>○就学援助制度が県内どこに住んでいても、国が定める水準の補助が受けられるよう県費補助をすること。特に準要保護は自治体間の格差がある。</p> | <p>義務教育段階の就学援助は、学校教育法第19条の規定により市町村の責務とされている。</p> <p>市町村が行う要保護者への就学援助に対しては国庫補助が行われており、国が定める単価を基準に支援が行われている。</p> <p>また、準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により平成17年度から国の補助の廃止、税源移譲・地方財政措置が行われたものであり、県として独自に支援することは考えていない。</p> |
| <p>○全県下で学校給食費の無料化がすすむよう、県費補助をすること。</p> | <p>学校給食法では、学校給食の経費負担について、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に係る経費は設置者が、学校給食費（食料費）は保護者が負担することと定められていることから、県としては給食費の助成は考えていない。</p> |
| <p>《鳥取県医療労働組合連合会》</p> <p>○高知県では、腰痛発生率が高い医療、介護職から腰痛を解放する、抱え上げない「ノーリフト宣言」を行い労働負担を軽減している。リフトなどの福祉器具の購入や活用のための研修に対し補助をすること。</p> | <p>医療機関へのリフト購入補助制度は現在実施しておらず、必要性について検討していきたい。</p> <p>介護従事者に対する身体の負担を軽減するため、リフト等の「介護ロボット」の導入に対する支援及び研修について、引き続き当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護ロボット導入支援事業 2,000千円 ・介護職員の事業所全体レベルアップ事業 900千円 |
| <p>○介護報酬削減や人員不足による介護事業所の閉鎖があるが全県の実態調査をすること。</p> | <p>介護報酬や人員基準等については、国が実態調査等を実施し、社会保障審議会等で検討した上で決定しているものであり、県独自で実態調査を実施する予定はない。</p> |
| <p>《鳥取県社会保障推進協議会》</p> <p>○県民が安心して医療・介護・福祉を受けられるよう国に強く求めること。</p> <p>①負担増を拡大し、受診、サ―ビスを抑制する医療と介護「改革」の中止を国に求め、保険料や窓口負担、利用料、食費・部屋代等を軽減すること。</p> | <p>国において、制度の持続可能性を高めるため、世代間の負担の公平や負担能力に応じた観点等から決定されているものであり、県として中止を求めることは考えていない。</p> |
| <p>① 保の国負担割合を引き上げ、払える保険料にすること。</p> | <p>国の財政支援の拡充については、これまでも機会あるごとに要望しており、今後も引き続き要望を行う。</p> |
| <p>③制度が再三改定されるがそのたびに後退している。診療報酬、介護報酬等の引き下げを中止し、医療・介護・福祉関係者の専門職にふさわしい処遇改善・給与改善を国の責任で行うよう求めること。</p> | <p>平成30年度診療報酬改定については、将来にわたって対応可能な医療提供体制と持続可能な医療保険制度を構築するため国において実施されているものと認識しており、県として国に中止を求めることは考えていない。</p> <p>介護職員等処遇改善については、平成27年度に介護職員等1人当たり月額1万2千円相当の拡充、平成29年度に月額平均1万円の処遇改善加算が新設され、平成30年度には介護報酬改定が0.54%増となる予定であり、処遇改善に向けた対応が図られている。</p> |
| <p>○県民が安心して医療・介護・福祉を受けられるよう施策を拡充すること。</p> <p>①県の一般会計からの繰り入れで、高すぎる国保料（税）を引き下げること。</p> | <p>県はこれまでも法に基づく応分の負担をする役割を担っており、県として法定外の新たな財政支援は考えていない。</p> |

要望項目

②患者・高齢者・障がい者・子どものための施設・事業の人材確保をおこなうこと。そのための財政支援を行うこと。

左に對する對應方針等

医学生や看護学生への奨学金や修学資金の貸与、医学生を対象とした地域医療の研修会の開催、看護職員が働き続けられる環境の整備への支援等の総合的な医師・看護師確保を講じ、県内で勤務する医師・看護師の確保に引き続き努める。

- ・医師確保奨学金等貸付事業 256,770千円
- ・看護職員等充足対策費 798,133千円
- ・地域医療体験研修推進事業 1,273千円

引き続き、事業者団体や職能団体等とも連携しながら介護人材等の確保に取り組むとともに、事業者団体等の介護人材等確保に向けた取組に対して支援していく。

- ・「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業 20,133千円
- ・介護の職員資質・職場環境向上事業 5,513千円
- ・元気なシニアパワーで地域を支える仕組みづくり事業（介護助手の養成） 4,357千円
- ・鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保）補助金 27,000千円
- ・鳥取県社会福祉事業包括支援事業（介護実務者研修受講支援補助金、介護職員・小規模事業所グループ支援補助金） 8,500千円

○保育人材の確保については、鳥取県保育士・保育所支援センターを中心に相談支援、就職支援や就職準備金等の貸付等を行っているが、潜在保育士の掘り起こしの強化や現職保育士の離職防止のためのセンター職員増員による広報・啓発活動も含めた機能強化、県外学生の県内就職促進に向けた取組について当初予算による対応を検討中である。

また、保育士の処遇改善については今年度、国において新たな処遇改善が行われたところであるが、県制度による加配保育士を中心に正規職員単価で人件費を支援し、雇用の安定による処遇改善を図るよう当初予算による対応を検討中である。私立幼稚園の教員については、平成29年度に創設した教員の処遇改善のための助成を引き続き行う。

- ・保育士確保対策強化事業 14,842千円
- ・低年齢児受入施設保育士等特別配置事業（正規分） 41,250千円
- ・子どものための教育・保育給付費負担金 2,217,784千円
- ・私立幼稚園運営費補助金 283,085千円

要望項目

左に対応する対応方針等

| | |
|---|---|
| <p>③患者・高齢者・障がい者・子どものための施設・事業の抱える深刻な実態や、低所得者ゆえの手遅れ死亡事例等の実態調査を行い、県独自の施策を講じること。</p> | <p>介護保険制度等については、全国一律の制度であり、制度改正や報酬改定等が実施された際には、検証のための全国実態調査等が実施され、国の社会保障審議会等において検討された上で制度改正や報酬改定の設定がされる。全国一律の制度であることから、県独自での実態調査や施策については考えていない。</p> <p>県実施要綱において監査実施体制を定め、保育所及び認定こども園においては新設園は初年度から2年続けて、また文書指摘が続いている施設は指摘事項の改善が図られるまで毎年実地監査を行っている。</p> <p>また、実地監査を行わない年度は書面監査を実施し、全ての施設に対して年に1回は監査を行っており、引き続き施設の運営実態に応じて監査を実施し、問題の把握と改善に努めている。</p> <p>低所得者については、生活困窮者自立相談支援事業（福祉事務所設置自治体の実施）において、地域の生活困窮者に対するアウトリーチ・支援の仕組みを構築し、生活困窮者を適切に支援することが重要であるため、そのような実態調査をすることではなく、県内におけるこの事業の着実な実施を推進する。</p> |
| <p>《鳥取県民主商工会連合会》 ○鳥取県産業振興基本条例は事業振興に対する産学官の責務を定めた事業振興条例としては必要充分であるが、鳥取県の多数を占める小企業者にとって有効であるとはいえない。小規模事業者（小企業）を定義し、それらの持続発展を盛り込むこと。</p> | <p>鳥取県産業振興条例は、県内では小規模事業者が多数を占めることを当然のことと認識した上で、平成23年の県議会において、県内事業者の優先を図ること、その際、企業規模や産業分野に応じた細分化はせず、県内産業全体の育成・振興を目標とする、といった議論を経て制定に至ったものであり、この考え方に変わりはない。</p> <p>県では、現在今年度中を目的に改定作業を進めている「鳥取県経済再生成長戦略」の中で、「中小企業・小規模事業者の支援」について盛り込む予定である。</p> |
| <p>○中小企業振興を話し合う産学官共同の審議会を設置し、小規模事業者の代表を参加させること。（鳥取市では設置）</p> | <p>県では、昭和28年から小規模事業者代表も参加する「鳥取県中小企業振興対策審議会」を設置していたが、その後、経済のグローバル化、IT化、経営革新、創業など中小企業の経営課題が高度化・専門化し、審議会方式では調査審議が困難となり、平成19年に廃止した経緯がある。</p> <p>現在は、事業者や専門家の意見を伺いながら速やかに施策化を図ることとしている。</p> |
| <p>○商工会議所の調査でなく、県が直接小企業の実態をつかむことが重要であり、市町村とも連携し中小業者の悉皆調査を行うこと。</p> | <p>小規模事業所の実態については、商工団体が訪問して把握した上で、企業支援ネットワーク等で随時共有しており、別途のアンケート調査等を行うことは考えていない。</p> |
| <p>○仕事おこし、経済振興策として、住宅リフォーム助成制度・商店リニュー</p> | <p>地元商業の活性化を目的とした商店リニューアル助成事業は、来街者ニーズ等を踏まえて市町村がまちづくり方針等に沿って実施すべきである。既に県では市町村と協働した商店街の環境整備等への支援のみならず、経営革新や設備投資等に対する支援制度を設け事業者を活用いただいたり、商店リニューアル助成制度の創設は考えていない。</p> <p>住宅の改修等に対する助成については、環境対策や地震対策といった政策テーマを持って行うことが望ましいと考えており、例えば、「とっとり住まいる支援事業」では県産材を活用して実施する住宅リフォーム（改修）に支援している。</p> |

要望項目

左に 対 する 対 応 方 針 等

○平成29年6月に成立した信用保険法改正等ではセーフティネット貸付5号の保障割合を80%へ減らし、『保証付き融資とプロパー融資を適切に組み合わせリスク分担を行う』と保証協会の保証付き融資を制限するよう項目が盛り込まれた。小企業者が安心して融資を受けられるよう、政府による信用保証制度への部分保証拡大の動きに反対すること。

部分保証は、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者に対して適切な支援を行うことを目的として金融機関にも貸し手として責任ある立場を求めため導入されたものであり、金融機関による経営支援への取組強化が期待できるなど、一概に問題があるものではないと考える。
平成29年の信用保険法等の一部改正により、セーフティネット保証5号の保証割合が100%から80%に引き下げられることとなったが、大規模な経済危機、災害等に際しては、100%保証の危機関連保証が新たに創設され、著しい信用収縮が起きた際にも中小企業者の資金繰りに対応できると考える。

○税・料の徴収にあたっては、地方税法のほか、国税徴収法、税務運営方針、鳥取滞納整理マニュアル等にのっとり、納税者の事情に即した対応をすること。

従前から本県では、地方税法等の関係法令や滞納整理マニュアル等に基づき、面談等により滞納者の実情を十分に聴取したり、滞納者の実態を把握した上で、その実態に応じた個々の滞納者に寄り添った滞納整理を適切に行うよう努めている。
今後とも、納期内納税者との公平性を損なうことなく、真に生活に困窮している滞納者の実態把握に努め、納税緩和措置（分割納付、納税猶予、執行停止等）を含めた滞納整理を厳正に行っていく。

○税の徴収は市町村が責任をもつてあたるべきものであり、鳥取県地方税滞納処理機構は法的根拠がない。徴収効率も悪く、費用対効果も悪い鳥取地方税滞納整理機構は解散すること。

市町村税の徴収は、当然、市町村が責任を持って行っているが、県と市町村で共通する滞納事案は、県と市町村が共同対応することで滞納整理事務の効率化（重複事務の解消）を図られ、また、共同での納税交渉を行うことで、滞納者の実状に応じた納付計画を立てることができるとのメリットがあることから、引き続き、鳥取県地方税滞納整理機構を活用し、県と市町村で連携して徴収を行うこととしている。

○家族労働の正当な働きを認めず、封建的な家制度の名残である所得税法56条の廃止に賛同し、国に廃止を求めること。

家族従業者の給与に対する所得税上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えており、引き続き政府税制調査会等の動向を注視していくこととしている。

○国保料（税）を引下げ、短期保険証や資格証明書の発行を中止し、減免申請を積極的に認めること。

保険料（税）は、最終的には市町村が決定することとなるが、県としては医療費適正化の取組を通じて医療費の抑制を図るとともに、被保険者への影響を考慮して激変緩和措置を講ずることとしている。

被保険者資格証明書の交付は、国保制度を維持していくため、被保険者に保険料を納付していただく仕組みとして法定されているものであり、市町村は交付にあたって特別の事情の有無など、滞納世帯の状況を把握し、適切に対応していると認識している。
短期被保険者証の交付についても、収納相談等に関して直接の面会は貴重な機会と捉えており、市町村に、これらの発行の中止を求めることは考えていない。
保険料等の減免については、各市町村がそれぞれの実情に応じて、条例又は規約にどのような場合に減免するかを定めており、県として関与することは考えていない。

| 要望項目 | 左に對する対応方針等 |
|--|--|
| <p>○鳥取県国民健康保険運営方針が発表されたが、社会保障の観点が薄く、国民皆保険を支える国保を存続維持させるとは言いがたい。国保県一元化により、保険料の値上げ、住民サービス低下が起らない様、県が直接支援すること。</p> <p>○マイナンバーの取り扱いが個人情報の観点にのっとり厳格に行うこと。これ以上の利用拡大はしないこと。国にも意見をあげること。</p> | <p>国民健康保険は医療保険制度ではあるが、構造的な課題を抱えていることを踏まえて運営していきたい。</p> <p>保険料(税)は、最終的には市町村が決定することとなるが、県としては医療費適正化の取組を通じて医療費の抑制を図るとともに、被保険者への影響を考慮して激変緩和措置を講じることとしている。</p> <p>国保制度の維持は、国が最終的に責任を持つべきであり、県として既に法定された負担を行っているため、国保制度改革に伴う新たな負担は考えない。</p> <p>マイナンバーの取り扱いについては、マイナンバー法はもとより、個人情報保護法及び個人情報保護委員会が発出しているガイドラインに従い厳格に運用している。また、利用範囲の拡大については現在国において検討されているところであり、現時点で国に意見を上げるとは考えない。</p> |